

EU のリニエンシー制度の研究

公正取引委員会

競争政策研究センター

EU のリネンシー制度の研究

【担当者】

武田邦宣

大阪大学大学院法学研究科教授・CPRC 主任研究官

和久井理子

立教大学法学部特任教授/大阪市立大学大学院法学研究科特別研究員・元 CPRC 客員研究員

齊藤高広

金沢大学人間社会研究域法学系教授・CPRC 客員研究員

高居良平

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課課徴金減免管理官・CPRC 研究員

能勢弘章

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課・CPRC 研究員

牧原祐記

公正取引委員会事務総局審査局第四審査・CPRC 研究員

白川慶

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課課徴金減免管理官付・CPRC 研究員

河野琢次郎

公正取引委員会事務総局審査局第二審査上席審査専門官・元 CPRC 研究員

片岡克俊

元 CPRC 研究員

後藤景子

公正取引委員会事務総局審査局第四審査・CPRC 研究員

多賀根健

元 CPRC 研究員

【本研究報告書における役割分担と位置付けについて】

- 1 本報告書は、第1章を全研究メンバー、第2章を高居良平、能勢弘章、牧原祐記及び白川慶、第3章のうち欧州の状況を和久井理子、比較検討を武田邦宣、和久井理子及び齊藤高広、第4章を全研究メンバー並びに補論を齊藤高広が執筆を担当した。
- 2 本報告書を取りまとめるに当たって、岡田羊祐 CPRC 所長を始め、競争政策研究センターのワークショップの参加者から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。
- 3 本報告書の内容は執筆者が所属する組織の見解を示すものではなく、記述中の責任は執筆者のみに帰する。

目次

第1章 はじめに.....	1
第2章 EUのリニエンシー制度の概要.....	3
第1 欧州競争法の概要.....	3
1 違反行為及び制裁	3
2 リニエンシー制度の導入及び改正.....	3
3 和解手続 (Direct Settlement)	4
第2 制裁金の免除.....	4
1 概要	4
2 申請手続.....	4
3 免除要件	5
第3 減額.....	7
1 減額幅及び対象事業者数	8
2 減額要件	8
3 手続	9
第4 申請状況	9
第3章 実際の制度運用.....	10
第1 申請の端緒.....	10
1 カルテルの発見.....	10
2 リニエンシー申請の意思決定	10
第2 マーカー制度.....	11
1 制度趣旨	11
2 マーカー申請の方法.....	12
3 マーカー申請に必要な情報.....	12
4 マーカーの付与	13
5 マーカーの範囲.....	15
6 マーカー期間.....	15
7 欧州委員会とのコミュニケーション	17
8 仮申請制度	17
9 比較・検討	18
第3 制裁金の免除.....	19
1 概観	19
2 申請書類・時期.....	20

3 免除要件—「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」等	21
4 免除の決定及び通知	27
5 運用実績, 比較	28
第4 制裁金の減額	29
1 概観	29
2 申請書類・時期	29
3 重大な付加価値 (SAV : Significant Added Value)	31
4 減額率の決定	33
5 「部分的免除 (partial immunity) 制度 (期間等を増大させる証拠提出と制裁金の関係)」	35
6 減額の決定及び通知	36
7 比較・検討	37
第5 減免を受ける条件—完全協力義務等	39
1 はじめに	39
2 証拠の提出義務	40
3 欧州委員会の要求に対する応答義務	42
4 従業員等による協力の確保	45
5 証拠毀損の禁止	46
6 開示の禁止	47
7 違反行為の終了	48
8 証拠毀損について	49
9 他社にカルテルへの参加等を強要していないこと	50
10 比較・検討	51
第6 リニエンシー枠外での協力	53
第7 ステートメントの提出方法等について	54
第8 結果の公表	55
第9 司法審査	57
第10 リニエンシー手続の担当者	58
第11 リニエンシー制度の効果の検証について	59
第12 「アムネ스티プラス」制度導入の可能性について	61
第13 国際カルテルに係るリニエンシー申請	62
第4章 おわりに	63
【補論】和解制度 (Direct Settlement)	64
参考編	81

第1章 はじめに

我が国において課徴金減免制度は、2005年（平成17年）改正において、初めて導入された。課徴金減免制度は、公正取引委員会が不当な取引制限に係る事件審査を行う上で有効な道具となっており、多くの事件の端緒が同制度の利用によることが明らかにされている。

このように日本に根付いた課徴金減免制度であるが、その実効性を高めるべく2009年（平成21年）には制度が拡充され、今後も絶えず制度の実効性を確保するために事後評価がなされるであろう。そしてその際には、課徴金減免制度が導入された時にそうであったように、諸外国における同様の制度及びその運用が参照されるはずである。また、競争法に係る国際的な執行協力・調和の流れの中で、欧米の制度との比較検討が必要になることも明らかである。

本共同研究は、我が国の課徴金減免制度に対応する、EUのリニエンシー制度について、その運用の実際、そしてそれに対する実務・学説の評価を可能な限り客観的に調査することを目的とする。このような作業は、現在の又は近い将来における我が国の政策課題に取り組むものではないが、上記事後評価を通して、今後あり得る政策課題を検討する際に、有益な基礎資料を生み出すであろう。また、本共同研究が我が国の課徴金得減免制度について、あり得る政策課題を示すきっかけとなるかもしれない。

EUのリニエンシー制度は、1996年に初めて導入され、2002年、2006年の改正を経て、現在に至っている。本共同研究は、特に2006年改正において導入された制度・概念に注目し、裁量型制裁金制度や和解制度との関係も踏まえつつ、欧州における制度改革の意図と効果、そして運用の実際を研究することを内容とする。その際、欧州委員会がリニエンシー制度の運用において有している裁量の意義・効果、裁量の透明性及び予測可能性の確保とのバランス、裁判所による裁量統制がどのように機能しているかなどを確認する。

本報告書の構成は、次のとおりである。まず、第2章において、EUのリニエンシー制度における減免要件を明らかにする。次に、第3章において、概ねそれらの要件に沿う形で、運用の実際を明らかにする。さらに、2008年に導入された和解制度とリニエンシーとの関係については、補論として別途検討を行うことにする。

本共同研究では、実際の制度運用を明らかにするために、多数の実務家にインタビューを行った。インタビューは、和久井客員研究員による2回にわたる欧州での実地調査も含む。その際には次頁に記載した方々にインタビューを行った。また、フランス競争当局局長 Bruno Lasserre 氏には調査先をアレンジしていただいた。お忙しい中、我々に貴重な時間を割いていただいた皆様に、ここに記して御礼を申し上げたい。

インタビュー先

- ・伊藤憲二弁護士（森・濱田松本法律事務所）
- ・宇都宮秀樹弁護士（森・濱田松本法律事務所）
- ・木村智彦弁護士（協和綜合法律事務所）
- ・貞嘉徳弁護士（Hengeler Mueller, 苗村法律事務所）
- ・苗村博子弁護士（苗村法律事務所）
- ・中島康平弁護士（苗村法律事務所）
- ・平山賢太郎弁護士（岩田合同法律事務所）
- ・Giraud Adrien 氏（Willkie Farr & Gallagher LLP）
- ・Pascal Berghe 氏（White & Case LLP）
- ・Gullaume Binoche 氏（Autorite de la concurrence）
- ・Alf-Henrik Bischke 氏（Hengeler Mueller）
- ・Daniele Calisti 氏（DG COMP）
- ・Antonio Capobianco 氏（OECD）
- ・Antonio Caruso 氏（DG COMP）
- ・Kris Dekeyser 氏（DG COMP）
- ・Hannah Ehlers 氏（Hengeler Mueller）
- ・Jerôme Fabre 氏（Freshfields Bruckhaus Deringer）
- ・Matheu Guillaumondo 氏（Wilson Sonsini Goodrich & Rosati, LLP）
- ・Scott D. Hammond 氏（前米国司法省次長）
- ・Donald C. Klawiter 氏（Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP）
- ・Anne Krenzer 氏（Autorite de la concurrence）
- ・Sophia E. Lange 氏（Wilson Sonsini Goodrich & Rosati, LLP）
- ・Jacquelyn F. MacLennan 氏（White & Case LLP）
- ・Christopher Mayock 氏（DG COMP）
- ・Kirtikumar Mehta 氏（元欧州委員会カルテル局長）
- ・Vassili Moussis 氏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
- ・Michael Rosenthal 氏（Wilson Sonsini Goodrich & Rosati, LLP）
- ・Stratigoula Sakellariou 氏（White & Case LLP）
- ・Axel P. Shulz 氏（White & Case LLP）
- ・Sari Suurnäkki 氏（DG COMP）
- ・James S. Venit 氏（Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP）
- ・Simmon Vande Walle (DG COMP)

（五十音順，所属は全てインタビュー当時のものである。）

第2章 EUのリニエンス制度の概要

第1 欧州競争法の概要

1 違反行為及び制裁

欧州においては、欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union。以下、本条約の競争法部分及び関連法令を総称して「欧州競争法」という。）第101条によって、競争制限的協定・協調的行為等が規制され、第102条によって市場支配的地位の濫用行為が規制されている。欧州委員会は、第101条違反については、決定をもって、違反行為の排除を命じることができる（理事会規則1/2003号¹第7条第1項）とともに、決定の名宛人の直前の事業年度における総売上高の10%までの範囲の制裁金を課すことができる（同規則第23条第2項）。欧州委員会には、当該範囲内において制裁金額を設定する裁量が認められており、制裁金額の設定に関するガイドライン²に基づき制裁金額の算定がなされている。同ガイドラインのパラグラフ29によると、事業者がリニエンス制度や法的義務を超えて欧州委員会の調査に効果的に協力した場合、制裁金の減額要因となり得るとされている。

なお、欧州競争法において、刑事制裁及び個人に対する制裁は存在しない。

2 リニエンス制度の導入及び改正

欧州委員会は、1996年、カルテル事件における制裁金の免除又は減額に係る告示³（以下「1996年告示」という。）を公表し、第101条違反のうちの水平的カルテルに対する制裁金の減免制度（以下「リニエンス制度」という。）を導入した。リニエンス制度は、事業者が自身が関与した違反行為を欧州委員会に自主的に報告し、その報告内容及び提出証拠が一定の基準を満たし、かつ、調査協力等の要件を満たす場合は、当該事業者に対する制裁金を免除又は減額するものである。リニエンス制度によって、欧州委員会はカルテルの端緒及びその証拠を入手することができ、更には、カルテル参加者間の相互不信を促進することにより、カルテルの結成の抑止及び既存のカルテルの不安定化に資するとされている⁴。

その後、欧州委員会は、2002年の告示改正（以下、改正後の告示を「2002年告示」という。）⁵を経て、2006年12月に新たなリニエンス告示⁶を採択した（以下におい

¹ Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty [2003] OJ L1/1.

² Commission Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003 [2006] OJ C210/2.

³ Commission Notice on the non-imposition or reduction of fines in cartel cases [1996] OJ C207/4.

⁴ European Commission, Competition, Cartels, Leniency
<<http://ec.europa.eu/competition/cartels/leniency/leniency.html>> accessed 25 June 2014.

⁵ Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases [2002] OJ C45/3.

⁶ Commission Notice on Immunity from fines and reduction of fines in cartel cases [2006] OJ C298/17.

て、単に「告示」とある場合には、2006年に制定された告示を指す。）。告示は、メーカー制度（後記第2及び第3章第2を参照。）の導入や制裁金の減免のために提出が必要となる情報及び証拠の明確化等を行うものである。

3 和解手続 (Direct Settlement)

水平的カルテルに係る制裁金の減額が認められる制度としては、制裁金算定における協力等の考慮による減額やリニエンシー制度のほかに和解手続が存在する。欧州委員会は、2008年、決定の採択に至る手続を簡略化及び迅速化させることを目的として⁷、カルテル事案に関する和解手続を導入した⁸。和解手続においては、関係人が違反行為への関与を認め、その責任を負うとする場合には、欧州委員会の決定の採択に至る手続が簡略化され、制裁金が一律10%減額される。

和解手続は、当該手続を利用した関係人が等しく制裁金の減額を受けられる手続であり、事件発掘や証拠収集を目的とし、制裁金の減額率に差異を設けるリニエンシー制度とは性格が異なるとされている。また、和解手続の適用を判断するに当たり、欧州委員会は広範な裁量を有している。

第2 制裁金の免除

1 概要

事業者がカルテルへの関与を最初に欧州委員会に報告してリニエンシーを申請し、後記の要件（本章第2の3）を満たす場合、欧州委員会は、当該事業者本来課される制裁金を免除する。免除が認められる事業者は、「最初に」申請を行うことが要件であり、最大1社となる。

なお、欧州委員会は、異議告知書を発出した後、以後の制裁金免除申請を認めないとの取扱いができる（may disregard）（告示(14)）。

2 申請手続

事業者は、欧州委員会に対して制裁金の全額免除を申請する際に、一次的な申請（メーカー申請）を行うこと又は直ちに正式申請を行うことが可能である（告示(14)）。

(1) マーカー申請

メーカー申請とは、まだ正式に免除申請を行うために必要な証拠が揃っていない申請者が優先権を得るために認められるものである。具体的には、一定期間（マ-

⁷ European Commission, 'Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels – frequently asked questions' (MEMO/08/458, 30 June 2008)
<http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-08-458_en.htm>

⁸ Commission Regulation (EC) No 622/2008 of 30 June 2008 amending Regulation (EC) No 773/2004 [2008] OJ L171/3.

カー期間)までは、関連資料の提出を行うことを条件にマーカー申請者の免除申請者としての地位が確保される。

免除申請を企図する事業者は、マーカー申請を行うに当たり、欧州委員会に対し、申請者の名称、住所、カルテルへの参加者、影響が及ぶ製品及び地理的範囲、カルテルの推定継続期間並びにカルテル行為の性質に関する情報を提供しなければならない。また、申請者は、カルテルに関して、他の競争当局への申請の有無について情報を提供するとともに、マーカー申請の正当性があることを証明しなければならない(告示(15))。

マーカー申請が認められた場合、欧州委員会は、マーカー期間を設定し、申請者は、当該期間中に免除を受けるために必要な情報を提出しなければならない。(告示(15))。マーカー期間は、個々の事案に応じて決定されるが、他の潜在的申請者が不利益にならないこと、また、事件の調査を早急に開始できるようにする観点から期間は短くせざるを得ないとされている。これは、マーカー期間が長いほど、申請に係る情報漏えいの危険が高まり、結果、欧州委員会による事件調査が危険にさらされる可能性があるためと説明されている。

このようなマーカー制度は 2006 年の告示改正により規定された。

(2) 仮申請

事業者は、マーカー制度を利用せずに、コーポレート・ステートメント(口頭申請を含む。以下同じ。)等によってカルテル行為に係る可能な限りの情報及び証拠を提供すること(告示(16(a))),又は仮の状態で情報及び証拠を提出するという「仮申請」を行うことができる(告示(16(b)))。仮申請の場合、事業者は、後日開示する予定の証拠のリストを提示しなければならないが、事業者名や法規違反を明かさずに保有する証拠が免除要件を満たすかどうかを確認することができる。また、仮申請では、事業者は免除要件に合致する可能性のある証拠を実際に示すこととなるが、事業者やカルテルを特定できるデータは削除し編集したもので行うことが可能である。仮申請を受けた場合、欧州委員会は申請内容が後記の免除要件と合致するか否かを申請者に対して連絡するとともに、開示された証拠が仮申請の内容と一致していた場合は条件付きの免除を認める(告示(19))。

なお、マーカー申請と仮申請は同時に行うことはできない。

3 免除要件

(1) 報告する情報及び証拠の内容

ア 調査開始前の申請

欧州委員会が立入調査を行う決定を採択するために十分な証拠を有しておらず、かつ、立入調査をまだ行っていない時点で、欧州委員会が『ターゲットを絞った』

立入調査を行うことを可能とする内容の情報及び証拠を報告することが、免除の要件となる。具体的な報告内容としては、告示 9 項(a)及び(b)において、カルテルの目的、内容、影響を及ぼした地理的範囲、推定市場規模、具体的な接触の内容等に係るコーポレート・ステートメント及び証拠を提供するものとされている（告示(8(a)), (9), (10)）。

申請内容の基準については、1996 年告示では『決定的な証拠(decisive evidence of the cartel's existence)』であり、減額要件と同一の文言であった。しかし、2002 年告示では、『立入調査等を行うことを可能とし得る証拠 (adopt a decision to carry out an investigation)』とされ、より明確な表現にするとともに減額要件とは異なる基準となった⁹。その後、2006 年の告示では『ターゲットを絞った方法で立入調査 (targeted inspection) を実施できるよう十分な証拠を提出』とされるとともに、具体的にどのような情報及び証拠が提出されなければならないかがより明確に示されることとなった。

イ 調査開始後の情報提供

欧州委員会の調査開始後であっても、事業者が、欧州委員会がカルテルについて第 101 条違反の認定を可能とすると認められる情報及び証拠を提出した場合、制裁金の免除が認められる（告示(8(b))）。調査開始後の免除が適用されるためには、欧州委員会が第 101 条違反を認定するために十分な証拠を有しておらず、かつ、どの事業者にも調査開始前の申請による制裁金の条件付免除が認められていないことが前提となる。その上で、調査開始前の申請要件と同様に、告示 9 項(a)に規定する内容を含むコーポレート・ステートメントとともに、欧州委員会が第 101 条の違反行為を認定できるようなカルテルの証拠を最初に提供する必要がある。（告示(8(b)), (9(a)), (11)）。

2002 年告示によって、調査開始後の情報提供であっても全額免除が可能となり、2006 年の告示改正により、調査開始前の情報提供と同様、どのような情報及び証拠を提出すればよいかがより具体的に定められた。

(i) 完全協力義務

免除要件として、事業者は、申請の提出時から欧州委員会による行政手続の全般を通じて、継続的に、迅速に、誠実に、かつ、全面的に欧州委員会に協力する義務を負う。協力義務の具体的内容については、1996 年のリニエンシー制度導入後の累次の改正によって明確化が図られてきており、現在、協力義務の内容には次に挙げる事項等が含まれる（告示 (12 (a))）。

⁹ 後述（本章第 3）のとおりに、減額要件は 2002 年の告示以降、『重大な付加価値を有する証拠 (significant added value)』である。

- ・ 自らが所有することとなった又は入手可能なカルテルに関係する全ての情報及び証拠を欧州委員会に対して速やかに提出すること
- ・ 欧州委員会が事実の立証のために行う要求に対して迅速に回答すること
- ・ 従業員及び役員（可能であれば退職者も含む。）を欧州委員会のインタビューに応じられるようにしておくこと
- ・ 申請したカルテルに関する情報及び証拠を破壊、偽装又は隠匿しないこと¹⁰

(3) 申請の非公開

協力義務の一内容として、事業者は、欧州委員会の同意があった場合を除き、欧州委員会が当該事件の異議告知書を発出するまで、申請を行った事実及びその内容について公表してはならない（告示(12(a))）。

また、事業者は、欧州委員会に対する申請を検討している際に、他の競争当局への通知を除き、申請を検討しているという事実及びその内容について公表してはならない（告示(12(c))）。

(4) カルテルの終了

事業者は、調査の完全性の保全のために合理的に必要であると欧州委員会が認める場合を除き、申請後直ちに当該カルテルへの関与を終了させる必要がある（告示(12(b))）。カルテルの終了については、2006年の告示改正において「合理的に必要と欧州委員会が認める場合」を除くと明記された。本改正により、一定の条件下において申請後であってもカルテルを継続させることは許容されると解される。

(5) 欠格要件

ア 参加強制

1996年の告示当初から、他の事業者に対しカルテルへの参加や残留を強要した事業者は制裁金免除の資格がない。（告示(13)）。

イ 主導的・決定的役割

1996年告示では、カルテルに主導的又は決定的な役割を果たしていた事業者には制裁金免除の資格はなかったが、2002年告示からは、このような事業者でも制裁金免除は可能となった。

第3 減額

最初の申請者ではない等により免除要件に合致しない場合であっても、本来課され

¹⁰ なお、同様に申請検討時に当該カルテルの証拠を破壊、偽装又は隠匿することも禁止されている（告示(12(c))）。

るべき制裁金の減額を受けられる可能性がある。減額が認められる要件としては、免除要件と同様、完全協力義務、申請の非公表、カルテルの終了等の義務を履行するとともに、欧州委員会が既に入手している証拠に照らして「重大な付加価値を有する (significant added value) 証拠」を提出する必要がある (告示(24))。

1 減額幅及び対象事業者数

現行制度においては、1 番目に減額要件を満たした申請者には 30% から 50% の範囲で、2 番目に減額要件を満たした申請者には 20% から 30% の範囲で、3 番目以降に減額要件を満たした申請者には最高で 20% 制裁金を減額する (告示(26))。減額を受けられる事業者数に制限はない。

減額の水準は、それぞれ順位の減額幅の範囲で、証拠が提出された時点及びその有する付加価値の程度を考慮の上、欧州委員会が決定する (告示(26))。

2 減額要件

(i) 重大な付加価値を有する証拠 (告示(25))

「重大な付加価値を有する証拠」のうち「付加価値」の概念については、提供された証拠が被疑行為に係る欧州委員会の立証能力を向上させる度合いに関連すると説明されている。証拠価値の判断基準について、違反行為後に作成された証拠よりも違反行為時に作成された証拠が、間接的な証拠よりも直接的な証拠が価値の高い証拠であるとされている。また、補強を要する程度についても証拠価値に影響を与えたと考えられており、他の証拠による補強が必要な証拠よりも、そのみで説得力のある証拠 (compelling evidence) の方が、価値が高いとされている。

1996 年告示においては、免除要件と同じ「決定的な証拠」が減額要件とされていた。その後、2002 年告示において、欧州委員会が既に所有している証拠に比べ、重大な付加価値を有する証拠物の提出が減額要件となった。

(ii) 完全協力義務、申請の非公表、カルテルの終了等の要件

完全協力義務、申請の非公表、カルテルの終了等の要件については、免除要件と同様である。このうち、完全協力義務について、2002 年告示までは、免除申請者に対してのみ全面的な協力義務が明示的に定められており、減額申請者に関しては、協力義務が判例上の解釈として認められていた¹¹ものの、告示において明確に規定されていなかった。そこで、告示では、減額申請者についても完全協力義務が課され

¹¹ イタリアン・タバコ事件一般裁判所判決 (Case T-12/06 *Deltafina v Commission* [2011] ECR II-5639) は、1996 年リニエンシー告示における協力義務の必要性について述べた *Dansk Rørindustri* 事件欧州司法裁判所判決 (Joined Cases C-189, 202, 205 to 208 and C-213/02 *Dansk Rørindustri and Others v Commission* (Pre-Insulated Pipes) [2005] ECR I-5425) ほかを引用し、2002 年リニエンシー告示における完全協力義務の必要性を認めている。

ることが明文化された¹²。

(3) 参加強制

事業者が、他の事業者に対しカルテルへの参加や残留を強要した場合、制裁金免除の資格がないが、そのような事業者であっても減額を受けることは可能である。

3 手続

減額申請の手続は、基本的に免除申請の場合と同様である。しかし、減額申請にはマーカー制度が導入されていないことから、減額申請を行うには、申請当初に完成されたコーポレート・ステートメント及び証拠を欧州委員会に提出しなければならない。

第4 申請状況

イタリアーナ競争総局長のスピーチによると、2002年のリニエンシー告示改正後、2013年9月頃までの間において、欧州委員会は291件の免除申請、278件の減額申請を受理している。平均すると免除申請と減額申請がそれぞれ年間当たり約25件行われていることとなる¹³。

¹² European Commission, 'Competition: revised Leniency Notice – frequently asked questions' (7 December 2006) <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-06-469_en.htm?locale=en> accessed 25 June 2014 (以下、本文においてはこの文書を「FAQ」という。).

¹³ 2013年10月9日欧州委員会イタリアーナ競争総局長スピーチ(Alexander Italianer, 'Fighting cartels in Europe and the US: different systems, common goals' (Annual Conference of the International Bar Association (IBA), Boston, 9 October 2013) <http://ec.europa.eu/competition/speeches/text/sp2013_09_en.pdf> accessed 25 June 2014)参照。

第3章 実際の制度運用

第1 申請の端緒

1 カルテルの発見

事業者においてリニエンシー申請の端緒は、企業結合時のデューデリジェンス (Due Diligence) 及び経営者交替時に行われる内部調査により得られることが多い。ある商品のカルテルについて調べている過程で、他の商品についてカルテルの存在が明らかになることもある。競争当局カルテル審査経験者は、企業結合届出件数とリニエンシー申請件数との間に正の相関があるとみている。

欧州委員会による立入調査のほとんどは、リニエンシー申請者からの情報を基にして行われている（後記第 11 参照）。このことから、弁護士実務家（以下「実務家」という。）には、欧州委員会がカルテルの存在を知る前に自ら社内におけるカルテルの存在を認知してなければ、特に免除の申請は成功裏に行うことができないとの見方がある。

2 リニエンシー申請の意思決定

社内でカルテルに関与している事実が明らかとなった場合に、必ずリニエンシー申請が行われるわけではない。リニエンシー申請をするかどうかを最終的に決定するのは事業者である。実務家は、リニエンシー申請をすることのメリット及びこれに伴う負担を説明するなどして、事業者の意思決定を助けている。

例えば、実務家は、除斥期間が徒過しそうである場合など摘発されるリスクが少ない場合には、そのことを事業者に説明することがある。また、事業者側で入手可能な証拠に照らして、リニエンシーが得られそうかどうか検討し、事業者に対して、リニエンシー制度を利用するのであればどのような手続、費用が必要かなどについて助言を与える。このほか、リニエンシー申請をした場合としなかった場合、他社が先にリニエンシー申請をした場合としなかった場合など、可能なシナリオ別にあり得るリスクを示す。この際には、リニエンシー申請をしない場合に委員会が別の方法で探知する可能性があるかどうか、とりわけ他社の申請により明らかになる可能性や、損害賠償請求が行われるおそれが考慮される。さらに、EU では取り上げられなくても、加盟国レベルにおいて事件化される可能性も考慮される。委員会により手続が開始された場合に事業者側として反論したり、制裁を軽くするよう主張したりするなどして防御 (defense) を展開することができるか否かを検討するという方針を採る実務家もある。

事業者に対してリニエンシー申請を行うことを積極的に勧めるかどうかについて、一部の実務家は、「見つからないだろうから申請しなくてよい」というアドバイスを与えることには慎重な姿勢をとっている。他方で、減免が得られるかどうか不確実で

あり、申請を行うためには費用が掛かることに加えて、裁判で欧州委員会の決定を争うことで有利な結論が得られる可能性があること、かつ、リニエンシー申請しない方が裁判で有利な結論が得られる見込みが高いとも考えられることを考慮して、リニエンシーの申請を積極的には勧めないという姿勢を採っている者もある。加盟国競争当局による立入調査が行われても直ちには減額申請を行わず、当局による違反行為の立証可能性を見極めた上で、立入調査から2～3年後に申請を行うこともあり得るとする実務家もいる。

企業又は経営者は、多額の制裁金が課される可能性や国内外における損害賠償請求の可能性、そして加盟国によっては、刑事訴追の可能性などを考慮してリニエンシー申請をするかどうかを決定している。ドイツやフランスでは、取締役会に会社の損害を軽減する義務が課されており、制裁金を課される可能性に対処する義務があるとの見方があることから、これもリニエンシー申請を行うかどうかの意思決定にある程度影響しているようである。ただし、この点については、明確な判例等が存在するわけではなく、内部統制ルールに関する加盟国会社法の相違と相まって、企業の意思決定を複雑なものにしている。他方で、株主代表訴訟の存在は、EUでは訴訟提起が活発でないことから、リニエンシー申請を行う主たる理由とはなっていない模様である。

なお、EUには、他の事業者のリニエンシー申請状況を確認する制度はなく、免除申請を行う上でマーカールを利用できるかを電話で確認することが事実上できるとどまる。実務家側では、経験がある弁護士であっても、リニエンシーが得られるかどうかは申請前には分からないという。

いずれにせよ、少なくとも、実務家が、違反行為が見つければクライアントに対し、直ちにリニエンシー申請を勧めるといった単純な意思決定を行っていないことは、明らかである。

第2 マーカール制度

1 制度趣旨

マーカール制度は、社内調査を通じて「免除申請者が必要な情報や証拠を集めることができるように」するための制度であり（告示(15)）、「制裁金免除の資格を得るのに標準的に必要とされる水準まで引き上げるため当初申請の情報を補完する」ためのマーカール期間を与え（FAQ¹⁴）、正式申請を行うまでの猶予期間を与えるための制度として位置付けられている。

マーカール制度は、EUでは、2006年の告示改正により導入された。制度を導入してから、まだ時間が経っていないこともあって、運用については現在でもなお模索が続けられているという。

マーカール制度は、免除申請についてだけ設けられており、減額申請については存在

¹⁴ FAQ (n 12).

しない。減額申請についてマーカー制度が設けられていない理由について、FAQ では、「リニエンス・プログラムを効果的に進めるには、制裁金の減額申請者間の競争を維持することが必要で」あること、「実際の経験から、欧州委員会の立入調査の後は短期間のうちに複数の申請があることが見込まれ」ること、「欧州委員会が同時に複数のマーカーを効果的に処理し、審査することは実際のところ困難」であることが挙げられている。

2 マーカー申請の方法

マーカーの申請は義務ではない。告示では、免除申請を行う事業者は、「まず初めにマーカーの申請をするか、あるいは、本告示の 8 項(a)又は 8 項(b)の条件に合致するよう、欧州委員会に制裁金免除の正式申請を行う手続にすぐに入るか、どちらかふさわしい方法を取ることができる」と規定している(告示(14))。免除申請を行う事業者は、このうちどちらかを選択し、欧州委員会競争総局と連絡を取ることになる。

実務では、マーカーの申請は行われることが通常であって、社内調査を行い、ある程度の証拠と違反行為のストーリーが判明したら、欧州委員会にマーカー申請のアポイントを取ることが通例になっているとのことである。

事業者は、マーカーがあるかどうかを電話で確認することができる¹⁵。もっとも、マーカーが付与される可能性があるかどうか分かれば事業者側では免除申請が既にあったかどうかを知ることができることから、マーカーがあるかどうかの情報は、マーカーについての問い合わせ後間もなくして正式申請を行う用意がない限り与えられることはない¹⁶。

電話で確認して、マーカーがあることが分かった場合であっても、事業者は、マーカー申請を実際に行う義務を法的に負うわけではない。もっとも、実務家によれば、電話で確認をしたにもかかわらずマーカーの申請を行わなければ実務家の評判が下がるとともに、電話による確認によりカルテルが行われている可能性を欧州委員会審査担当者が知る可能性があること(これは、EU 競争法の実務を行っている実務家の数が限られていて実務家の名前を聞けば顧問先事業者についておよその想像がつく上に、商品名を知れば、どの事業者が関与していそうであるのかがほぼ分かることによる。)から、マーカー申請を行うべき事実上の圧力が働くという。

3 マーカー申請に必要な情報

マーカー申請に当たっては、申請者は、欧州委員会に対して、①事業者名及び所在

¹⁵ Mario Siragusa & Cesare Rizza (eds), *EU Competition Law: Cartels and Collusive Behaviors: Restrictive Agreements and Practices Between Competitors* (2nd edn, Claeys & Casteels 2012).

¹⁶ Sari Suurnäkki & María Luisa Tierno Centella, 'Commission adopts revised Leniency Notice to reward companies that report hard-core cartels' [2007] Competition Policy News Letter (Spring 2007).

地、②申し立てるカルテルの当事者、③影響が及ぶ製品及び地理的領域、④当該カルテルの推定継続期間及び⑤当該カルテル行為の性質についての情報を提供しなければならない、さらに⑥「申し立てるカルテルに関して、他の競争当局に過去に行ったりニエンシーの申請若しくは将来行う可能性の有無について、欧州委員会に情報提供し、マーカ―の地位を要求する正当性があると証明しなければならない」（告示(15)）。マーカ―を申請する段階では、申請者は、カルテル行為を行ったことを認める必要はない。

FAQによれば、上記①ないし⑤の情報は、(i)申請が真摯なものであることと、(ii)申立てのあったものと同一の法規違反について、先行して行われた申請がないことを確認するために必要な情報である。またFAQは、この情報によって、欧州委員会は複数の加盟国に関係する事案かどうかを知ることできるとしている。

上記⑥のとおり、他の競争当局への申請状況に係る情報の提供を要求しているのは、他国へ申請済みであれば、マーカ―を与える必要がない、又は、マーカ―期間が短くて良いなどと判断できるのであり、そうした判断をすべき場合に当たるかどうかを確認するという趣旨であると考えられる（後記4参照）。また、マーカ―を得るためには、マーカ―の地位を要求することを正当化する必要があり、この際には、マーカ―の申請者は、マーカ―期間にどのような調査を行う予定であるか、そしてその調査にはどの程度の時間が必要かなどを説明することが求められる¹⁷。

これらの事項の説明が全体としてどのくらいの分量になるかは、ケースバイケースであると考えられる。実務家によれば、マーカ―申請の段階で100頁程のコーポレート・ステートメントのドラフトを読み上げた経験があるが、このようなやり方が一般的であるとは限らないし、申請を担当する弁護士次第ではないかとのことであった。なお、この事例においては、実務家らは会合において最初に概要を話した後に、その場で、口頭で100頁程のコーポレート・ステートメントのドラフトを読み上げ、欧州委員会がテープに録音するという過程を経た後に（所要時間4～6時間）（なお、この読み上げの場には欧州委員会のスタッフは同席していなかった可能性がある。）、その場で、他の会社にもマーカ―を出していない（つまり第1位）ということ伝えられたとのことである。

4 マーカ―の付与

告示は、「欧州委員会サービス部門は、免除申請者の優先権を保護するため、ケース・バイ・ケースで設定した一定の期間、マーカ―の地位を認めることができる。」（告示(15)）

¹⁷ European Commission, *Antitrust Manual of Procedures - Internal DG Competition working documents on procedures for the application of Articles 101 and 102 TFEU* (March 2012) [hereinafter cited as *Manual*] chap 9, para 27
<http://ec.europa.eu/competition/antitrust/antitrust_manproc_3_2012_en.pdf> accessed 25 June 2014.

と定めている。ここで、欧州委員会サービス部門とは競争総局を意味する。

マーカ―を付与するのは、欧州委員会サービス部門であり、欧州委員会そのものではない。欧州委員会ではなくサービス部門がマーカ―を付与することになっているのは、端緒情報が外部に漏れないようにするためである。端緒情報は、欧州委員会のサービス部門のうちでもカルテル審査を担当する部局のみが知り得ようになっている。

マーカ―を与えるかどうかについては、欧州委員会サービス部門に裁量がある。マーカ―を与えなかったことが裁量を逸脱したとして争われた事例はない。

告示においてマーカ―の付与が自動的になされるものではなく、裁量が認められている理由としては、①マーカ―制度導入当初はマーカ―制度がどのように機能するかが分からなかったこと、②直ちに正式申請を行うことができるはずであってマーカ―を与える必要がない場合があること、③加盟国が担当すべき案件であることが分かったときには、マーカ―を与えることなく加盟国への申請を促すべき場合があることが挙げられる。

カルテル審査担当者によれば、正式申請までの時間的猶予を与える必要があるかどうか、マーカ―を与えるかどうかを判断する際の考慮事由になり、一定の猶予期間を与えてもその期間内に免除の基準を満たすために必要な情報及び証拠の提出を行うことができないと考えられる場合には、そのことを理由としてマーカ―の付与が認められないことがあるという。また、カルテル審査経験者によれば、マーカ―を与えるかどうかの決定に当たっては、電話や書類のみによることなく、マーカ―申請者と会って、マーカ―を確保すること及びマーカ―期間が真に必要なかどうかを表情等も含めて確認するという。現在では、マーカ―は、ほぼ全ての案件について出されているが、過去には、マーカ―の申請が拒絶された例もあり、マーカ―を与えることが通常とはいえなかったようである。例えば、マーカ―制度が導入されて最初にマーカ―申請が行われた事件では、申請者は、告示で EU にもマーカ―制度が導入されるであろうことを知っていて、米国司法省で既にかんりの調査が進んでいたにもかかわらずリニエンシー申請を行わないままであり、欧州委員会にもアメリカで調査が進んでいることが知られていたことから、すぐに正式申請を行うことができるはずだとしてマーカ―を与えなかった。また、Food Package 事件¹⁸でも、マーカ―は与えられなかった。この事件では、3 社が同時に免除申請をしたことからカルテルが崩壊したことが明らかであったことから、マーカ―を与える必要がないと判断されたようである。

カルテル審査担当者は、裁量性を無くすべきではないと述べている。

マーカ―の申請からマーカ―付与までにどのくらいの期間を要するのかは明らかで

¹⁸ 2012 年 9 月 28 日に異議告知書を発出した事件 (Manufacture of plastic packing goods- COMP/39563) のことだと思われる。公開されている情報としては、異議告知書 (Statement of Objection) 発出情報しかないようである (2014 年 6 月時点)。
<http://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/case_details.cfm?proc_code=1_39563> accessed 25 June 2014.

はない。実務家はケースバイケースであろうと指摘する。実務家の中には、2週間程度掛かったことがあったという経験を述べた者があった。

マーカ―が付与された事件が、全て立件されるわけでない。実務家によれば、マーカ―を付与されたが、カルテルの規模が小さい上に、裁判所において手続が行われていたために、欧州委員会では関心が無いとして立件しなかった事例があるという。

5 マーカ―の範囲

マーカ―を与える範囲（例えば、特定顧客、特定商品等）について、カルテル審査担当者によると、マーカ―申請の段階では狭い範囲についての情報だけがもたらされていることが多いが、その範囲に限定することなく、より広い商品・地理の範囲についてマーカ―を付与しておくことが多いとのことである。特に、他の商品についても、同種のカルテルに関与している可能性があることが初期段階で分かれば、その商品もカバーする形でマーカ―の範囲を設定することが多い。地理的には EEA 全体を範囲とする場合が多い。このように、広い範囲についてマーカ―を与える運用を行っているのは、第1位申請者に広い範囲で第1位申請者としての地位を確保すべきであるという配慮に基づく（カルテル審査担当者による）。このような運用により、最終的に違反行為が認定される範囲は、マーカ―を与えた範囲よりも通常広くなることはない¹⁹。

これは、逆からいえば、後に違反行為が認定される範囲はマーカ―を認める範囲よりも狭くなることが多いことを示唆する。実際に、違反行為が認定される範囲がマーカ―を認める範囲よりも狭くなることがしばしば生じることである。カルテル審査担当者は、このような状況が生じることは止むを得ないと考えている。

カルテル審査担当者によれば、マーカ―範囲を広く認める実務は、同種類類似の複数製品を対象とした会合を同時に又は連続して行っていることが多いというカルテルの実態に即しており、カルテルの全体像を明らかにする上で有益であると考えている。

もっとも、同種類類似の複数製品を対象とした会合が行われないこともある。このような例として、自動車部品カルテルがある。この事例は、顧客ごとに話合いが行われ、一括した話合いがなかった例である。

また、欧州委員会が当初、違反行為があると考えて調査を行う範囲よりも、調査の結果、違反行為が認定される範囲が広がる場合もないわけではない。この場合には、当初違反行為があるとは考えられなかった範囲について違反行為があることを明らかにした者に対して制裁金を部分的に免除する制度（部分的免除制度）の適用があり得ることになる（詳細について後記第4の5参照）。

6 マーカ―期間

告示によれば、「マーカ―の地位が認められた場合、欧州委員会サービス部門は期間

¹⁹ *Manual* (n 17) chap 9, para 36.

を決定し、申請者はその期間内に、関連免除要件に合致するために必要とされる情報及び証拠を提出して、マーカ―を完成させなければならず、「申請者が、欧州委員会サービス部門が設定した期間内に免除の基準を満たすために必要な情報及び証拠の提出を行うことによりマーカ―を完成した場合、提供された情報及び証拠はマーカ―が認められた日付で提出されたとみなされる」（告示(15)）。

マーカ―を与えてから、免除の基準を満たすために必要な情報及び証拠の提出が期限内に行われなかった場合においても、事業者は、マーカ―期限後に免除の申請を行うことはできるが、この場合、当初のマーカ―付与により順位を確保した効果は及ばない。

欧州委員会サービス部門は、マーカ―期間を裁量により決定することができ（前記4、告示(15)）、ケース・バイ・ケースでマーカ―期間を設定している。マーカ―期間の設定に裁量の逸脱があったとして争われた事例は確認できず、また、実務家も存在しないと指摘する。

FAQ では、マーカ―期間について、「個々のケースの条件に応じて決める必要がある」としながら、「他の潜在的申請者が不利益にならないよう、また、事件の調査を早急に始められるよう、期間は短くせざるを得ない」とは明らかなとする。また「期間が長いほど、申請にまつわる情報漏えいの危険が高まり、結局、欧州委員会による事件の調査を危険にさらすことになる可能性がある」とする。

カルテル審査担当者によると、マーカ―期間中に、別のカルテル参加者からリニエンスーが申請され、その情報又は証拠の方が委員会にとって価値がより高いという場合があり得るが、後から申請しようとする者は、マーカ―を得ることができず第1順位を確保することも確実でないため、申請のインセンティブが少なくなることになり、この結果として、欧州委員会はより価値の高い情報・証拠に接する機会を失ってしまふことがあり得る。このような状況が生じるのを防ぐために、マーカ―の付与及び期間の設定については慎重に行う必要があると述べている。カルテル審査経験者は、マーカ―期間を長く設定すると情報漏えいに加えて、マーカ―が得られないとわかった者により証拠破壊が行われる危険があると指摘する。実務家には、申請者らに平等に免除を受ける機会を与えるという平等取扱原則の観点からも、マーカ―期間が短期に設定されなければならないと指摘する者がある。

マーカ―期間がどの程度与えられたのかは外部には公表されていない。実務においては、マーカ―期間は、2～4週間であることが多い模様である。他国にリニエンスー申請を既に行っており、翻訳のために猶予期間が必要であるにすぎないとされたことを理由としてマーカ―期間を5日間とした事例もあるとのことである。既に述べたように、カルテル審査担当者は、マーカ―期間中に他の申請者がマーカ―申請をし、マーカ―が認められないというディスインセンティブ等を懸念しているが、カルテル審査経験者によれば、「経験上、2週間程度であれば、同じ案件についてマーカ―申請

があるということはない」という。

マーカー期間の延長について、カルテル審査担当者によれば、かつては延長を認めないとの実務であったが、現在では、内部調査に要する時間などを考慮して必要に応じて延長を認めているという²⁰。延長を認めるかどうかは、申請者からの説明を基にして、地理的範囲の広さや、商品・役務の複雑性（例えば、航空関係であって当初分からなかった別の航路についてもカルテルが行われていることが分かり、それを調査する必要性が生じることがあること。）、関与したのが現職職員であるか既に退職しているかという点などを考慮して判断されているようである。

マーカー期間の設定について欧州委員会に裁量性があることについて、カルテル審査担当者は、事例によって必要な期間は異なるのであって、裁量を維持すべきであると述べている。マーカー期間を現在認められている期間よりも長くすることについては、カルテル審査経験者は、リニエンシー申請件数が減らない限り不可能だと指摘している。

7 欧州委員会とのコミュニケーション

マーカー期間中に申請者と欧州委員会の間で行われるコミュニケーションの在り方は、マーカー制度を導入してから現在に至るまでに変化があった。過去には、マーカー期間を設定しつつマーカーを付与したら、その後は、正式申請がなされるまで、申請者と欧州委員会の間では連絡を取らないことが多かったが、現在では、マーカー期間中に両者は連絡を取り、欧州委員会は内部調査の進捗状況、正式申請の準備状況を確認するようにしているという。

また、内部調査の範囲・方法次第で、リニエンシー申請の準備をしているとの情報が外部に漏れる可能性があるところ、内部調査の範囲・方法をいかなるものとすべきかを欧州委員会側からアドバイスしたり、カルテルからの離脱を不自然に行わないようにするためにどうするかについて欧州委員会側が相談に応じたりすることがあるという。カルテル審査担当者は、このように密に連絡を取るようになったことで、より多くの情報を効果的に得ることが可能になったとみている。

8 仮申請制度

免除申請については、仮申請制度（仮定的申請制度）がある（告示(16(b)), (19)）。仮申請を行う場合には、事業者は、自身の事業者名を明かすことなく、カルテルに関与している他の事業者名やカルテルを特定できるデータを削除し編集した上で申請を行うことができる（告示(16(b)), FAQ）。ただし、カルテルに関係する商品又は役務、地理的範囲及び推定継続期間については、明確に特定するとともに、後日提出を予定する証拠の詳細な説明リストを提出しなければならない（告示(16(b))）。そして、欧州

²⁰ *Manual*(n 17) chap 9, para 36.

委員会との間で合意された日までに、当該証拠を実際に提出しなければならない（告示(19)）。

実務家によれば、この制度は、カルテルに本当に該当するのか、現在保有している証拠が申請に十分なのかといった、免除を得られるための条件の具備に疑義が存在するときに有用な制度であるということである。他方、これらの点について疑問の余地がなく、カルテルに該当することを確認するのであれば、正式申請として順位が確保されない仮申請を行うことは時間の無駄であって利用しないということである。

なお、仮申請制度は、日本の事前相談（電話等によりその時点における想定される順位を照会するもの）とは異なるものであって、欧州には日本のこの事前相談に相当するものは存在しない。

9 比較・検討

ECN モデル・リニエンス・プログラム²¹（2012 年）（以下「ECN・MLP」という。）においても、マーカは、免除申請者について、競争当局の裁量で与えることになっている。

フランスでは、免除のみならず減額の申請者に対してもマーカが与えられる。マーカを与えることについて競争当局に裁量はなく、マーカは自動的に与えられる。

ドイツでも、免除のみならず減額の申請者に対してもマーカが与えられ、かつ、マーカを与えることについて競争当局に裁量はない。マーカ期間は 8 週間と長い²²。欧州委員会のカルテル審査経験者は、ドイツにおいてこのような制度を採用することができるのは、欧州委員会よりリニエンス申請件数が少ないからだろうとみている。

加盟国には、マーカ期間を 2 週間というようにあらかじめ定めている国がある。こうした加盟国に対して、欧州委員会のカルテル審査担当者は、マーカ期間を可変とするよう制度を変更するよう勧めているという。

アメリカでは、マーカは、与えられるのが通常である。マーカ期間はケース・バイ・ケースで設定されるが、一般的に、調査開始前の案件ではマーカ期間は長く、調査開始後の案件ではマーカ期間は短いか与えられないという²³。米国司法省公表の

²¹ ECN（European Competition Network）とは、欧州共同体加盟国競争当局及び欧州委員会を構成員とし、これらの構成員間で情報交換、法制度の整合性確保等を行うためのスキームである。See European Commission, European Competition Network<http://ec.europa.eu/competition/ecn/index_en.html> accessed 31 August 2014.

ECN・モデル・リニエンス・プログラムとは、ECNが、リニエンス制度のハーモナイゼーションの基礎とする目的で作成したモデルであり、法的拘束力はない。European Commission, 'Competition: European Competition Network refines its Model Leniency Programme ? Frequently asked questions' <http://ec.europa.eu/competition/ecn/mlp_2012_faq_en.pdf> accessed 31 August 2014.

²² Bundeskartellamt (Germany), Notice no. 9/2006 of the on the immunity from and reduction of fines in cartel cases (leniency programme) of 7 March, para 14, <http://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Leitlinien/Notice%20-%20Leniency%20Guidelines.pdf?__blob=publicationFile&v=5> accessed 25 June 2014,

²³ Scott D Hammond, 'When Calculating the Costs and Benefits of Applying for Corporate Amnesty,

FAQ では、マーカ期間は通常は1か月とすることとしている²⁴。その後は誠実に申請の準備を行っていることを示すことにより延長が許されることが通常である。延長は、1か月ずつ行われる。アメリカのマーカ制度のフレキシブルさの理由について、実務家は、制度導入当初に申請が多く集まらず、それを解決するための措置であったと説明する。また、元米国司法省次長は、まずは司法省へのアクセスを奨励する趣旨だと説明する。

日本の実務家は、アメリカよりも EU の方が正式申請を行う期限の設定が厳格であるとみているようである。もっとも、最近では、EU でも上記のとおり期限延長を認めるなど運用が変わっているのであり、現在でもなおアメリカよりも EU の方が厳格であるのかどうかは明らかではない。マーカ期間の妥当性について、実務家には、社内調査を急ぐ必要性を説明する上である程度短い期間が設定されていることが役立つと述べた者がある。

EU のマーカ制度については、マーカ付与の過程で要求する情報の量が、アメリカに比べて多く、相当に詳細な情報の提供がマーカ付与段階で求められるという指摘がある²⁵。他方、マーカ付与の段階で求められる情報量は EU の方が多いが、最終的に条件付リニエンスレターが出されるまでに求められる情報量はアメリカの方が多いとの指摘がある。

第3 制裁金の免除

1 概観

免除は、1社のみ認められる。

免除は、立入調査前の第1位申請者に対し自動的に認めるというのではなく、調査を可能にするなど、カルテルの調査又は立証に実質的貢献を行った者に限って認められる。とりわけ調査開始に足る情報をもたらしたことを免除要件にしていること（詳細について後記3参照）については、過去に申請件数に比して調査開始に至った件数が少なかったところ、調査開始の役に立たないにもかかわらず免除又は減額を認めることに対して批判があったことから、このような要件が設けられたという経緯がある。

How do you Put a Price Tag on an Individual's Freedom' (The Fifteenth Annual National Institute on White Collar Crime, San Francisco, 8 March 2001) 4; Alison L Smith & Eugene S Litvinoff, 'United States', in Jacques Buhart (ed), *Leniency Regimes: Jurisdictional Comparisons* (4th ed, Wildy & Sons 2012) 383.

²⁴ Scott D Hammond & Belinda A Barnett, 'Frequently Asked Questions Regarding the Antitrust Division's Leniency Program and Model Leniency Letters' (19 November 2008), para 2 <<http://www.justice.gov/atr/public/criminal/239583.htm>> [hereinafter cited as DOJ FAQ].

²⁵ DOJ FAQ (n 23)は、マーカを得るための立証水準は低く、特に司法省が問題の行為について情報を得ていない場合はそうであるとする。例えば、弁護士が社内でコンプライアンスに係る講演を行ったところ、従業員が、弁護士に対して、経営者が価格カルテルを行っていると伝え聞いたと報告を行ってきたとする。DOJ FAQによれば、そのような情報でマーカを獲得するに十分である (DOJ FAQ, para 2)。

2 申請書類・時期

免除の申請は、コーポレート・ステートメント及びカルテルに関する情報及び証拠の全て（但し、申請時に利用可能なもの）を欧州委員会に提出することにより行われる（告示(16)）。

この規定は、コーポレート・ステートメントだけで免除が与えられる可能性を排除するものではない。もっとも、カルテル審査を経験したある者は、ステートメントだけで免除が認められるのはステートメントが極めて詳細であるなど極めて例外的な場合に限られるだろうとし、個人的にはそのような例を経験したことがないと述べている。現職のカルテル審査担当者は、コーポレート・ステートメントだけを提出する場合には、真偽について争われた場合などに難しい局面に直面することになると指摘し、ステートメントは信頼性のあるものであること、例えば、他の（減額）申請者から提出された証拠によりステートメントが裏付けられることが必要であるとする。

「証拠」には、交信記録のほか、出張報告書、航空券等が含まれる。証拠は、物証である必要はない。

申請時期について、告示によれば、欧州委員会は、「異議告知書を発布した後は、それを理由に、いかなる制裁金免除申請も無視することができる」（告示(14)）。異議告知書を発布した後に申請を受け付けるかどうかは、欧州委員会の裁量に属する。

後で詳しく見るように、制裁金の免除を受けるためには、欧州委員会がターゲットを絞った立入調査を行うことを可能にする（告示 8(a)）か、欧州委員会が違反行為が行われていると認定することを可能にする（告示 8(b)）かのいずれかの情報・証拠を提供しなければならないところ、前者（告示 8(a)）の要件を満たす方が、後者（告示 8(b)）の要件を満たすより容易であることは明らかである（詳細は後記 3 参照）。告示 8 項(a)の要件は、免除申請の前に欧州委員会が立入調査を行ってしまえば、満たすことができなくなる。8 項(b)の要件についても、時間の経過とともに欧州委員会が有する情報・証拠の量が増えるために、申請時期が遅くなれば遅くなるほど、免除申請者の提出する情報・証拠が違反認定に寄与する可能性は低くなることになる。このことから、立入調査免除申請の多くは、立入調査前になされているし、そうでなくても免除申請の時期が早ければ早いほど免除は認められやすい。

欧州委員会による立入調査は、多くが免除申請から得られた情報を基にして行われていることから（後述）、実務家によれば、欧州委員会による立入調査が行われてしまえば免除申請を行っても免除が認められる可能性は低いとし、立入調査 1 年後には免除又は減額が認められる可能性はまずないという。

立入調査又は RFI²⁶発出前に複数企業から免除申請が行われることがどの程度あるかについては、免除申請が行われた日時が欧州委員会の決定等に記載されないことが多くなっていることもあって、外部から確認することは難しい。しかし、公表された

²⁶ RFI については、後記第 5 の 3 を参照されたい。

事例を見る限りでは、存在しないように思われる。欧州委員会カルテル審査担当者によれば、立入調査又は RFI 発出前に複数の者からの免除申請がなされる例は、ごく少ない例外を除いて存在しないという。

立入調査前に複数企業からの申請があるとすれば、①ある商品についてのカルテルに対して法執行が行われつつあるときに、当該カルテル参加者らのうち複数の類似・関連する商品についてカルテルから離脱しようとして内部調査を実施した結果、新たにカルテルの存在が明らかになりほぼ同時かつ立入調査前に免除の申請が行われる場合、②免除申請を行った者が、会合への積極的参加を辞めるなど以前とは異なる行動を取るようになったことから、他のカルテル参加者が免除申請がなされた可能性に気付いて自らも免除申請を行う場合、③申請者が守秘義務に反して申請の事実を他のカルテル参加者に明らかにしたり、カルテル参加者間で申請に関する共謀したりしている場合が考えられる。

カルテル審査担当者及び欧州実務家の中には、EU のリニエンシー制度の下では免除を与えられるのは1社だけであり、ほぼ同時申請が行われると他社が免除を受けるべき地位を得ることにより、自社に免除が与えられないこととなる可能性があることから、③の行動は行われにくいとの見方、又は、これと同趣旨の見解を示す者がいる。他方で、カルテル審査経験者の中には、立入調査前に複数社から申請があれば、共謀や情報の漏えいが行われている可能性を疑うだろうと述べる者もいる。

申請を行ってから条件付免除が出されるまでは、申請者はコーポレート・ステートメントとして提出した情報の修正・追加を行うことができる²⁷。申請から条件付免除が出されるまでの期間は様々であるが、ある弁護士の経験によれば、申請から条件付免除が出されるまでには6か月かかり、この6か月の間は欧州委員会からの質問対応と、コーポレート・ステートメントで提出した情報の修正に追われ、欧州委員会とは、毎月、1日か2日は会っていたという。

自発的に行う情報・証拠提出と並行して、免除申請者は、欧州委員会からの照会・情報提出命令に答えることになる（後述）。

3 免除要件－「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」等

(i) 概観

事業者は、①最初に欧州委員会に情報や証拠を提出し、②共同体に影響を及ぼすカルテルに関与している事実を明らかにし、③この者が提出した情報及び証拠により欧州委員会が「(a)申立てのあったカルテルについて、ターゲットを絞った立入調査を実施でき」る場合、又は「(b)当該カルテルについて、EC 条約第 81 条（現 EU 機能条約 101 条）に違反していると認定できる」場合（ただし、上記(a)に該当するものとして暫定的に制裁金の免除を認められた者がいないときに限る。）（告示(8)，

²⁷ *Manual*(n 17) chap 9, para 79.

(10)), 完全協力義務等の他の条件を満たすことを条件として、制裁金の免除を受けることができる。事業者は、自らカルテルに関与していることを欧州委員会に対して明らかにすることが要求されている。

告示に規定される要件を満たせば、免除は必ず与えられるのであり、この点について欧州委員会には裁量はない。リニエンシー制度導入時（1996 年）には、この点について、「決定的証拠」を提出した者には 75%から 100%の免除を与えるとして免除と減額とを区別することなく規定しており、免除とするか減額とするかについては、欧州委員会が裁量を持っていたところ、この裁量のためにリニエンシー制度が効果的に働いていないとみられたことから裁量性が廃止された。

申請者は、共同体に影響を及ぼすカルテルに関与している必要がある。加盟国に影響するが共同体には影響のないカルテルや、共同体外の国に影響するカルテルについての申請については、免除は与えられない。また、秘密裏に行われるカルテルだけがリニエンシーの対象であることから（告示(1)）、秘密ではないカルテルや、カルテルには該当しない行為について申請を行っても、免除は与えられない。

免除が認められた事例において、当該免除が 8 項(a)に基づいて与えられたのか、8 項(b)に基づいて与えられたのかについては、欧州委員会による報道発表文書の中では明らかにされないことが通常となっている。しかしながら、報道発表文において「委員会の調査がリニエンシー申請者の情報を基に行われた」といった説明が行われている事例であって 100%の免除が認められている事例は、8 項(a)による免除が認められた事例であると考えられる。このような事例の割合は近年の事件 15 件中 14 件と高いものとなっている。2002 年告示及び告示の下で減免の申請が行われた事例であって、現在までに詳細が明らかになっている事例を見ると、のべ 35 件のうち 23 件において 8(a)に基づいて免除が認められ、5 件において 8 項(b)に基づく免除が認められ、残り 7 件については免除された者が存在しない。このように、8 項(a)に基づく免除件数が 8 項(b)に基づく免除件数よりも多いことが分かる。8 項(a)に当たるとして免除が認められた例が圧倒的に多いことは、欧州委員会の審査担当者も認めている。

(i) 「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」 ことについて

「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」という基準は、2002 年告示により採用された基準である。

「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」ことを理由として免除の申請が行われ、結局立件された場合には、8 項(a)による免除が認められることが通常である。カルテル審査担当者によれば、「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」要件を満たさなかったとして免除が拒否された事例は存在しないという。

欧州委員会は、「合理的な疑いをもつ (reasonably suspicious)」場合に立入調査

を行うことができる。この基準とターゲットを絞った立入調査を可能にするという基準の間では差があることになる。この点について、カルテル審査担当者であり現行リニエンシー制度（2002年告示に基づく）の立案に携わった者によれば、合理的な疑いを持つという基準を満たすために必要な証拠を超える証拠の提出を促すために、敢えて「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」という別の基準を採用したとのことである。

告示では、「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」証拠として次のものを欧州委員会に提出しなければならないとする（ただし、立入調査を危険にさらすことはない」と欧州委員会が考える限度に限る（詳しくは後記参照）。）。

① 次の情報を含むコーポレート・ステートメント（ただし、申請者が提出する時点で認識しているものに限る。）

- － 「申立てのあったカルテルの目的・活動内容・機能等についての詳細説明、当該カルテルが関わった製品又はサービス、当該カルテルが影響を及ぼした地理的範囲及び推定市場規模、当該カルテルの当事者が接触した具体的な日付・場所・内容及び関係者並びに申請内容を裏付けるために提出された証拠についての関連説明」
- － 「免除措置申請を行う法人の名称・所在地及び申立てのあったカルテルに関与している他の全事業者の名称・所在地」
- － 「申請者の知る限りにおいて、申立てのあったカルテルに関与している（した）全ての個人（申請者の代理人を含む）の氏名、地位、事務所所在地及び必要な場合、自宅住所」
- － 「申立てのあったカルテルについて、EUの内外を問わず、競争当局に既にアプローチしているか、していない場合、今後アプローチする意向があるかどうか」

② 「申請時に申請者が有しているか、入手可能なその他の証拠、特に違反行為のあった時期に存在していた証拠を含む」

免除が認められるには、これら情報等により欧州委員会がターゲットを絞った調査をすることが可能になる必要がある。「申請時に、欧州委員会が申立てのあったカルテルについて検査を実施する決定を下すに足る十分な証拠を既に有していたか、または、既に検査を実施していた場合」には、8項(a)に基づく免除は認められない（告示(10)）。

他方で、「ターゲットを絞った立入調査」を可能にする情報等を提供すれば、免除は認められることになる。カルテル審査担当者によれば、一般的に、①免除申請が迅速に行われるよう、免除申請者に対しては免除申請時に包括的で詳細な情報の提供は求めているのであって、②減額申請者に対して要求するよりも、免除申請者に対して免除申請時に要求する情報の量の方が少ない（提出する証拠の量について

は、減額申請時の証拠提出に係る説明の部分（後記第4の2）も参照されたい。）。ただし、免除申請者は、申請後に得られた情報を欧州委員会に対して提供する義務を負う（完全協力義務（後記第5参照））。

「ターゲットを絞った立入調査」を可能にするかどうかは、事前の観点から判断され（告示注3）、実際に立入調査が実施されたかどうか及び立入調査が成功したかどうかということの影響を受けない（FAQ）。

カルテル審査経験者によれば、立入調査を可能とするためには、カルテルの機能（例えば、合意により価格を設定しているのか、顧客分割をしているのか、価格協定という場合には価格の上限・下限を設定しているのか、顧客ごとに価格を決めているのかなど）、カルテルの仕組みが明らかにされる必要があり、この種の情報が明らかにならないと証拠をどこから集めたらよいのか分からないために立入調査は行われたいという。現職のカルテル審査担当者によれば、会合については、申請時に、会合が行われてきたことと、全体として会合においていかなる事項（issues）が話し合われてきたのかが明らかにされること及び会合が行われたことを示す何らかの物証（日時が特定できるもの、場所が特定できるものなど）が出される必要がある一方、会合の各々かつ全てについて、内容や日時が明らかにされる必要はない（ただし、いずれかの会合については、日時、場所が明らかになっていないと、立入調査時にどこをどう調べたらよいのかが分からないため、特定される必要がある。）という。

他方で、カルテル審査担当者・経験者によれば、例えば、入札談合案件における全ての見積依頼（Request for Quotation, RFQ）についての他社とのコンタクト状況に係る情報は、ターゲットを絞った調査のために必要ではなく、これら全てを出さなければならないとすると申請者側では詳細な調査を行わざるを得なくなり、申請の事実が漏えいし、又は、申請が遅れる可能性が高まることから、最初の段階でこれら情報の提供を求めることはしていないという（ただし、事後的に、全てのRFQに関する情報・証拠を提出しなければ、完全協力義務に反したとされる可能性がある。）。

欧州実務家は、申請においては、どのようなカルテルが行われているのかの全体像ないし道筋（ストーリー）を明らかにする必要があり、この観点から会合に参加した人物、日程、市場、製品分野などに関わる証拠又は情報を用意する必要があると指摘する。リニエンシー申請の経験が多い別の実務家によれば、例えば、「他社が～のメモを取っていた」、「—の会社を調査すれば、—の証拠が得られるはずである」という情報も有用であるという。また、会合について述べる際には、少なくともどのような事柄についての会合であったのかを明らかにする必要があるという。

カルテル審査担当者によれば、免除申請者との間では、立入調査の前から密なやり取りを開始し、例えば、カルテル参加者との間でいかなるコミュニケーションが

行われたか、コミュニケーションの方法が何かなどを把握することにより、立入調査を有効に行うことができるようにするという。また、実務上、免除申請者については、申請者が提出した証拠が 8 項(a)又は 8 項(b)に基づく条件を満たさないことが明らかである場合には、そのことを免除申請者に対してインフォーマルに告げて、証拠を追加する機会を与えるという対応が採られている（ただし、他に免除申請者がいない場合に限る。）²⁸。

免除申請時における情報・証拠の提出義務は、「立入調査を危険にさらす」ことがない限度で及ぶものとされている。この点について、FAQ では、「申請者は『立入調査を危険にさらす』申請準備の方法を採るべきではない」とし、「申請書を完成又は補完する目的で行うカルテル内部の照会行為によって立入調査の前に他のカルテル構成員に警戒態勢を取らせてしまう現実的な心配を申請者が知った場合、欧州委員会にその懸念を伝えなくてはならない」とする。

国際カルテルについては、例えば、アメリカで立入調査が行われ、そのことが欧州委員会に何らかの形で知られるために、EU 内の立入調査の前に申請しても 8 項(a)基準を満たさないことが多いのではないかとも思える。しかし、カルテル審査担当者によれば、このようにして欧州委員会が国際カルテルが行われているらしいことを知ったとしても、この情報が欧州における立入調査を可能とするものであるとは限らない（なかでも、立入調査実施の要件である「違反行為が行われていることを疑うことが合理的であること」という基準を満たすとは限らない。）ことから、アメリカでの立入調査後に欧州委員会に免除申請を行っても、8 項(a)に当たると判断される可能性は十分にある。もっとも、このような場合には、申請者の情報により欧州委員会が「targeted inspection」を行うことが可能になったとの 8 項(a)の条件を満たすことは比較的困難となり、より多くの努力が申請者側に求められることになるだろうとのことである。

もっとも、実務家らによれば、アメリカと EU には、ほぼ同時にリニエンシー申請を行うことが多いから、米国競争当局の動きを通じて欧州委員会がカルテルの存在に気付くということは、ほとんどないだろうとのことであり、そうだとすれば、この問題は、そもそも理論上のものにすぎないともいえそうである。

(3) 「違反行為の認定[立証, find]を可能にする」ことについて

「欧州委員会が申立てのあったカルテルについて立入調査を終了している、又は、立入調査を実施するために既に十分な証拠を持っている場合は、8 項(a)による免除を適用することはもうでき」ないが、「申請者は『告示』8 項(b)による免除資格を得

²⁸ *Manual*(n 17) chap 9, para 85.

なお、これに対して、減額申請者については、減額の条件を満たさないだろうことをインフォーマルに告げるといった実務が行われていることは、*Manual*(ibid)には書かれていない。

る可能性がまだある」(FAQ)。

告示 8 項(b)により免除が認められるのは、申請者が提供した情報及び証拠により欧州委員会が EU 機能条約 101 条違反行為を認定 (find) できるようになる場合に限られる。欧州委員会が申立てのあったカルテルについて EU 機能条約 101 条に違反していると認定するに足る十分な証拠を有していた場合には、免除は認められない (告示(11))。

8 項(b)に基づく免除を受けようとする申請者は、既に上記(2)①と同じ種類の情報を含むコーポレート・ステートメント及び「申立てのあったカルテルと同時期に存在していた罪証」を提出しなければならない (告示(11))。このうち「申立てのあったカルテルと同時期に存在していた罪証」というのは、申請当事者自身の証言では足りないのであって、「法規違反が発生した時点に遡ってある罪証を申請者が提出する必要があ」ることを示している (FAQ)。コーポレート・ステートメントの提供を求めているのは、「証拠を説明するとともに、申立てのあったカルテルについて、関与していた当事者にしか提供できないものの見方を示してくれるから」である (FAQ)。

「101 条違反行為の認定を可能にする」ものとして免除を認める要件は、「欧州委員会が申立てのあったカルテルをまだ知らない状況で求められる免除要件より高度」である (FAQ)。さらに、「違反行為の認定を可能にする」という 8 項(b)の基準は、減額を認める基準である欧州委員会が違反行為の存在を立証する上で「重大な付加価値を有する証拠」という基準 (詳細について後記第 4 の 3 参照) よりも高い。例えば, Flat glass 事件 (COMP/39165), Elevators and escalators 事件 (COMP/38823) (ただし, ドイツにおけるカルテルに係る部分) 及び International removal services 事件 (COMP/38543) において、欧州委員会が自らのイニシアティブで行った調査又はリニエンシー申請者以外の者から提供された情報に基づいて行われた調査の開始後、最初にリニエンシー申請を行った者が提出した証拠について、8 項(b)の基準は満たさないが重大な付加価値はあるとして 50%の減額が認められている。

すでに述べたように、8 項(b)に当たるとして免除が認められた事例は多くなく、免除が認められた事件の多くでは、8 項(a)が適用されている (前記(1)参照)。そもそも、措置が採られるカルテルのほとんどが、8 項(a)に相当する免除申請者からの端緒情報に基づいて欧州委員会が調査を行った事例であり、リニエンシー申請に基づかない独自調査事件はほとんどなくなっている。

近年の事例であって、リニエンシーに関する欧州委員会の決定詳細が明らかにされたもののうち、8 項(b)に基づく免除が認められた事例としては、Prestressing steel 事件 (COMP/38344), Power transformers 事件 (COMP/39129), 前掲 Elevators & escalators 事件 (COMP/38823) (ただし、ベルギー及びルクセンブルグに係る部分), Hard haberdashery: fasteners 事件 (COMP/39168) (ただし、YKK・Prym

group 間の協定に係る部分) がある²⁹。このうち前掲 Elevators & escalators 事件では、立入調査を行なったもののどのようなメカニズムでカルテルが行われていたのかが明らかにならなかったところ、立入調査後 2 日程度の間免除申請があり、免除申請者から得られた情報によりカルテルの仕組みが判明したとのことである。

(4) 完全協力義務等

免除を得るには、これらのほか、完全協力義務を果たすなどの要件を満たす必要がある。この内容については、後述する（後記第 5 参照）。

4 免除の決定及び通知

免除要件のうち 8 項(a)又は 8 項(b)の要件を満たしたと認められる場合には、欧州委員会は、そのことを書面で免除申請者に仮に通知する（告示(18)）。この段階で与えられる免除は、「条件付免除」と呼ばれる（告示(18)）。8 項(a)に基づいて制裁金の条件付免除を行うかどうかの決定を行う場合、この決定の通知は、抜き打ち（surprise）の立入調査の前であることが通常である³⁰。条件付免除を行ってから、抜き打ち調査が実施されるまでの期間は様々であるが、少なくとも数か月程度掛かることが多い模様である。

欧州委員会は、「制裁金免除が適用不可能、若しくは、事業者が 8 項(a)又は 8 項(b)で提示された条件に合致しないことが明らかになった場合」にも、申請者に対して、その旨を書面で通知する（告示(20)）。この通知を受けた場合、事業者は、欧州委員会に通知した情報を制裁金減額のために検討することを要求することも、情報を取下げることもし得る（告示(20)）。

正式な制裁金の免除の決定は、手続の最終段階で、決定の中で行われる（告示(22)）。欧州委員会は、事業者が完全協力義務など 8 項(a)又は 8 項(b)に規定する以外の要件を満たした場合には、免除を認める決定を行う（告示(22)）。条件付免除を認めた後で、欧州委員会が、免除申請者の強要行為を知った場合には、欧州委員会は免除を撤回する（告示(22)）。条件付免除が認められていながら、最終的に免除が認められなかった事例はイタリアン・タバコ事件（Raw Tobacco-COMP/38281）だけである。

なお、欧州委員会における免除申請の検討は、1 件ずつ順に行われる。すなわち、「欧州委員会は、申立てのあったものと同一の法規違反に関連して制裁金の免除申請が存在する場合、その申請に対して一定の立場を取るまでは、他の制裁金免除申請を検討することはしない」（告示(21)）。

²⁹ イタリアン・タバコ事件（Raw Tobacco-COMP/38281）においても、8 項(b)に基づいて（条件付き）免除が一度は認められていたが、協力義務違反（開示の禁止）を理由として免除が取り消された。詳細は後記注 67 参照。

³⁰ Organization for Economic Co-operation and Development (OECD), Directorate for Financial and Enterprise Affairs, Competition Committee, *Leniency for Subsequent Applicants* (DAF/COMP (2012) 25) 31.

和解手続が行われる場合には、事実上、重要な付加価値の有無についての判断結果が早く知られることになる（和解手続については、本報告書補論参照）。

5 運用実績，比較

制裁金免除が決定された例は、化学・製薬分野の分野で多く認められ、ドイツ系企業が目立つとのことである。化学メーカー（例えば、Bayer 社）で制裁金免除が決定された例が多いのは、他の商品についても社内調査を実施し、その結果、次々にカルテル行為が見つかり、それらについて免除申請するというように、いわば「雪だるま式」に違反行為が見つかるからであるという指摘がある。

アメリカでは、会社と個人それぞれについて、リニエンス制度が存在する。会社については、調査開始前後により、2つのリニエンス制度が存在する。いずれも1社について刑事訴追の免除を認める制度であるが（第2位以下は司法取引による。）、調査開始前後によって要件は異なる。調査開始前であれば、司法省が違反行為について他の情報源から情報を得ていない等の要件を満たせば、（ほぼ）自動的に免除が与えられる。罪を認めて捜査に協力すれば必ず免除が与えられるのであり³¹、この基準に比べて、EUの「ターゲットを絞った調査を可能とする」との基準は、申請者の情報によって違反行為の摘発に成功した場合にのみ免除を認めるという点において、主観的であるという指摘がある。

アメリカでは、1978年に、リニエンス制度が導入された。導入当初のリニエンス制度は、司法省に広い裁量を認めるものであった。裁量性に起因する予測可能性の欠如ゆえに、同リニエンス制度はほとんど利用されることなく、1993年に、第1位申請者に対して自動的に免除を与えるという現在の制度へと改正がなされた。司法省は、①「厳格なサンクション」、②「摘発のおそれ」に加えて、③「透明性／予測可能性」をリニエンス制度の実効性を確保する3つの前提条件として指摘する³²。リニエンスの申請数、付与件数は公表されていないが、改正後、リニエンスの申請件数は10倍以上になったという³³。現在、アメリカでは、1か月に2件程度の申請がなされているようである³⁴。

違反の認定を可能とすれば免除が認められるとのEUの制度は、比較法的に珍しいとの意見がある。この要件を満たすとして免除が認められた事例にみられるように、

³¹ マーカーステージでは罪の自認は不要であるが、条件付リニエンスレターの発出には罪の自認が必要である。他のカルテル参加者に対する訴追が成功した段階で最終的なリニエンスレターが発出されることになるが、条件付リニエンスレターが発出された事例100件のうち、条件付リニエンスレターが取り消されたのは1件にすぎない（DOJ FAQ (n 23) para 27）。

³² Scott D Hammond, 'Cornerstone of an Effective leniency Program' (ICN Workshop on Leniency Programs, Sydney, 22-23 November 2004) <<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/206611.htm>> accessed 25 June 2014.

³³ Hammond (n 23) 2.

³⁴ Smith & Litvinoff (n 23) 383.

この制度は調査を行う上で重要な機能を果たしており優れた制度であるとの指摘がある。

免除申請の期限がおよそ設けられていないという立法例は、国際的に見ても、欧州においても一般的であるとはいえない。たとえば、フランスでは、異議告知書が出された後には、免除の申請を受け付けない。

第4 制裁金の減額

1 概観

免除要件を満たさない場合であっても、制裁金の減額を受ける可能性がある。制裁金の減額を受けるための要件は、①共同体に影響を与えるカルテルへの関与を明らかにし（告示(23)）、②欧州委員会が既に入手している証拠に照らして重大な付加価値を有する証拠を提供し（告示(24)）、③このほか完全協力義務を果たすなどの条件を満たすこと（告示(24)）である³⁵。

免除の場合と同様に、申請者は、共同体に影響を及ぼすカルテルに関与している必要がある。加盟国に影響するが共同体には影響のないカルテルや、共同体外の国に影響するカルテルについての申請については、減額は与えられない。

減額の率は、重大な付加価値を有する証拠を提供した順番に、①最初の事業者は 30～50%の減額、②2番目の事業者は 20～30%の減額、③3番目以降の事業者は最高 20%の減額である。欧州委員会は、規定された減額幅の中で減額率を決定することができる。減額を認める事業者の総数については規定がなく、欧州委員会が裁量により決定することができる。

なお、リニエンシー申請の有無を問わず、また、減額評価とは関係なく、委員会に対して情報提供をした場合には、制裁金の基本額について減額をされる余地がある（2006年制裁金ガイドライン 29項、「リニエンシー枠外での協力」、詳細は後記）。リニエンシー外での減額制度もカルテルの立証やリニエンシーを促す効果があり、例えば、CRT 事件決定において、減免を受けられなかった違反行為者に対して、基本額を 18%減額した事例がある（後記「補論和解」参照）。

2 申請書類・時期

減額申請については、マーカー制度は存在せず、何番目の申請者に当たるかを電話で確認する制度なども存在しない。また、仮申請制度も存在しない。

減額の申請に当たっては、申請書を提出するとともに、減額を得るために十分な証

³⁵ 1996年告示下では、欧州委員会の事業者が違反行為をしたという事実認定について当該事業者が争わない場合には、欧州委員会に対して協力したものとしてリニエンシーを認めるという立場が採られていたが、この立場は 2002年告示制定時に放棄された。現在では、違反行為を行ったという事実認定を争わないことは、実質的付加価値を持つなどとしてリニエンシー制度の下で減額の理由となることはなく、リニエンシー制度枠外での協力として評価されることもない。

拠を添付しなければならない（告示(27)）³⁶。

減額を得るために十分な証拠が添付されているかどうかは、ケース・バイ・ケースで判断される。申請書に書かれた事柄の全てを、証拠により裏付けなければならないわけではない。証拠を提出しないまま条件付減額を認める決定が行われた場合には、その後に証拠を提出することも可能である。ただし、入手した段階で証拠を提出しなければ、完全協力義務に反することになる。

証拠としては、物証又は陳述書を出すことが求められる。

提出されるコーポレート・ステートメント及び証拠の量は、相当の分量になっている模様である。リニエンシー申請の経験が多い実務家によれば、コーポレート・ステートメントは頁数にして数頁ということはあるが得ず、数百頁という分量になることが多く、これにたくさんの証拠を付けて提出しているという。日本の実務家には、頁数で換算して 200 頁程度の口頭報告を提出したことがある者、添付証拠を含め太いパイプファイル 15 本程度の提出が求められると指摘する者がある。

正式に減額申請を行った後にも、申請者は、異議告知書が出されるまでは、ステートメント及び証拠を改訂し、追加することができる³⁷。日本の実務家には、10 数回にわたる改訂を経験した者がある。

ステートメント改訂及び証拠の追加は、追加すべき情報、証拠が得られた段階でその都度行われている。これは、改訂を行わずにいる間に欧州委員会から情報提出要求（RFI : Request For Information）が行われてしまい、重大な付加価値を持つ証拠の提出を行わなかったとの判断がされることのないようにするためである。先に他企業から重大な付加価値を持つ証拠提出等が行われる結果となることを回避するためにも、その都度早めに改訂することが必要になっているものと思われる。

実務家は、社内調査をできるだけ網羅的に実施することにより重大な付加価値を持つ証拠を収集する。なかでも、ハードディスク及び電子メール解析は、標準的に行われており、この作業を行う専門のベンダーも利用されている。網羅的に社内調査を実施し、この過程で証拠を保全することは、委員会からの情報提出要求に迅速に応えると同時に証拠提出義務を果たし証拠隠滅等の禁止行為を行わないためにも必要である。もっとも、どこまで完全に社内調査を実施できるかどうかは、事業者の意欲次第である。

申請時期について、告示では、「欧州委員会は、異議告知書を発布した後は、それを理由に、いかなる制裁金免除申請も無視することができる」と定めている（告示(29)）。この規定によれば、申請をいつまで受け付けるかについて欧州委員会が広範な裁量をもつことになり、異議告知書を出した後であっても裁量により減額の申請を受け付け

³⁶ ただし、正式に減額の申請を行わなくても、調査に対する協力を行った者に対してはリニエンシー外の協力という形で制裁金が減額されることがある。後記第 6 参照。

³⁷ *Manual*(n 17) chap 9, para 115.

ることができることになる。このような裁量を欧州委員会が有することについて、カルテル審査担当者は、裁量を無くすべきだとは考えないと述べている。公表文書からは、異議告知書を発布した後に申請を受けつけた例があるかどうかは明らかではない。申請時期が遅かったにもかかわらず申請を受け付けて減額が認められた事例には **Bitumen**（スペイン）事件（COMP/38710）がある。この事件では、立入調査が行われてから 1 年半後に制裁金免除申請を行った事業者 2 社（**Repsol Petróleo S.A.** 及び **Productos Asfálticos S.A.**）に対してそれぞれ 40%、25% の減額を認めた。

もっとも、減額を認める要件は、申請時期が早い方が満たしやすい（詳細後記）。実務家によれば、立入調査後 1 年が経過すれば、減額申請を行っても認められる可能性はまずないという。なお、減額の申請は、立入調査後になされることが通常であり、立入調査前に減額申請が行われることはほとんどない。

3 重大な付加価値（SAV : Significant Added Value）

告示によれば、重大な付加価値があるかどうかは、証拠を提出した時点で、欧州委員会が既に入手している証拠に照らして判断される（告示(24)参照）。また、「付加価値」は、カルテルについて欧州委員会が立証を行う能力を高める程度により決まる（告示(25)）。

減額申請の時期が早くても、重大な付加価値を持つ証拠を他社に先んじて出すことができなければ、後順位の者よりも減額率が低くなることもあり得るし、先順位申請者の提出した証拠には重大な付加価値が無かったとして減額が一切認められない一方で、後順位申請者が提出した証拠には重大な付加価値があるとして減額が認められる結果となることもあり得る。実際に、**Sodium chlorate** 事件（COMP/28695）及び **Calcium carbide** 事件（COMP/39396）においては、減額の申請を先に行った者の提出した証拠には実質的付加価値が無いとして減額が認められず、これらの申請者よりも後に減額申請を行った者の提出した証拠に実質的付加価値があるとして減額が認められるという結果となっている³⁸。

もっとも、時間の経過とともに欧州委員会が有する証拠の量は増えることから、証拠は早く提出した方が重大な付加価値を持つものである可能性は高くなる。実際に、免除申請のタイミングが早い方が、減額が認められやすく、減額率が高くなる傾向があることも確かである。実務家の中には、実際には、ほとんどの事例において申請の順序で減額率が決まっていると指摘し、申請順序が後順位であるにもかかわらず、証拠としての価値が優れているから重大な付加価値を持つ証拠を提出した最初の事業者だとして、高い減額率とするという判断を欧州委員会がすることは難しいのではない

³⁸ これらの決定について、減額を認められなかった申請者は欧州委員会決定の取消しを求めて争ったが、欧州一般裁判所は、委員会の決定を支持して請求を退けた。（Case T-343/08 *Arkema France v Commission* [2011] ECR II-2287; Case T-410/09 *Almamet v Commission* (Judgment of 12 December 2012).

かと指摘する者がある。

付加価値の大きさを決めるのは、証拠の性質及びその詳細さであり、一般的には、①「その事実が関係した期間に発せられた書面による証拠が、その後確認された証拠よりも重大な価値を有」し、②「問題となる事実と直接関係し、有罪を立証する証拠は、単なる間接証拠よりも重大な価値を有する」(告示(25))とされている。また、③「提出された証拠が事件に関与する他の事業者に対抗し、信頼するに足るために、他の情報源による補強証拠が必要な程度によ」って証拠の価値は左右されるのであって、「有無を言わせない説得力のある証拠」は、「正当性が疑われ、補強証拠を必要とするような証言証拠より」大きな価値を持つ(告示(25))。

このうち「有無を言わせない説得力のある証拠」とは、「他の証拠と比較し、それだけで疑う余地の無い決定的な証拠のこと」である(FAQ)。FAQによれば、例えば、補強証拠を伴わないコーポレート・ステートメントは、事件に関与した他の事業者が自己のコーポレート・ステートメント上で反対意見を表明した場合にはこれに対抗し得る証拠として用いられることはないのであって、他の証言や証拠で補強されたコーポレート・ステートメントの方が重大な付加価値を提供する見込みが高まるという。

これら判断基準ないし要素は、欧州裁判所において証拠の相対価値を取り扱った判例法に基づいて設定されたものである(FAQ)。

カルテル審査担当者によれば、重大な付加価値を持つと判断されるために必要な証拠の量は、ターゲットを絞った調査を可能にするために必要な情報又は証拠の量よりも多く、重大な付加価値を持つといえるためには減額申請者は「カルテルの全体像(whole picture)」を明らかにする必要があるという。実務家(欧州)も、この点について、減額申請者の方が分量的に多いものを要求されることは確実であると言う。というのも、例えば、第1位申請者が、100の証拠を出したら、第2位(以下)の申請者は、委員会が持っていない情報又は証拠を出すべく100以上(プラスα)の証拠を出さなければならないからだと言う。

もっとも、これは、全ての情報を証拠により裏付けなければならないということではなく、証拠により裏付けるべき場合であっても当該証拠は重大な付加価値を持つと判断された後に追加ないし補完的に提出することも許されているという。

具体的にいかなる証拠を提供すれば「重大な付加価値」を持つと判断されるのかについて、欧州委員会から事業者に対して助言ないし示唆が与えられることはない。なかでも、欧州委員会は、自身がどのような手持ち証拠を持っているのかについての示唆を与える質問を申請者に対して行うことはできない。減額申請者に対する質問内容について、欧州委員会は、どのような証拠を欧州委員会が必要としているか、欧州委員会の手持ち証拠に照らしてSAVがあると認定されることとなる証拠がいかなるものかについて特定の申請者に対して示唆を与えるような内容の質問を行うことはできないという制約に服することになる。このような助言ないし示唆を与えることは、行政

上の平等な取扱い原則に反し、許されないと考えられている。したがって、例えば、特定の減額申請者に対して、「提出された情報・証拠からすると、*～*までの間の情報・証拠が欠けているのだが、この間には何があったのか」といった質問を行うことは差別禁止原則に反し行うことができない。

この点で、欧州委員会の対応は、8 項(a)に基づく免除申請者に対するものと、減額申請者に対するものとで異なっているということになる。減額申請者については、欧州委員会側は減額申請者が自ら証拠等を提出するのを待つことになる。

また、カルテル審査担当者によれば、重大な付加価値を持つ証拠が何であるかを明らかにすれば、それ以外の証拠は提出されなくなる可能性があり、このことから、欧州委員会が具体的にいかなる証拠に重大な付加価値があるのかについての示唆等を与えることはない（ただし、欧州委員会は、申請者を含めた全ての被疑者に対して情報の提出を求めることはある。詳細は後記第5の3を参照）。

申請者側は、欧州委員会が既に入手した証拠の内容が分からず、重大な付加価値を持つと判断されるためにはどのような証拠を提出すればよいか分からない中で、重大な付加価値を持つという判断を得るために、社内調査を実施して証拠を準備し、コーポレート・ステートメントを詳細なものとするとともに、多くの証拠を提出することにより、減額を認めてもらうよう努力することになる³⁹（提出するステートメントの量等について上記参照）。

4 減額率の決定

告示の規定する減額幅は、①重大な付加価値を持つ証拠を最初に提出した事業者は30～50%、②重大な付加価値を持つ証拠を2番目に提出した事業者は20～30%、③重大な付加価値を持つ証拠の提出順序が3番目以降の事業者は最高20%の減額である（告示(26)）。第3位以下の申請については、重大な付加価値を持つ証拠の提出順序による減額率の区別が設定されてはならないが、欧州委員会では、重大な付加価値を持つ証拠を提出した順序が早い者ほど減額率が高くなるようにしているとのことである。

欧州委員会は、告示に規定する減額幅の範囲内で、証拠が提出された時点及び有する付加価値の程度により、減額率を決定する（告示(26)）。この判断は、ケース・バイ・ケースで行われており、一般的な基準、算式等は存在しない。

欧州委員会は、合計して何社に減額を認めるかについて裁量により決定することができる。前掲 **Power transformers** 事件（COMP/39129）では、延べ6社が違反行為を行っていたとされたが、このうち1社に免除、1社に40%の減額を認め、2社については減額申請を行ったが提出した証拠に重要な付加価値がなかったことを理由として

³⁹ もっとも、減額を認めるという通知が行われる前に、委員会からの質問が行われることがあるところ（後記参照）、この情報提出要求の内容となっている事項については欧州委員会に関心をもっている事項であり、この内容からどのような証拠が重要な付加価値を持つかが申請者に伺い知れる可能性はあるようである。

リニエンシー告示に基づく減額は与えないという結果となっている。Aluminum Fluoride 事件 (COMP/39180) では、延べ4社が違反行為を行ったとされたが、1社に免除を認めるにとどまり、減額を認められた事業者は無かった (1社が減額申請)。Gas insulated switchgear 事件 (COMP/38899) では、のべ11社が違反行為を行ったとされたが、1社に免除が認められるにとどまり、減額を認められた事業者は無かった (8社が減額申請)。一方、Airfreight 事件 (COMP/39258) のように、のべ14社の違反行為者のうち1社を除く全社について免除又は減額が認められた例もある。

告示の規定により、証拠を提出する時点は、それ自体として減額率を決定する際の考慮事項として挙げられている。証拠の付加価値は欧州委員会が既に入手している証拠と照らし合わせてその大きさを判断されることから、欧州委員会の手持ち証拠がまだ少ない早い段階で出した方が、付加価値が大きいと判断されやすい。実際、証拠を提出する時期は、減額率を左右する重要な要因となっている。例えば、DRAM 事件 (COMP/38511)⁴⁰では、申請時期が遅かったことを理由に減額率が低いものとされている。

欧州委員会は、減額率の決定を平等原則に従って行う義務を負う。カルテル審査担当者によれば、担当者は、求められれば減額率が平等原則に反しないことを説明できるように決定を行う必要があるという。ただし、ここでの平等とは、「同一事件内での平等 (equal treatment within the case)」を意味しており、欧州委員会には各事例に特有の事情を考慮して事例ごとに別の判断を行うことが認められており、過去の実務を通じた平等性を確保する必要はない。このことは、欧州裁判所の判決においても認められている。もっとも、欧州委員会の内部で、過去の類似事件に照らし減額率が妥当かどうかの検討が行われることはある。

減額率は、5%又は10%の刻みで決定されていることが多い。もっとも、27%、18%というように、細かい刻みを入れた例もある (前掲 DRAM 事件 (COMP/38511))。カルテル審査担当者・経験者は、刻みを細かくすれば、なぜそのような判断になるのかについて追加的な説明が必要となるが、多くの申請者の間で区別した取扱いをしたいときには、なお細かく刻みを入れることがあるという。

このように減額率の決定について欧州委員会は広い裁量を有する。実務家側では、減額率を事前に予想することは不可能であるようであり、なかには減額率の決定に客観性が無いと指摘する者もある。しかしながら、この点カルテル審査経験者は、種々の要素 (タイミングや証拠の質等) を減額率に反映させるようにするためには裁量が必要であると述べている。

減額率が事前に分からないことと減額申請インセンティブの関係についての実務家の意見は様々である。実務家の中には、制裁金のベースとなる額の決定について欧州

⁴⁰ DRAMs (COMP/38.511) Commission Decision of 19 May 2010, para 115. なお、事件の展開については、【補論】和解制度を参照のこと。

委員会が裁量を有し、重大な付加価値の有無が事前には分からない中で、さらに、減額率の決定について欧州委員会が裁量を有することで、追加的に減額申請の意欲が損なわれることはなく、制裁金額が大きく減額を受けることの利益が大きい場合には、減額申請は行うという者がある。他方、減額申請は事業者としてかなりの負担を負うことになることに加えて、減額が受けられるかどうかや減額率について不透明性があることから、減額申請には慎重にならざるを得ないと指摘する実務家も存在する。

5 「部分的免除 (partial immunity) 制度 (期間等を増大させる証拠提出と制裁金の関係)」

重大な付加価値を持つ証拠を最初に提出した減額申請者が提出した証拠により、委員会が新たな事実を立証することができるようになり、かつ、これにより違反行為の重大性や継続期間が増大する場合、欧州委員会は、「この新たな事実を考慮に入れて、本証拠を提供した事業者に課すべき制裁金を設定することはしない」こととしている(告示(26))。この制度は、「部分的免除 (partial immunity)」と呼ばれる⁴¹。この規定が適用されるのは、最初の減額申請者に限られる。

この制度によれば、例えば、イタリア、オランダ、ドイツ、オーストリアにおける一定商品（例えば、浴室備品・付属品）について価格カルテルが行われていることを欧州委員会が把握している状況下で、リニエンシー申請者が提出した証拠により欧州委員会がフランスとベルギーにおいてもカルテルを行っていることの立証が可能となり、違反行為の重大性 (gravity) が追加されることになった場合には、当該申請者は、イタリア等について免除を受ける地位にない場合であっても、フランス・ベルギーについては制裁金の免除を受けることになる⁴²。

免除申請者が違反行為期間を8年、最初の減額申請者が10年と申請した場合において、欧州委員会が違反行為期間を10年と認定した場合は、減額申請者は、免除申請者より幅広の2年間分の制裁金は免除となる。また、免除申請者が製造していない製品について、最初の減額申請者によりもたらされた情報に基づいてカルテルが認定された場合、当該減額申請者は、その商品に係る制裁金の免除を受けることになる。

部分的免除を受けるための条件を、欧州一般裁判所は、リニエンシー申請者が欧州委員会の「感知しない (not aware)」事実に係る証拠を提出し、これにより違反行為の重大性 (gravity) 又は期間に直接的な影響が及ぶことと整理している⁴³。

部分的免除を受ける場合には、その部分に係る商品又は役務の売上額は考慮しないで制裁金の基礎額が計算される⁴⁴。

この制度は、「申請者がカルテルについて第1位で免除申請を行わなかった場合であ

⁴¹ See OECD (n 30) 30.

⁴² Case T-380/10 *Wabco Europe and Others v Commission* (Judgment of 16 September 2013).

⁴³ Case T-39/06 *Transcatab v Commission* [2011] ECR II-6831, para 381.

⁴⁴ *Wabco* (n 42) para 136.

っても、欧州委員会に対して、欧州委員会が知らず、かつ、違反行為の深刻さ及び期間に直接的な影響をもつ事実に係る証拠を提出した場合には、当該申請者に対して見返りを与えることを目的とする」制度であり、「事業者により提出される証拠に基づいて欧州委員会がその当時に行っていた違反行為の深刻さ及び期間に関する評価を変更することができる場合には、当該事業者には、当該証拠が明らかにし得る事実評価に関して免除という見返りが与え」る制度である⁴⁵。

同制度の有用性について、ある欧州の実務家は、そもそも、申請者には、違反行為の範囲を狭く、違反行為の期間を短く申請するインセンティブは存在しないのであり、部分的免除がより広範ないしより長期にわたる違反の存在を明らかにさせることはない（むしろ、欧州委員会としては、事実に反して過度に広範ないし長期間の違反行為を申請する行動をコントロールすることの方が課題である。）と指摘するが、このような見方に対しては、カルテル審査担当者は、同制度は追加的なインセンティブを作出するというよりも、ディスインセンティブを抑制するというセーフティネットの役割を負うこと、また、申請者が範囲や時間を追加することによって自己に不利益が及びはしないかを自ら検討する（self assessment）必要性を感じることもなく、追加的な情報及び証拠を欧州委員会に提出することを促す機能をもつと指摘する。

6 減額の決定及び通知

欧州委員会は、減額を認める意向である場合、その旨を書面で申請者に対して通知する（告示(29)）。この通知は、異議告知書の発出前に行われる（告示(29)）。この通知においては、告示に規定される減額幅のうち、どの減額幅が適用されるかが示される（告示(29)）。減額の率はこの段階では示されない。

減額を受ける資格がないと判断する場合にも、欧州委員会は、その判断を異議告知書の発出前に申請者に対して書面で通知する（告示(29)）。この規定は、告示で新たに設けられたものである⁴⁶。

減額申請者への通知は、異議告知書発出の直前に行われることが通常である。

手続の最終段階で行われる最終決定において、欧州委員会は、制裁金の減額申請を行った事業者それぞれの最終的な地位を評価する（告示(30)）。この際に、欧州委員会は、提出された証拠が重大な付加価値を有したか、完全協力義務の履行などの条件を満たしたかを判断し（告示(30)）、減額率を決定する（告示(30)及び告示(26)）。

重大な付加価値を有する証拠を提出していなかった、又は、完全協力義務を果たさなかったなどの理由によりリニエンスー告示に基づく制裁金の減額が認められない場合であっても、「事業者が欧州委員会の調査に相当の貢献をしている特別の場合、委員会は「制裁金ガイドライン」（告示(29)）（IP/06/857 及び MEMO/06/256）に従い、リ

⁴⁵ *Transcatab* (n 43) paras 377, 381; *Wabco* (n 42) para 134.

⁴⁶ Case T-404/08 *Fluorsid SpA, v Commission* (Judgment of 18 June 2013).

ニエンシーの枠外協力扱いとして配慮し、制裁金の減額を行うことができる（後記）。

なお、欧州委員会における減額申請の検討は、免除申請についての検討が終了した後になされる。すなわち、「委員会は、申し立てのあったカルテルと同一のカルテルに関連して制裁金の条件付免除申請が存在する場合、その申請に対して一定の立場を取るまでは、制裁金の減額申請に対していかなる立場を取ることもしない」（告示(28)）。

7 比較・検討

カルテル審査担当者は、減額制度について、全体としてよく機能しており、なかでも「重大な付加価値」という水準を設定することにより減額申請を早く行うというレースを促しつつ、完全協力義務を課すことにより多くの証拠が提出されるようになっており、この両者が補完し合って全体としてうまく機能していると述べている。

減額を認める事業者の総数の決定について欧州委員会は裁量を有するが、これは国際的には例外的なことではない。むしろ、あらかじめ減額を認める事業者の数が固定されている立法例は少ないようである。総数をあらかじめ決めている国として、OECD加盟主要国・地域の中では、日本のほかに、台湾がある⁴⁷。

減額の可否及び減額率の決定に当たり、EUでは、申請の順序に加えて、証拠の質を考慮している。この点で、申請の順序により減額の可否と減額率が決まる日本とは大きく異なる制度を採用しているといえる⁴⁸。EUのように、減額の決定に当たって証拠の質や貢献度を考慮することとしている国は少なくなく、例えば、アメリカ、ドイツ、英国⁴⁹は貢献度を考慮して減額の可否及び減額率を決定している。

減額率については、重大な付加価値を持つ証拠を提出する順位は後順位であっても優れた貢献を行っていけばより高い減額率を認めるというように「減額率の逆転」（中国で採用されている。）があれば、より効果的だろう。例えば、LCD事件（COMP/39309）は減額率の逆転があつてしかるべき事件であつたという見方がある⁵⁰。

部分的免除（**partial immunity**）制度（前記5参照）については、制裁金の基礎額が大きいために、減額があるとしても申請を行うインセンティブは確保できず、機能していないという指摘がある。

EUの調査は、アメリカ及びドイツと比較すると、証言よりも、物証を重視する傾向があるところ、重大な付加価値を持つかどうかの判断がこの傾向に左右されているとの指摘がある。

⁴⁷ OECD (n 30)174.

⁴⁸ OECD加盟国中で申請順序により減額の可否及び減額率を決定している国には、日本のほかに、ポーランドがあるようである。OECD (n 30) 171.

⁴⁹ 英国について、Competition and Markets Authority, Applications for leniency and no-action in cartel cases (OFT1495, 12 March 2014) 2.25
<<https://www.gov.uk/government/publications/leniency-and-no-action-applications-in-cartel-cases>>
accessed 25 June 2014.

⁵⁰ カルテル審査経験者からのヒアリング

申請側には重大な付加価値を持つかどうか判断できない状況下で長大な証拠を用意する必要があることに関連して、実務家の中には、減額申請が利益にならないとの見方を示す者がみられる。

また、EU の調査方法（競争当局が事業者に対して立証上必要な情報・証拠を特定して提出を要求するというよりは、事業者が自発的に情報等を提出することを待つ傾向があり、質問を行う場合でも比較的一般的・抽象的な内容の質問を行う。）とドイツの調査方法（マーカーを完成するとその直後から情報提出要求（質問状）を次々に送り、この種の情報・証人がないかという問い合わせを競争当局が行う。）を比較すると、ドイツの調査の方がより焦点を絞ったものであるとの見方を示した者がある⁵¹。

フランスでは、異議告知書が出された後には、申請を受け付けない。

アメリカのリニエンシー制度は第1位の申請者のみを対象とする。第2位以下の申請者については、捜査協力を前提とした司法取引（plea bargaining）により、有罪答弁協定（plea agreement）を締結して量刑の軽減を得る（量刑ガイドラインから逸脱した量刑を司法省が裁判所に勧告する）ことになる⁵²。第2位では売上高の15%程度となる罰金も、第3位以下では25～35%に跳ね上がる。EUの「部分的免除」と同様の考え方から、司法省への協力の結果としてより広い違反行為が認定されることになっても、司法省はそれをもって被告人の量刑（裁判所に勧告する）に利用することはないとする⁵³。また、従業員等にとっては1位か2位以下かは、不起訴と実刑とを分けることにもなるが、早期の申請が①カーブアウトの人数に影響を与え、また、②個人の量刑に影響を与える旨、司法省スタッフがしばしば明らかにする。

司法取引は、初期の捜査段階に限らず、起訴後でも可能である。カルテル事件の90%は有罪答弁協定の締結に至ると言われる。司法取引は事件の効率的処理に資すると評価される反面、司法省による実務には、罰金額の算定やカーブアウトの範囲⁵⁴などについて不透明であるという指摘がある。

罰金額の算定に係る不透明さの指摘は、量刑ガイドラインで罰金額のレンジが決定した後の減額の不透明さを問題にするものである。特に、協力の程度に基づく減額、支払い能力に基づく減額について、その不透明さが問題にされる⁵⁵。不透明さのほか、

⁵¹ 欧州弁護士からのヒアリング

⁵² See Scott D Hammond, 'The U.S. Model of Negotiated Plea Agreements: A Good Deal With Benefits For All' (OECD Competition Committee Working Party No. 3, Paris, 17 October 2006 <<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/219332.htm>> accessed 25 June 2014.

⁵³ Hammond (n 23) 4; Ann O'Brien, 'Cartel Settlements in the U.S. and EU: Similarities, Differences & Remaining Questions' 13th Annual EU Competition Law and Policy Workshop, Florence, 6 June 2008) 4 <<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/235598.htm>> accessed 25 June 2014. <http://www.justice.gov/atr/public/speeches/235598.pdf>

⁵⁴ Caron Beaton-Wells & Brent Fisse, 'U.S. Policy and Practice in Pursuing Individual Accountability for Cartel Conduct: A Preliminary Critique' [2011] 56 ANTITRUST BULL. 277, 286-92.

⁵⁵ 後者について、James H Mutchnik & Christopher T Casamassima, 'United States v. Hynix Semiconductor, Inc.: Opening the Door to the Inability-to-Pay Defense?' [2005] Antitrust Source (September 2005) 1.

その減額幅の大きさから、カルテル抑止効果の不十分さを問題にする意見もある⁵⁶。

第5 減免を受ける条件—完全協力義務等

1 はじめに

制裁金の免除又は減額を受けるためには、「ターゲットを絞った立入調査を可能にする」(免除)又は「カルテルの立証にとって重大な付加価値を要する証拠を提出する」(減額)などの要件に加えて、次の条件を満たす必要がある(告示(12), (24))。

① [完全協力義務] 申請時から手続完了まで、誠実に、全面的、継続的かつ迅速に協力すること。なかでも、次の協力を行うこと

- 「申し立てのあったカルテルに関連する全ての関連情報及び証拠について、保有するに至った場合又は利用可能になった場合、これを欧州委員会に迅速に提供すること」
- 「事実認定に資する可能性のあるいかなる欧州委員会の要求にも、求めに応じ、迅速に回答すること」
- 「欧州委員会によるインタビューに現職の(及び、可能であれば前職の)被雇用者及び役員を対応させること」
- 「申し立てたカルテルについて、関連する情報又は証拠を毀損、改ざん又は隠匿しないこと」
- 「申請している事実又は申請の内容について、欧州委員会が同意しない限り、欧州委員会が異議告知書を発出するまで一切開示しないこと」

② [違反行為の終了] 「申請後直ちに、当該カルテルへの関与を終了すること、ただし、欧州委員会が調査の integrity を守るために合理的に必要と考える場合はこの限りではない。」

③ [証拠破壊等の禁止] 「欧州委員会に対して申請を企図している時に、当該事業者は申し立てるカルテルの証拠を毀損、改ざん又は隠匿したり、申請を検討している事実やその内容について他の競争当局を除き開示したりしてはならない。」

④ さらに免除については、「他の事業者に対しカルテルへの参加や残留を強要」していないことが条件とされている(告示(13))。他の事業者に対するカルテル参加の強要等を行った場合にも、制裁金の減額が認められることはある(告示(13))。

完全協力義務を果たさない限り、免除及び減額は認められないという立場は、欧州裁判所の判決が示した立場に合致するものである(FAQ)。

FAQ によれば、完全協力義務を果たすためには、申請者は「正確で、誤解を招かない完璧な情報を提供すること」が必要である。カルテル審査担当者も、「正確で、誤解を招かない完璧な情報を提供する」ようアドバイスするという。欧州裁判所の判決で

⁵⁶ John M Connor, 'Anti-Cartel Enforcement by the DOJ: An Appraisal' [2008] 5 COMPL.REV. 89, 102, 112.

も、事業者が自発的に協力した場合に減額を与えることができるのであって、不完全かつ誤解を招くような方法で欧州委員会に対して応答した場合には、減額を認めるべき協力が行われたとは認められないとする立場が採られてきた⁵⁷。

告示によれば、これら完全協力義務に反し条件を満たさない場合には、免除又は減額を受けることができない。事後の損害賠償請求訴訟の可能性を理由として、完全協力義務が軽減されることはない。ただし、カルテル審査担当者によれば、不正行為（misconduct）があれば必ず減免が受けられないとされるのではなく、軽微な不正行為については、減額率を下げるという程度の対応で済まされることもあり得るという。実務家側でも、軽度の協力義務違反で条件付免除ないし減額の決定が取り消されることは少ないと考える者があるようであり、実務家の一人は潜在的な申請インセンティブを考慮して、欧州委員会は完全協力義務違反を理由とした減免の拒否に慎重であろうと指摘している。

しかしながら、軽度の違反にとどまるのかどうかは申請者にとっては分かりにくいし、協力を怠ると減免が受けられないという重大な帰結になる。例えば、Chloroprene rubber 事件（COMP/38629）において、欧州委員会は、条件付免除の決定があった後に、この決定を受けた申請者が事後に入手した証拠の全てを提出しなかったことを理由として免除決定を取り消すべきかどうかを詳細に検討している⁵⁸。このことから実務家は、網羅的に社内調査を行うこと等により完全協力義務を果たそうとしている。もっとも、どこまで完全に社内調査を実施できるかどうかは、事業者がどこまで時間及び費用を掛ける意欲があるか次第ではある。

完全協力義務が及ぶ範囲は、申請者側にはあらかじめ分からないことがある。例えば、商品Aについてリニエンシーを申請したときに、Aを含む商品全体(α)又はAに隣接する商品についてカルテルの事実が明らかになったときに、①当初からリニエンシーが(α)について行われたものとして(α)全体について協力義務があるのか、②協力義務があるのはAについてだけであるのが分からないことがあるようである。

2 証拠の提出義務

リニエンシー申請者に対しては、完全協力義務の一環として、「申立てのあったカルテルに関連する全ての関連情報及び証拠について、保有するに至った場合又は利用可能になった場合、これを欧州委員会に迅速に提供すること」が義務付けられている（告示(12)）。

本規定に基づいて、申請者は、「ターゲットを絞った調査を可能にする」情報・証拠

⁵⁷ Case C-301/04 *Commission v SGL Carbon AG* [2006] ECR I-5915, para 68. See also *Dansk Rørindustri* (n 11) para 395（1996年リニエンシー告示の下での事件である。）。

⁵⁸ 立入調査を可能にする上での貢献が顕著であったことを考慮して、結論としては、条件付免除の取消しを行わなかった。*Chloroprene Rubber* (COMP/38629) Commission Decision (C(2008) 5910 final, 5 December 2007), paras 608-17.

ないしカルテル立証にとって「重大な付加価値を有する証拠」などの免除又は減額を得るために必要な証拠に限らず、保有し又は利用することのできる証拠を欧州委員会に対して提出する義務を負うことになる（FAQ）。これは、カルテルに関連する全ての証拠を自発的に提出することを求めるものであって、申請者側で重大な付加価値を有する証拠に当たらないなどと自ら判断して、証拠の提出を行わないという対応を採ることはできない⁵⁹。

免除申請者に対しては、迅速に申請を行うことが求められることから、申請時には詳細で網羅的な情報ないし証拠の提出は要求されない。もっとも、本規定に基づいて、免除申請者が申請後により詳細な証拠を入手した場合には、その時点で、欧州委員会に当該証拠を提出する義務が生じることになり（前記）、この義務に反すれば免除は与えられない。このため、ターゲットを絞った立入調査を可能にしたとして免除が認められた申請者も、手続全体を通じて相当量の証拠提出が行う必要が生じる。実務家の中には、事後的に行う情報提供等も含めると、申請に要する労力は、免除の場合と減額の場合とで変わることがないと指摘する者もある。

また、「立入調査を危険にさらす」証拠に当たるとして、申請時には証拠の提出を行わないまま条件付免除が認められた場合であっても、そのような危険が無くなり証拠の提出が可能となれば、その時点で当該証拠を提出する義務が生じることになる。この点について、FAQ では、「申請者が情報漏えいの危険を懸念して条件付きの免除決定、及び/又は、欧州委員会の立入調査の前に内部照会を完成させることができなかった場合は、欧州委員会が別の方法で要求しない限り、条件付きの免除決定、及び/又は、欧州委員会の立入調査の後に直ちにそのような照会を完成させる必要があ」とされている。

リニエンシー申請者は、申請時から完全協力義務を負う。したがって、申立てのあったカルテルに関連する全ての関連情報及び証拠について、保有するに至った場合又は利用可能になった場合に欧州委員会に迅速に提供しないと提出した証拠に実質的付加価値が無いとして減額が認められない結果となる蓋然性が高まるとともに、完全協力義務に反することを理由としても減額が認められないという結論が出されることになる。実際に、このような判断が行われた例、すなわち提出した証拠に SAV が無いことに加えて、完全な協力を行ったとは認められないことを理由に減額が認められなかったものとして、前掲 LCD 事件における Chimei InnoLux Corporation の例がある。

証拠が提出されているかどうかの検証について、例えば、電子メールや（まれであるが）ハードディスクを欧州委員会自らが調査することがある（ただし、申請者全社について調査するのではなく、例えば、減額申請者についてだけというように絞って行うことが多い）。

なお、カルテル審査担当者によれば、証拠提出義務に反した疑いがあるとして特定

⁵⁹ See *Chloroprene Rubber* (n 58) paras 608-09.

の事業者について調査を行うためには、証拠を提出していないことを疑うに足る事実が認められなければならないだろうとのことである。

実務家の側では、入手できた証拠は自発的に提出するようにしている模様である。また、社内調査をできるだけ網羅的に実施し、この過程で得られた証拠を保存するなどの対応を行っている。ある実務家は、証拠の出し惜しみをしている事実は、欧州委員会が調べなくとも、他社のもたらした事実により明らかになる可能性があり、それが明らかになれば減免が得られないのであるから、出し惜しみはすべきでないと指摘する。

既に示唆したように、事後に損害賠償請求訴訟で責任を追及される可能性が増大することを理由として、カルテルに関連する全ての関連情報及び証拠を欧州委員会に迅速に提供する義務が軽減されることはない。義務が軽減されることがないことは、リニエンシー制度に関するものではないが、損害賠償請求を受けるおそれがあるという私的利益は法的保護に値しないとした欧州司法裁判所判決からも裏付けられている。もっとも、カルテル審査経験者の中には、リニエンシー申請者が提供した情報の保護が十分でない状況下にあつては、損害賠償請求訴訟で責任追及が行われることを懸念して、申請者が情報・証拠を提出しないという行動をとるようになることを懸念する者もある（損害賠償指令に係る文書）。

3 欧州委員会の要求に対する応答義務

(i) RFI と完全協力義務下で行われる質問

欧州委員会は、事実認定のために申請者に対して質問や情報提供要求を行うことがある。質問の形式には、「request for information (RFI)」（又は「Questionnaire」、RFI と Questionnaire は意味は同じである。）と、そうでないものがある。RFI は、基本的には免除も減額申請もしていない事業者に立入調査後に出すものである。

さらに RFI には、2つのタイプがある。1つは、単純な RFI（2003 年委員会規則 18 条 2 項）である。FAX 又は電子メールで送付されることが通常であり、大半の事例はこの単純な RFI により処理されている⁶⁰。単純な RFI に対しては、何らかの応答を行う義務があるものの、回答を行うことを拒絶することができる。ただし、不正確又はミスリーディングな回答を行うと、罰則が課される（同 23 条 1 項(a)号）。もう 1 つは、正式な RFI であり、欧州委員会決定（decision）に基づくものである（同 18 条 3 項）。これに対しては、回答期限内に回答を行わず又は不正確、不完全若しくはミスリーディングな回答を行うと、罰則が課される（同 23 条 1 項(b)号）。

18 条 3 項に基づく RFI については、一般に自己負罪免責特権が及ぶことから⁶¹、

⁶⁰ *Manual* (n 17) chap 6, para 35.

⁶¹ Orkem 事件判決(Case 374/87 *Orkem* [1989] ECR 3283)及び Mannesmannröhren 事件判決(Case T-112/98 *Mannesmannröhren-Werke v Commission* [2001] ECR II-729) 参照。ただし、欧州委員会では、実務上、18 条 2 項についても自己負罪的内容の回答を行わせることを避けるとともに（本文参照）、

欧州委員会では、自己負罪的な内容の回答を行わせないようにするとともに⁶²、18条3項に基づく RFI においては自己負罪免責特権があることの告知を行うこととしている⁶³。

ただし、既に有している証拠の提出を求めること及び純粹に事実に関する情報の提供を求めることは、自己負罪免責特権に反するものではないと考えられている⁶⁴。

リニエンシー申請者は、自己負罪免責特権を包括的に放棄していると考えられることから、欧州委員会側は通常は自己負罪免責特権について考慮する必要はないが、RFI はリニエンシー申請を行っていない者に対しても並行して発出することがあり、この際には、欧州委員会は、自己負罪的証言を行わせないという原則に従って RFI を出すことになる。

RFI は、FAX で送信されることもあるなど秘密性が保たれているものではない。これに対して、非公式な質問（完全協力義務により回答が担保されている質問）は、電話、会合、書面などいかなる形式によっても行うことができる。非公式な質問と応答であっても、書面を通じて行い、書面で回答を得ると、これら書面は「access to file」ルールの下で情報開示の対象となる。このことから、欧州委員会では、書面によることなく、電話、会合等、口頭による方法でやり取りを行い、その内容を記録するという方法をとるようにしているとのことである。口頭によるコミュニケーションのうちでも、会合によるか、電話によるかなどは、担当官の志向次第であるという。

上記のとおり、RFI では秘密性が保たれないことから、欧州委員会は、立入調査を行う場合には、立入調査により事件の存在が明らかになるまでは、欧州委員会は RFI を使わずに、非公式な質問という形で情報提供を求める。ただし、立入調査を行うことなく RFI により調査が進められることもあるし、EU 外の事業者等一部の事業者に対して RFI を用い、一部の事業者に対して立入調査が行われることもある。

RFI 発出のタイミング・立入調査のタイミングについては、平等取扱い原則が適用される。欧州の裁判所の判決には、RFI が事業者により別のタイミングで送られ、RFI の送付を第一に受けた者が真っ先にリニエンシー申請を行い、第二に送付された者が二番目にリニエンシー申請を行うというように、RFI が送付された順番でリニエンシー申請が行われた事例において、欧州委員会の RFI 送付方法が平等原則に反するとしたものがある。そこで、欧州委員会では、RFI・立入調査を行うタイミングが平等原則に反することとならないよう、複数の RFI 又は立入調査と RFI とを同

要求の名宛人が自己負罪的な内容の回答を促すものとして回答を拒否する場合に問題をヒアリングオフィサーに付託するなどの制度が置かれている。Commission Notice on best practices for the conduct of proceedings concerning Articles 101 and 102 [2011] OJ C308/6[hereinafter cited as Best practice].

⁶² *Manual*(n 17) chap 6, para 45.

⁶³ Best practice (n 61) para 36.

⁶⁴ *Manual*(n 17) chap 6, paras 77-78.

時に行うようにしているという（ただし、立入調査については、被疑者全社に対して同時に立入調査を行うことは不可能な場合があることから、必ず同時に行わなければならないとは考えていないし、欧州の裁判所もそのことを認めているという。）。

完全協力義務により回答が担保される申請者に対する事実照会は、申請後1年経過後にも行われることがある。

(2) 質問内容

一般的に、欧州委員会は、人権規約・国連規約がうたう自然人と同様、法人に対しても、自己負罪的（self incriminatory）発言をさせてはならないという原則に服するが（前掲 Orkem 事件判決）、リニエンシー申請者については、自己負罪証言拒否特権を包括的に放棄していると考えられることから、リニエンシー申請者に対するコミュニケーションの過程でこの原則について考慮する必要は通常は存在しない。

欧州委員会と申請者との間で行われるコミュニケーションの内容は、減額申請と免除申請の別、又は質問が行われるタイミングにより異なっている。8 項(a)に基づく免除の申請者（典型的には、抜打ちの立入調査前に免除申請を行った者）に対しては免除を受けるに十分な証拠の提出があったかどうかを欧州委員会がアドバイスすることを含めて欧州委員会との間で密なコミュニケーションが行われるのに対して、減額申請者については、欧州委員会は証拠が十分かなどについて示唆を与えることはない（前記第4の3参照）。このように免除申請者と減額申請者との間でコミュニケーションの内容が異なる理由の一つには、差別禁止の原則がある。立入調査前の免除申請者については、免除申請者が1社しか存在しないことが通常であること（前記第3-2参照）から、差別の問題を考慮することなく密にコミュニケーションを行うことができるのに対して、減額申請者は複数あることが通常であることから、いかなる情報・証拠を提出すれば実質的付加価値（SAV）があるかを特定の減額申請者が知ることになるような質問を欧州委員会は行うことができないのである。もっとも、申請者を含めた全ての被疑者に対して、例えば、「*～*までの間に何があったかを説明せよ」「*～*までの間に行われた会合に関する証拠を出せ」という要求を行うことは差別禁止原則に反しない。そして、この種の質問ないしリクエストは実際に RFI を通じて行われている。このような質問は、典型的には、免除申請者から情報を得て会合日（複数）を特定した上で、被疑者全員に対して、特定された会合日の会合について、会合への出欠とそれに関わる存在する（pre-existing）証拠（領収書、travel document 等）を提出するよう要求する RFI を送るという形で行われている⁶⁵。

⁶⁵ もっとも、別のカルテル審査担当経験者からは、「欧州委員会がどの程度の証拠を既に入手しているのかが知られないようにするために、事業者により異なる内容の情報提出要求を行うようにしてい」たと説明があった。どのように RFI を用い、どのような内容のコミュニケーションを行うかは、審査担当者によりかなり異なるようである。

減免申請者に対する事実照会は詳細なものとなることがあるようであり、例えば、「ホテルの部屋内でなぜ2本のビールの注文が行われたか。1人で飲んだのか、誰かと一緒に飲んだのか」といった質問が行われたことがあるとのことである。

免除申請者に対しては、自社が提供した情報だけではなく減免申請者が提供した情報が正しいかどうかの質問も行われる。

(3) 欧州委員会の質問に対する応答と減額率の決定

規則 1/2003 号第 18 条に基づく RFI に対する回答義務の履行として提出された情報・証拠は、委員会に対するリニエンシー申請者としての協力的行為としては評価されない⁶⁶。したがって、RFI に対応して提出された情報・証拠に基づいて「実質的付加価値」があると判断されることはない。このことから、欧州委員会から RFI が多く出されてしまうと、実質的付加価値基準を満たすことは困難になると考えられる。しかし、欧州委員会の側では、減額が認められやすくなるように RFI の発出を控えることはないとのことである。

他方で、欧州委員会からの要求を超えて提出した証拠については、減額を得るために自ら提出した証拠であり、この部分の証拠が重大な付加価値を持つとして減額を認められることがあるようである。もっとも、委員会によるこの判断について不透明さを指摘する意見がある。

(4) 完全協力義務の一環としての回答

リニエンシー申請者は、完全協力義務の一環として、欧州委員会からの情報・証拠提出要求に対して迅速に回答しなければならない（告示(12)）。欧州実務家は、免除申請者も減額申請者も、完全協力義務があるため欧州委員会の質問には必ず答える必要があるとする。

欧州委員会の要求に迅速に応答しなかったことを理由として、一度出された条件付免除又は減額の決定が取り消された事例は現在までのところ存在しない。

実務家の側では、欧州委員会の要求（質問等）に迅速に答えることができるように、証拠保全等の措置を講じている模様である。証拠保全の措置を講じることは、証拠毀損等を行っていないことを明らかにする必要性が生じた場合に備えるためにも必要である（後記参照）。

4 従業員等による協力の確保

申請者は、現職の従業員及び役員を欧州委員会による聞取調査（interview）に対応させるようにする義務を負う。退職した従業員等については、可能な限りで協力を確

⁶⁶ See, e.g., Case T-12/89 *Solvay v Commission* [1992] ECR II-907, paras 341-42; Case T-38/02 *Groupe Danone v Commission* [2005] ECR II-4407, para 451; *Arkema* (n 38) para 138.

保する義務を負う。

退職しそうである（leaving）従業員については、欧州委員会は、申請者に対して、この者を在職させるための措置をとるよう要請し、この要請に応じてもらうことが通例となっている。

免除申請者側の従業員個人に対して、立入調査前にインタビュー（interview）が行われることは、通常はない。理由には主として二つあり、第一の理由は、立入調査前に個人に対する聞取りを実施すると欧州委員会が立ち入り調査を行うという秘密情報が他に漏れるおそれがあるため、第二の理由は、個人が有している情報は限られていてカルテルの全体像が見えていないことがあることから、特に立入調査前に欧州委員会が必要とする情報（どこでどのような調査を行えばよいか）が得にくいためである。さらに追加的な理由として、従業員は会社がカルテルに参加していたことが公になるまでは自分個人がカルテル行為に参加していたことを認めることを忌避する傾向にあるためである。従業員個人に対してインタビューを行わないのは、免除申請者、立入調査前の段階での調査手法の特徴であり、減額申請者の従業員に対する立入調査後の聞取調査は行っている。

従業員が聞取調査に応じた場合、従業員が聞取調査の中で述べた内容は、従業員を聞取りに赴かせた減額申請者が提出した情報・証拠として評価されることになり、実質的付加価値（SAV）評価の対象になる。他方、従業員が聞取りにおいて事実と反することを述べれば、会社はリニエンシーの利益を得ることができなくなることから、会社としては、従業員に対して確実に正しいことを言うよう促すことになる。

聞取りは、役員が対象となることが多い。聞取調査に当たっては、欧州競争法違反により個人に刑事罰が科されることがない旨をまず説明し、会社がリニエンシー申請を行い欧州委員会の調査に協力をしていることも説明するという。EU では、従業員の出身国等により使用言語やボディーランゲージの意味などが様々であることもあって、複数名が聞取りに当たるようにするとともに、使用言語や質問内容等について周到な準備が行われるという。

従業員等からの協力確保については、当該従業員等が禁固刑（英国など加盟国での禁固刑を含む。）を受けているために、欧州委員会の調査に対する協力を得ることができないことが問題となっている。

5 証拠毀損の禁止

リニエンシー申請者は、「申し立てたカルテルについて、関連する情報又は証拠を毀損、改ざん又は隠匿」してはならず、これら行為を行えば完全協力義務に反したことになる（告示(12)）。証拠毀損については、リニエンシー申請を企図した時点から、証拠毀損等をしない義務が及んでいる（後記）。これら証拠毀損に係る義務については、後に検討する。

6 開示の禁止

リニエンシー申請者は、「申請している事実又は申請の内容について、欧州委員会が同意しない限り、欧州委員会が異議告知書を発出するまで一切開示しない」義務を負い、これに反して開示すれば、完全協力義務に反したことになる（告示(12)）。この規定は、前掲イタリアン・タバコ事件（Raw Tobacco-COMP/38281）の経緯を受けて設けられた規定である⁶⁷。

株主に対する開示義務など、事業者は、リニエンシー申請を行ったことを一定の者に対して開示する義務を負っていることがある。また、銀行については、銀行法・金融法に基づく調査の過程で開示を求められることや、監査人に対して開示することが求められることがある。FAQ では、この点について、公開会社の場合など、リニエンシー申請を行ない当局に協力していることを公に知らせる法的義務を負う場合があることから、告示では、「欧州委員会が『同意しない限り』第三者に対する情報開示制限が適用される」と規定したと説明している。

この規定は、外国競争当局等第三国の開示要求に対して行われる開示にも適用される（FAQ）。すなわち、外国当局からの要求に応じ、欧州委員会へのリニエンシー申請について開示する場合には、事前に、欧州委員会の同意を得る必要がある。FAQ では、さらに、事業者が他の競争当局にアプローチする場合には、「欧州委員会は、当該競争当局と申請について議論し又は情報交換することについて権利放棄（waiver）するよう要求することがある」としている。

カルテル審査担当者によれば、①証券報告書における開示義務のように法的義務を負う場合には同意を与えている、②もっとも、申請の事実（fact）と内容（content）は区別されており、申請の事実を開示することには同意しても、内容を開示することについて同意することはまれである、③いずれにしても、立入調査前に開示することに同意することは決してないという。

実務家は、開示に係る相談に対して欧州委員会は「オープン・マインド」に対応し

⁶⁷ 1996 年告示及び 2002 年告示は、免除申請の場合、欧州委員会に対する協力義務を規定していたが、リニエンシー申請の事実を他社に漏らしてはならないとする非公開義務について、具体的には明示していなかった。イタリアン・タバコ事件では、申請者（Deltafina）に対して 8 項(b)に基づく条件付免除が出されたものの、この申請者が立入調査前、会合で申請事実を他社に漏らし、会合当日、他の 2 社が減額申請を行ったため、第 1 位の免除申請者は条件付免除資格を失う扱いを受けることになった（ただし、同社は、カルテルの構造に関わる重要証拠を提出していたため、リニエンシー外での協力として、制裁金の基礎額について減額調整を受けている。）。欧州委員会は、決定（2005 年 10 月 20 日）において、たしかにリニエンシー申請の事実を他社に開示してはならないとは 2002 年告示で明示していないが、リニエンシー制度において「協力義務」があることを上記・先例が述べており、特に本件では、立入調査の遂行を妨げる危険性があるため、非公開・秘匿義務が課されていたと判断した（COMP/38281）。2011 年 9 月 9 日、一般裁判所も、欧州委員会がこの決定で示した上記解釈を支持しており（Deltafina (n 11)）、また、2014 年 7 月 12 日、欧州裁判所も、Deltafina 社による上告を棄却し、原審を支持している（Case C-578/11 P）。

このような経験を踏まえて、現行 2006 年告示においては、申請「前・後」における申請事実の開示を禁じる規定が新設されることになった（2006 年告示 12 項(a)及び(c)）。

ている（もっとも、立入調査前など、神経をとがらしていることはある。）という。

開示が許される時期について、告示は定めていない。

なお、ECN・MLPの説明（explanatory note）では、少なくとも異議告知書の発出までは開示してはならないこと及び競争当局は開示禁止期間を延長（例えば、手続の完全な終了まで）することがあることが述べられている。

7 違反行為の終了

リニエンシー申請後「直ちに、当該カルテルへの関与を終了すること」が、免除又は減額を受けることの条件である（告示(12)）。告示では、「ただし、欧州委員会が調査の integrity を守るために合理的に必要と考える場合はこの限りではない」と規定されている（告示(12)）。例えば、欧州委員会が、他社が申請に気付くことを避けるために、カルテルへの受動的な継続を認める場合がある。この場合において、欧州委員会は、他社からのコンタクトを逐一欧州委員会に報告することを求める。欧州委員会側では、このようにして報告されたコンタクトに係る情報から、カルテルがいかに行われているかなどについて有用な示唆を得られることも多いという。

なお、カルテルへの受動的参加継続の可否の欧州委員会への相談、参加継続した場合の欧州委員会に対するコンタクト情報の報告は、マーカー期間の間から行われている⁶⁸。

他方で、捜査を助けるために必要な情報を得ることを目的としてカルテルに積極的に参加し続けるよう欧州委員会が要求すること（「targeting」とよばれることがある（特に英国）。以下、「おとり捜査」という。）は、欧州においては認められていない。カルテル審査担当者は、リニエンシー制度によって現在得られる情報の量を超えて、おとり捜査の手法を用いてさらに情報を得る必要性は存在しないとの見方を示している。また、カルテル審査担当者は、おとり捜査の手法を採ることは、EUの一般的法原則に反するとみており、さらに、個人にカルテル行為を行わせることになることから、もしもおとり捜査を実施するのであれば、加盟国の個人に対する刑事法との調整が問題になるだろうし、EUから加盟国に対して令状（warrant）を取る必要も生じるだろうと指摘する。

違反行為への関与の終了が困難な場合として、米国当局からおとり捜査への協力を求められる場合がある。このような場合について欧州委員会に相談すると、欧州委員会では、「欧州に関係ない範囲（欧州に関係のない内容のおとりミーティングにするなど）で協力するように」、「自ら違反行為を働きかけなければよい（passiveな対応でおとりミーティングに臨む限りは構わない。）」といった対応をしているようである。米国司法省と欧州委員会との間で調整してもらうこともあるという。

実務上、違反行為が終了したことを担保する上では、営業担当者に確実に終了させ

⁶⁸ *Manual* (n 17) chap 9, para 33.

るようにすることが課題であるという。確実に終了されるようにするために、担当者から誓約書を取ることが標準的な方法であるとする実務家と、申請した事実が明らかにならないようにするためにもそのようなことは控えた方がよい（とりわけ、立入調査前に第1位で申請した場合には控えるべきである。）とする実務家がある。

8 証拠毀損について

リニエンシー申請者は、「欧州委員会に対して申請を企図している時に、当該事業者は申し立てるカルテルの証拠を毀損、改ざん又は隠匿したり、申請を検討している事実やその内容について他の競争当局を除き開示したりしてはならない」（告示(12)）のであって、後にこれら行為を行っていることが明らかになれば、免除又は減額を受けることができなくなる。

申請を企図している時とは、「申請者が申請を決めたり、準備したりしている時」を意味する（FAQ）。

リニエンシー申請後には、完全協力義務の一環として、証拠毀損等が禁じられており（告示(12)）（前記）、結局のところ、申請者は、欧州委員会に対する申請を企図してから、実際に申請を行い手続が終了するまで、カルテルの証拠を毀損、改ざん又は隠匿しない義務を負うことになる。FAQによれば、この規定は、「意図的・計画的な」証拠の毀損、改ざん又は隠匿を禁じるものであるという。これら規定により禁じられているのは、事業者による証拠毀損等であり、従業員による証拠毀損等については規定がない（FAQ 参照）。

リニエンシー申請を行わず、申請の企図もないのであれば、証拠の毀損等を行うことは禁じられない。しかし、リニエンシー申請を行うか否かにかかわらず、立入調査における証拠毀損は、異議告知書において書かれることになる。また、制裁金を増大させる要因となりうる。

虚偽情報の提出、証拠毀損等を理由として、条件付免除又は減額の決定が覆されたこと（withdrawal）はないようである。

証拠毀損のおそれは、例えば、マーカ制度の設計などにみられるように、従来から EU リニエンシー制度と運用の在り方に一定の影響を与えてきたとみられる（前記参照）。もっとも、現在では、ハードディスク復元技術などがあるために証拠を隠滅することは技術的に難しくなっており、証拠毀損は難しいとみられているようである。

証拠毀損行動をとる可能性が高いのは、免除申請者ではない者である。しかし、カルテル審査担当者によれば、免除申請が行われてから立入調査が行われるまでの間に、免除申請者でない者が証拠毀損を行うことは懸念していないという。免除申請者による情報漏洩の禁止は守られており、漏洩が問題になった事例は前掲イタリアン・タバコ事件（Raw Tobacco-COMP/38281）のみであるからである。国際カルテル事件についても同様であって、アメリカと EU には同時にリニエンシー申請が行われることが

多く、また、立入調査のタイミングについて調整が行われているから、アメリカの立入調査後、EU の立入調査前に証拠毀損が行われるといった事態が発生する可能性は低いとみているという。

証拠隠滅行為が行われた例が全く存在しないわけではない。**Professional videotapes (COMP/38432)** 事件では、証拠書類の廃棄等が行われたことが知られている⁶⁹。

実務家は、証拠毀損等が行われないようにする措置（証拠の保全措置等）を講じている。欧州委員会では、立入調査時に、消去コマンドを無効化するなど、既存の電子データが変更されないようにする措置を講じる（なお、フランスでは、使用者側が無効化すると労働法に抵触することになる。）。他方で、欧州委員会では、メール等電子データのバックアップを全て委員会に提出させることはしないし（第三者がアクセスできる可能性が生じるため、後記参照）、コピーないしクローンの作成を要求することもないが、実務上は、証拠保全のために、また、欧州委員会からの情報提出要求（RFI）に対して迅速に答え完全協力義務を果たすためにも、ハードディスク及びサーバーのコピー・バックアップ作成が行われており、カルテル審査担当者もこれら措置が講じられているとみている。

9 他社にカルテルへの参加等を強要していないこと

他社に対するカルテルへの参加等の強要（coercion）を理由として、免除が受けられないと判断された例はないようである。実務家は、この要件の存在を意識することは実務上、あまりないようである。

実務家の中には、この条件が機能しておらず、カルテルへの参加等を強要していたとみられるにもかかわらずその事業者が免除を受けている事例がある可能性を指摘し、この規定をより活発に適用すべきだという意見を持つ者もいる。

カルテル審査担当者によれば、カルテルへの参加等の強要を理由として免除を行わないとするためには、欧州委員会としては、カルテルの認定について求められるのと同じ水準での立証負担を負うことになるのであり、この規定を活発に適用しようとするのであれば強要の事実をいかに立証するかが課題になるという。

欧州において、他社に対してカルテルの参加を強要している者には免除は認められないとするのは、正義観念（natural justice）に基づくものだとされている（ECN・MLP・Explanatory note 参照）。カルテル審査担当者は、セーフガードとしてこのような要件が設定されていることは妥当であると述べている。

カルテルへの参加の強要は、単なる主導者（リングリーダー）であるというだけでは認められない。EU は、制度を導入した 1996 年告示においては、「主導的役割、決

⁶⁹ この事件では、廃棄行為のほかにも欧州委員会の調査に対する協力を拒む行為が行われており、このことを理由として欧州委員会は制裁金を 30%増額する決定を行っている。（COMP/38432・November 20, 2007（SONY に関する部分）参照。）

定的企業 (an instigator / a determining role)」といったリングリーダーは免除・減額を受けられないという立場を採用していたが、リングリーダーの有する証拠の価値が高いことから、(2002 年告示において) 基準を変更して、強要している場合に限り免除を受けられないこととしたという経緯がある。

10 比較・検討

(1) 証拠の提出義務

アメリカでは、完全協力義務の内容に関し、弁護士秘匿特権 (attorney-client privilege) 又は職務活動の法理 (work-product privilege) の対象となる文書の提出が求められることはない旨、確認されている⁷⁰。申請者が他の競争当局に提出した資料については、翻訳の上、提出を求められるのが通常である。完全協力義務は司法省が捜査を終えるまでに 2～3 年間続くこともある。カルテル参加者の中に関与を争うものが存在する場合などには、最終的なリニエンシーレターの発出までに至らず、5 年後であっても証人の提出を求められることがある。

(2) 従業員等による協力の確保

アメリカでは、従業員等による協力は、①完全協力義務の内容として、また、②リニエンシー申請が真に会社の行為と呼べるかの評価において重要となる。会社によるリニエンシーと個人によるリニエンシーが存在するアメリカでは、リニエンシー申請段階 (マーカー獲得段階) において、会社と従業員等の個人との間に競争が存在する。従業員等のリニエンシー申請が早い場合には、会社は調査開始前のリニエンシーを得ることができないからである。個人独自のリニエンシー申請はほとんど存在しない状況である⁷¹。

会社による申請が先行する場合には、従業員等も会社によるリニエンシーの適用 (保護) 対象となる。条件付リニエンシーレターの発出時を基準に「現在の役員、従業員等 (current director, officer, or employee)」を確定した上で、それらの協力を得ることが必要である。従業員等からの完全な協力を得ることができない場合には、協力を得られない者の数、協力を得られないことによる捜査への影響、会社がどのように協力を得ようとしたのかといった事情に照らして、完全協力義務の遵守がなされたかなどの判断を行うとされる⁷²。訴追しないことを条件として元従業員の協力を得ることもある。

個人に対する刑事罰の可能性は、共同体レベルにおいて刑事罰規定を有することがない欧州競争法と比較した、アメリカの特徴である。ホワイトカラー犯罪に寛容

⁷⁰ DOJ FAQ (n 24) para 15.

⁷¹ Connor (n 56) 97.

⁷² DOJ FAQ (n 24) para.17.

と評価されてきたアメリカの裁判所に対して、量刑ガイドラインは厳格な量刑を裁判所に要求しており、現在、反トラスト法違反行為について個人に対して刑事罰が科されることは珍しいことではなく、収監期間の平均は2年に及ぶ⁷³。

個人に対する刑事罰は、米国反トラスト法におけるカルテル規制について、最も有効な実効性確保手段であると考えられている⁷⁴。刑事罰と並んで活発な私訴も米国法の特徴であり、アメリカでは、私訴が最も抑止効果を有するサンクションであるとして、私訴への一本化を主張する意見もある。しかし、財産刑にはない自由刑のカルテル抑止効果、刑事手続が有する証拠収集能力、多くの私訴が司法省による刑事手続を前提にすることを理由に、個人への刑事罰の有効性を指摘する議論が多数である⁷⁵。一般的な認識、また、司法省が公表した方針とは反対に、アメリカにおいて、個人に対する刑事罰はなお寛容に過ぎるのではないかとの意見すら存在する⁷⁶。

アメリカにならい、欧州競争法レベルにおいて、個人に対する刑事罰を導入すべきとの意見がある。そこでは現行の制裁金額の不十分さ、また、その引上げの非現実性（企業に破綻をもたらすほどの高額になる可能性）、自然人のインセンティブに対する機能の必要性などが論点となっている⁷⁷。

(3) 違反行為の終了

違反行為の終了について、アメリカでは、現場従業員が短期間カルテル的接触を続けたことのみをもってリニエンスーが否定される訳ではない。しかし、経営者レベルでカルテル行為を継続するような積極的行為、また、カルテルを発見しつつ従業員をそのままの役職に置いたままカルテルを終了させるための積極的措置を採らないとの不作為があれば、違反行為の終了要件を満たすことはない(DOJ FAQ (13))。

⁷³ Harry First, 'Your Money and Your Life: The Export of U.S. Antitrust Remedies' in Daniel D Socol and others (ed), *Competition Law and Development* (Stanford Univ. Press, 2013) 167, 168-69.

⁷⁴ Scott D Hammond, 'Recent Developments, Trends, and Milestones in the Antitrust Division's Criminal Enforcement Program' (56th Annual Spring Meeting Presented by the ABA Section of Antitrust Law, Washington, DC March 26, 2008), 2 <<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/232716.htm>> accessed 27 June 2014; Donald C Klawiter, 'After the Deluge: The Powerful Effect of Substantial Criminal Fines, Imprisonment and Other Penalties in the Age of International Criminal Enforcement', [2001] 69 Geo. Wash. L. REV. 745; William Kolasky, 'Criminalizing Cartel Activity: Lessons from the U.S. Experience', [2004] 12 Competition & Consumer L. J. 207; Gregory J Werden, 'Sanctioning Cartel Activity: Let the Punishment Fit the Crime' 16-18 <<http://www.justice.gov/atr/public/articles/240611.htm>> accessed 27 June 2014.

⁷⁵ Gregory J Werden, Scott D Hammond, & Belinda A. Barnett, 'Deterrence and Detection of Cartels: Using All the Tools and Sanctions', [2011] 56 ANTITRUST BULL. 207, 226-27.

⁷⁶ Beaton-Wells & Fisse (n 54) 289-90.

⁷⁷ Wouter P J Wils, 'Is Criminalization of EU Competition Law the Answer?' (Amsterdam Center for Law and Economics (ACLE) Conference: Remedies and Sanctions in Competition Policy, Amsterdam, 17-18 February 2005)<http://www.pspe.org.pl/dokumenty/137_IsCriminalizationofEUCompetitionLawtheAnswer.pdf> accessed 27 June 2014.

Stolt-Nielsen 事件⁷⁸は、司法省が違反行為の終了要件の不遵守を理由に条件付リニエンシーを破棄したものの、裁判所がそれを認めなかった事例であるが、司法省は、同事件の前後で態度が変わることはなく、カルテルの首謀者が社内の内部調査を担当し、また、カルテルの発見後も他のカルテル参加者と会合を継続していたこと等は、違反行為の終了要件について、ネガティブに判断される事実とする⁷⁹。

実務家は、EU と比して、アメリカの方が緩やかな立場が採られており、競争当局のコントロール下におかれている接触は違反行為に含まれないとのスタンスがとられていると評している。

(4) 他社にカルテルへの参加等を強要していないこと

米国司法省は、カルテルの強要要件を柔軟に解釈することで、リニエンシー付与の足かせにならないよう留意する傾向にあるという。元米国司法省次長もこのような方針を認めた上で、法文上の「the leader, and the originator」は、「a leader, and a originator」とは異なり、市場シェアが高いだけ、また、最初の会合を設定したというだけでは要件を充足しないという。これは、リニエンシー申請のインセンティブを確保するためであり、司法省は、「明確な」かつ「唯一の」首謀者でない限り、強要要件を満たすことがないとする（DOJ FAQ (14)）。例えば、①5社のうち2社がリーダーである場合には5社共にリニエンシー申請が可能であり、②2社のカルテルであり2社のいずれもがカルテルにおいて決定的な役割を果たす場合には2社共にリニエンシー申請が可能であり、さらに③企業規模で同要件が影響を受けることはないとする。

既に述べたように、このような傾向に対して、公平の観点から懸念を示す実務家もいる。

アメリカでは、リニエンシー申請の有無を問わず、証拠破壊は違法である上に、証拠破壊に対しては重罪が課される（18 U.S.C. §§ 1503 & 1519）。EU のルールでは、証拠破壊を十分に防ぐことができないという指摘がある。

第6 リニエンシー枠外での協力

重大な付加価値を有する証拠を提出しておらず、又は、完全協力義務を果たさなかったなどの理由によりリニエンシー告示に基づく制裁金の減額が認められない場合であっても、事業者が欧州委員会の調査に相当の貢献をしている特別の場合、欧州委員会は「制裁金ガイドライン」（para.29）（IP/06/857 及び MEMO/06/256）に従い、リニエンシーの枠外協力扱いとして配慮し、制裁金の減額を行うことができる（FAQ）。

⁷⁸ United States v. Stolt-Nielsen S.A., 524 F. Supp.2d 586 (2007).

⁷⁹ US Department of Justice, 'Scott Hammond on Stolt-Nielsen'
<<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/234840.htm>> accessed 25 June 2014.

例えば、聞取調査（interview）の要請に自発的に応じる中で、自己負罪的な内容の情報を提供し、この情報により欧州委員会が違反行為の立証が助けられる場合には、リニエンシー申請が行われているか否かにかかわらず、制裁金の減額が行われることがあり得る⁸⁰。前掲イタリアン・タバコ事件（COMP/38281）においては、秘匿義務に反したために 8 項(b)に基づく条件付免除が取り消され、リニエンシー告示に基づく制裁金の減額は認められなかったが、欧州委員会の調査に対する重要な協力を行ったことを理由として、リニエンシー枠外の協力として 50%の制裁金の減額が認められた⁸¹。

また、正式に減額の申請を行わなかった事業者に対しても、委員会に対する協力を行い、協力の内容がリニエンシー告示に規定される減額の要件を満たす場合には、制裁金の減額が行われることがある。例えば、前掲 LCD 事件（COMP/39309）において Chunghwa Picture Tubes は減額の申請を行わなかったが、欧州委員会は、調査の過程で行った協力をリニエンシー告示に規定される減額の条件に照らして判断し、5%の制裁金減額を認めた。

もっとも、リニエンシー告示に規定される減額の要件を満たさない事業者に対して協力を理由として減額を認めることは、リニエンシー告示が実際上の効果（practical effect）を無くしてしまう結果となることを防ぐために、例外的な場合に限られるべきであるとされている⁸²。

第7 ステートメントの提出方法等について

欧州委員会に提出されたコーポレート・ステートメント及び証拠に第三者がアクセスできると、これが利用されて、リニエンシー申請対象のカルテルに関係して行われる別の手続（損害賠償請求訴訟、刑事手続等）においてリニエンシー申請者が不利な立場に立つ可能性がある。これにより、リニエンシー申請インセンティブが損なわれる可能性がある。

そして、リニエンシー申請の過程で欧州委員会に対して提供される情報・証拠に第三者がアクセスすることによる、このような減免申請インセンティブの減少は、欧州委員会の証拠収集においても考慮されている⁸³。

すなわち、コーポレート・ステートメントは、口頭で提出することが認められてい

⁸⁰ *Manual* (n 17) chap 8, para 7.

⁸¹ このほかに、近時では、前掲 Prestressing steel 事件（COMP/38344）、前掲 Power transformer 事件（COMP/39129）、前掲 Elevators & Escalators 事件（COMP/38823）においてリニエンシー制度枠外での協力を理由として減額が認められている。

⁸² Transcatab (n 43).

⁸³ ガス絶縁開閉装置カルテル事件（Case COMP/F/38899, January. 29, 2007）において被害を受けたとする電力会社 EnBW が、同事件の取消訴訟期間中、欧州委員会に記録開示を求めた訴訟において、欧州司法裁判所は、審査対象者も無制限なアクセスが認められていないこと、調査資料のアクセスを一般化すれば、事業者側の情報提出義務と委員会側の秘密保持との関係を危うくさせること、損害賠償訴訟に伴って全書類の開示まで必要とは言えないこと等を挙げて、欧州一般裁判所の判断を修正し、調査・審査手続の支障を理由とする情報開示制限の趣旨をおおむね支持している（C-365/12P, February. 27, 2014）。

る（告示(32)）。この方法による場合、欧州委員会の施設内で録音が行われ、反訳が作成されることになる（告示(32)）。事業者には、欧州委員会の施設内で録音された内容の専門的な正確性をチェックするとともに、限られた時間内に口頭陳述の内容を訂正する機会が与えられる（告示(32)）。

例えば、欧州委員会は、メール等電子データのバックアップの提出を要求し委員会において保管すると、情報開示の対象となり第三者がアクセスできるようになる可能性があるため全てを提出させることはせず、関連性があるものについてのみ提出を要求している。

口頭でのコーポレート・ステートメントにより、アメリカのディスカバリー制度への対応問題は解決されたとの意見がある。現在大きな問題になっているのは、リニエンシー申請者による他のリニエンシー申請者が提出した証拠へのアクセス問題である。同様の問題は、和解制度を利用した際に作成される申請書等についても生じる。2013年6月に欧州委員会が提案した損害賠償指令案は、加盟国裁判所での損害賠償請求訴訟（follow on suit）におけるアクセスの方法と開示の範囲について明確化しようとしている⁸⁵。

第8 結果の公表

欧州委員会が告示を適用した上で制裁金を免除又は減額をする決定をした場合、その全件について、事件の概要が公表（プレスリリース）され、Official Journal（官報）に掲載される。ただし、欧州委員会が免除又は減額を認めなかった場合には、免除又は減額の申請を行いそれが拒絶されたことの経緯は公表文書（プレスリリース及び官報）では明らかにされない。

免除又は減額を認めるかどうかの判断の理由は、欧州委員会決定文で明らかにされる。欧州委員会の決定文には、一般に公開される決定文（non-confidential version）とそうでないもの（confidential version）とがある。一般に公開される決定文では、事業上の秘密が含まれることなどを理由として申請者の同意が得られない部分は公開されないし、申請を行ったことを決定文で書くことについて申請者が同意しなかった場合は、申請を行った事実も書かれない。しかし、公開されない決定文（非公開版）においては、これら情報も含めて、リニエンシー申請に係る決定とその理由が詳しく書かれている。リニエンシー申請者に対しては、非公開版の決定文が交付される。

減免に係る決定理由を決定文で明らかにすることについて、カルテル審査担当者は、①裁判になったときに、なぜ委員会がそのような結論に至ったのかが明らかになっている必要があることから理由を述べておく必要があるとともに、②決定書において理

⁸⁵ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on certain rules governing actions for damages under national law for infringements of the competition law provisions of the Member States and of the European Union, Article 6 (1).
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2013:0404:FIN:EN:PDF>)

由を書けば、どのような行為を行えば減免を得られるか、又は、得られないのかを広く知らせることができ、例えば、不正行為（misconduct）を行えば減額率が下がるということを知らせるといった教育的効果も持つとしている。

異議告知書の名宛人は、さらに、欧州委員会が調査の過程で入手した証拠（documents）（ただし、コーポレート・ステートメントを除く。）⁸⁶の全てにアクセスすることが原則として認められている⁸⁷。また、異議告知書の送付と同時に、証拠が収められているCD-ROM 及びコーポレート・ステートメントへのアクセスが可能であることが知られる⁸⁸。コーポレート・ステートメントについては、欧州委員会においてアクセスすることが認められ、なかでも口頭でなされたものについては、欧州委員会において、欧州委員会の聞取記録（transcript）を読むとともに、録音されたステートメントを聴取し記録を取ることが許されている⁸⁹。ただし、コーポレート・ステートメントについては、コピー機等の機械的・電子的機器の使用は認められない（告示(33)）。このようにして提供される情報の量はかなりの量に上る。

どのような情報をどこまで欧州委員会決定文やプレスリリースの中に記載するかについては議論があるとのことである（参考：Bitumen（オランダ）事件判決（Netherland v Commission）, Pilkington 判決）⁹⁰。公開情報が増えれば、カルテル参加者の協力・リニエンシー申請インセンティブを減じる可能性があり、公開情報を減らせば透明性及び EU 市民の知る権利が損なわれることから⁹¹、カルテル審査担当者は、結果の公表はこれらの相対立する要請との間でいかにバランスをとるかという問題であると指摘する。現在、EU では、決定文及びプレスリリースの中で、制裁金の減免が認められた事業者と減免率を公表しているが、事業者の中には、一般的に、申請の事実を公開す

⁸⁶ 詳細について Access to file notice (Commission Notice on the rules for access to the Commission file in cases pursuant to Articles 81 and 82 of the EC Treaty, Articles 53, 54 and 57 of the EEA Agreement and Council Regulation (EC) No 139/2004, [2005 C325/07]) II B 参照。

⁸⁷ なお、この「access to file」ないし情報開示制度は、異議告知書の名宛人（つまり、違反行為者として欧州委員会が措置を採る相手方）についてのものであり、これ以外の者（例えば、損害賠償制度の原告）に対する情報開示制度とは区別されている。Manual, chap 12, paras 3, 8 参照。

⁸⁸ Manual (n 17) chap 11, para 59.

⁸⁹ Manual (n 17) chap 9, para 68. chap 12, para 59.

⁹⁰ Bitumen 事件は、オランダが欧州委員会に対して非公開版の決定文を開示するよう求めた事件である。一般裁判所は、すでに欧州委員会が正式事件として取り上げ、かつ決定が下されており、加盟国自身があるため事件を取り上げる実益に乏しいことなどの理由から、委員会による拒絶判断決定を支持している (T-380/08 [September. 13, 2013])。また、Pilkington 事件は、自動車用ガラス・カルテル事件 (Case COMP/39125 [November. 12, 2008]) について、名宛人 1 社が、透明性を確保させる目的で詳細な決定書を HP 上で掲載しようとした委員会に対して公表を差し止めた事件である。欧州裁判所は、「重大かつ回復不可能な被害」を回避する緊急性があるとして、事業上の特定情報に関わる公表の差し止めを認めた。当初の公開用決定書案では、①顧客名、製品名のほか、②同社が供給する部品数、特定の自動車メーカーに対するシェア、価格計算法や価格変動等、事業上の秘密を含む内容が盛り込まれていた (C-278/13P(R) [September.10, 2013])。

⁹¹ この点、前掲注 83 にあるように、第三者による情報開示請求の問題にも関係する。EU 機関に対する情報開示に関わる告示として、REGULATION (EC) No 1049/2001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 30 May 2001 regarding public access to European Parliament, Council and Commission documents, [2001] OJL145/43 がある。

ることに反対する意見もみられるとのことである。決定文のうち、どの部分を秘密とし、どの部分を公開するかについては、その都度、事業者側と欧州委員会側とが協議して決めており、これには相当の時間及び労力が掛かっているとのことであるが、全体として、近年では、欧州委員会の公開版・決定文では、秘密とされる部分が増える傾向が認められる。しかし、リニエンシー申請者に対しての運用、なかでも他者が行ったリニエンシー申請の状況とそれに対する欧州委員会の決定及びその理由を決定文の中で明らかにしそれを申請者に示すことや、欧州委員会が基礎とした資料を申請者に対して開示するという運用については、今後も、変更されることはないようである。

リニエンシー申請者は、これらの欧州委員会決定文（非公開版）、欧州委員会から提供される CD-ROM 及び録取をすることができるコーポレート・ステートメントを通じて、欧州委員会が減免申請に対する決定を適切に行っているかをチェックすることができる（ただし部分的に留保がある）。チェックの仕方としては、リニエンシー申請者が自らが提出した情報・証拠の提出時期・内容を把握した上で、それぞれの時点で欧州委員会が既に有していた情報・証拠（他のリニエンシー申請者から提出されたものを含む。）に照らし合わせて、自らが提出した情報・証拠に実質的付加価値が無かったかどうかを検証するという方法があり得る。同様に、他社の申請者が提出した情報又は証拠が実質的証拠を有するとした欧州委員会の判断の適切性を検証することもできる。

もっとも、このような検証を行うかどうか、そして欧州委員会の自社又は他社のリニエンシー申請に対する欧州委員会決定の適法性を争うかどうかは、欧州実務家によれば、そのような検証を行い取消訴訟を起こすだけの価値があるかどうか次第であり、多少、減額率が上がるくらいでは検証を行うことは無いという（第3位申請者の地位を取り消させて第2位申請者となるほどの効果があれば検証、提訴を行う価値がある。）。

さらに、欧州の実務家には、このような検証を行って実質的付加価値の有無に係る欧州委員会の判断に疑義が生じた場合であっても、欧州委員会は判断の正当性を主張して裁判所に受け入れさせることは可能であって、その意味で、資料等の開示・検証の機会があっても、なお欧州委員会の判断は恣意的、主観的で、裁量統制が十分にできていないと指摘する者もある。

第9 司法審査

裁判所の裁量統制の例として参考になるのは、2002 年告示及び告示下での欧州委員会の判断について司法審査を行った事例である。1996 年リニエンシー告示の下での事例については、減免を認める基準が異なっているために、参考になる度合いが低いが、2002 年告示下の審査例は、現在でも参考になる。

欧州委員会による実質的付加価値の有無に係る判断は、詳細な（in-depth）審査に服

する。過去には、欧州一般裁判所が、欧州委員会が実質的付加価値があるかどうかの判断について裁量を有することを理由として裁判所は簡略な司法審査のみを行うとの立場を採ったことがあるが、このような解釈は現在では欧州司法裁判所判決によって否定されるに至っている⁹²。

欧州委員会が減額を認めるべきであったかどうかを争う際の立証負担について、欧州司法裁判所は、「欧州委員会は、リニエンシー告示の下で事業者により提供された情報が制裁金の減額を認めるに値し又は値しない貢献（協力，*contribution*）に当たると考える理由を述べる義務を負うが、事業者が自発的に提供した情報がなければ、欧州委員会が違反行為の基本的な要素（*elements*）の立証を行うことができなかったであろうことを立証するのは、欧州委員会の決定の取消しを求める事業者の責任である」という立場を採用している⁹³。

申請者が、実質的付加価値がないために減額が認められないとする欧州委員会の決定及び委員会が把握していなかった事実に係る証拠には該当しないために部分的免除は認められないとする委員会の決定について取消しを請求した事例は、数例存在する⁹⁴。これらの事例において、欧州一般裁判所では、申請者が提出した証拠と当該証拠が提出された時点で欧州委員会が保有していた証拠を照合し、当該証拠に実質的付加価値が無い、つまり、欧州委員会が保有する証拠から申請者が提出した証拠に含まれる事実を感知ないし推認できるといえるかなどの検討が行われている。いずれの事例においても、欧州一般裁判所は、欧州委員会の判断を支持している。欧州委員会が違反行為を立証することを可能とする証拠の提出はなかったことを理由として告示 8 項(b)に基づく免除を与えないとする委員会決定について争った事例においても、欧州一般裁判所は、欧州委員会の判断を支持している⁹⁵。

実務家の中には、欧州一般裁判所においては欧州委員会の決定が容易に支持される傾向があるとして、司法審査は十分に行われていないという批判もみられる。

第 10 リニエンシー手続の担当者

欧州委員会では、リニエンシー申請を受け付けて審査する者と、カルテルの審査を行う者との間には、ファイヤ・ウォールは無く、リニエンシー申請を受付けるために特別な組織を設けてはいない。かかる特別な組織を設け、ファイアーウォールを設置しているのは加盟国レベルでもまれであり、オランダ等に限られる。また、日本の課

⁹² See, e.g., Case C-501/11P *Schindler Holding Ltd and others v Commission* (18 July 2013).

⁹³ *Joined Cases C-125-07P, C-133/07P, C-135/07P and C-137/07P Erst Group Bank and Others v Commission* [2009] ECR I-8681, para/297; *Arkema* (n 38); *Wabco* (n 42) para. 149.

⁹⁴ *Almamet* (n 38) (減額); *Arkema* (n 38) (減額), *Case T-146/09 Parker case (marine horse cartel)* (減額), *Transcatab* (n 43) (部分的免除), など。

⁹⁵ *T-151/07 Kone and Others v Commission* (Judgment of 13 July 2011.). 原告はさらに通常裁判所が 8 項(b)の解釈を誤ったとして上告したが、欧州司法裁判所によりこの主張は退けられる結果となっている (*C-510/11 P* (Judgment of 24 October 2013.)).

徴金減免管理官のような特別な職も設けられていない。

過去には、この間でファイヤ・ウォールが設定されたことがあったが、申請者に対して継続的に協力を要求し、協力をいかに行ったかが減免申請の結果を左右するところ、ファイヤ・ウォールを設定することには何の利益も無いという結論に至って実務が変更されたという経緯がある。特定の者がリニエンシーを担当し、申請者との連絡業務を担当することはあるが、この場合にも、この者が同時に又は続けてカルテル審査を担当することもある。また、リニエンシー担当者とケース担当者が異なるとか、途中で変わるということはあるが、これは、仕事の分配の都合上、結果として別の者が担当しているというにすぎない。

端緒情報、なかでも立入調査を行うことに係る情報については、秘密として欧州競争当局の関係者だけがアクセスできる。規定上、立入調査を行うのは欧州委員会ではなく「Commission services（欧州委員会サービス部門）」とされているのもこのためであり、欧州委員会委員に知られ立入調査に係る情報が漏えいしないようにしている。

カルテル審査担当者によれば、リニエンシー担当者が決まっていないことから、過去には、リニエンシーに係る実務の一貫性を保ちにくいという問題があったが、現在では、カルテルを担当するセクションが設置されているためにこのような問題は生じにくくなっているという。また、一貫した扱いがなされるように情報管理（申請情報の管理、データベースの運営などのことだと思われる。）が行われているという。

第 11 リニエンシー制度の効果の検証について

2009 年 4 月 2 日、欧州議会における欧州委員会からの説明⁹⁶によれば、2002 年から 2008 年までの間の免除申請件数は 107 件、条件付免除件数は 58 件（うち、条件付免除が取り消されたのが 1 件）、減免申請を基にして立件し異議告知書を出した件数が 46 件（他方で、減免申請をもとにせず立件し異議告知書を出した件数が 6 件）である。これら件数は、それぞれこの期間の間になされた件数を示すものであって、例えば、107 件の免除申請中 58 件について条件付免除が認められたというわけではない⁹⁷。

カルテル審査経験者によれば、「105 件の申請があつて、このうち 25%を拒絶した理由は、カルテルでなかったとか、公開されており（public）秘密でない J Vであつたとか、そうしたことが理由だ。秘密でない案件の例として、域外の映画会社が欧州内で共同してエージェントを設けて販売活動をさせるというアレンジをした例がある。共同販売も違反になることがないわけではないが、このエージェントの例は、カルテル

⁹⁶ <http://www.EUropeanParliament.europa.eu/sides/getAllAnswers.do?reference=E-2009-0891&language=DE>

⁹⁷ OECD 報告書では、2002 年から 2008 年までのカルテルに係る決定 52 件のうち、46 件（88%）がリニエンシー申請を端緒とするものとされている。OECD, ROUNDTABLE ON EX OFFICIO CARTEL INVESTIGATIONS AND THE USE OF SCREENS TO DETECT CARTELS: Background Note by the Secretariat, <[http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=DAF/COMP\(2013\)14&docLanguage=En](http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=DAF/COMP(2013)14&docLanguage=En)> accessed 27 May 2014.

として違反にすべきようなものではなかった。したがって、申請を拒絶 (reject) した。」

「105 件の中には、例えば、商品・サービスの範囲が違うためにいくつかの申請がなされた例が含まれている。例えば、前掲 **Airfreight** 事件のカルテルについては、ルートごとに 8 つの申請があった。」「全体としては、次のようにして検討することがすることができる。(1) 申請件数、(2) 申請を認めたか拒絶したか (**granted or not**)、(3) 立入調査 (**dawn raid**) を行ったか、行わないままケースをドロップしたか、(4) 欧州委員会又は加盟国で違反を認定したかをみたところ、欧州委員会での実績は、(1) 申請件数 105 件、(2) 申請を認めたのがそのうちの 75%、(4) 最終的に違反を認定した件数が 30 件 (うち、5 件は加盟国に配分して、加盟国が違反を認定したもの。欧州委員会が一部の側面について違反を認定し、一部の側面については加盟国当局の管轄であるとして配分したもの (例えば、**EV** カルテル) を含む。) である。(2) と (3) の関係について述べると、申請を認めた事件では大体について立入調査が行われているとみてよい。立入調査につながらないような申請を認めることには意味が無いと考えている。立入調査が行われても、違反が認められないという場合が相当数あることになる。105 件のうち 75% について申請を認めておいて、最終的に欧州委員会が違反を認定した件数が 30 件というのは、リニエンシー制度が十分な効果を挙げていないことを示している。(この件数には、減額の申請数は含んでいない。)」とのことである。

欧州委員会の行う立入調査のほとんどが、免除申請者が提供する情報・証拠に基づいて行われていると見られている。カルテル審査経験者によれば、「立入調査が行われたら既に第 1 位申請者が存在する」という見込みを他のカルテル参加者に与えて申請インセンティブを損なうことがないようにするためにも、一定率の立入調査は、欧州委員会自らの主導で (**ex officio**) 行う必要があるとみている。しかし、実務家の中には、90% 近くが免除申請者の提供情報によるものだとみている者があり、そこまでではないとしても立入調査実施の段階で、既に申請者がいる可能性が高く、その後の申請により免除が認められる可能性は低いとみられている。ある弁護士は、さらにこの点に関して、欧州委員会は自らのイニシアティブで「特定の事業分野にかかる実態調査 (**sector inquiry**)」を行っているが、カルテルは、例えば、社内サーバーにアクセスしメールを見るなど、その内容を知った上でターゲットを絞って調査しないと、存在を明らかにすることができないことから、実態調査によりカルテルが分かることはまれだろうと指摘する。

カルテル審査経験者によれば、第 1 位申請者が提供する情報又は証拠だけで十分だったことは **GIS** 事件⁹⁹ 1 件を除いて存在せず、通常は、第 2 位以下の申請者が提供する情報等が必要である。なお、**GIS** 事件においては、第 1 位の申請者から提出された 2 枚の **CD-ROM** に事件の詳細が全て記録されていた。

他方で、実務家には、第 1 位で申請するのでなければ、リニエンシー制度を利用す

⁹⁹ 前掲 **Gas insulated switchgear** 事件 (**COMP/38899**)。

ることは時間的・費用的に見合わないとする見方を採る者もある（ただし、このようにリニエンシー制度の利用に消極的な弁護士は、ブリュッセルでは少数であり、多くの弁護士は、高い収入が得られることから、積極的な姿勢を採っているという。）。

第 12 「アムネ스티プラス」制度導入の可能性について

アメリカにおいて 1999 年に導入された「アムネ스티プラス制度」とは¹⁰⁰、商品 A の市場において第 1 位のリニエンシー申請を行えなかった申請者が、内部調査等により、商品 B の市場におけるカルテルを発見して、それを最初に司法省に申請した場合、商品 B についてリニエンシーを獲得すると共に、商品 A について、司法省が裁判所の量刑に対して、両商品に係る調査を考慮した量刑を行うよう勧告するというものである¹⁰¹。アムネ스티プラスを支えるのが「ペナルティプラス」である。アムネ스티プラスの申請が可能であったにもかかわらず、申請がなされない場合に、ペナルティプラスが問題となり、売上高の 80% 以上の罰金が科されることになる。

司法省による調査の半分がアムネ스티プラスに基づくとの意見もあり、その有用性を指摘する意見も強いが、EU では、リニエンシー制度改変時に議論があったものの、検討の結果、結局のところ制度を導入しないこととなった。その理由として指摘されるのは、次の諸点である。

第一に、アムネ스티プラス制度がなくとも、EU の制度はアムネ스티プラス制度が存在する場合と変わりなく（同じように）有効に機能している点である。ある分野でカルテル調査・法執行があると、その分野では、次々にリニエンシー申請が出てきて、法執行が行われ、結果として当該分野からカルテルが一掃（cleaning）されることがしばしばである。化学、車部品、金融分野でこのようなことが起こっている。アムネ스티プラス制度がなくとも、隣接する分野でリニエンシー申請を真っ先に行えば減免の利益が得られるので、会社には減免インセンティブがあり、それが機能しているということだと考えている。したがって、アムネ스티プラス制度はなくとも、同じ効果が実現できているといえる。

第二に、アメリカと EU とでは、法執行の仕方が違う点である。アメリカでは、会社ごとに法執行が行われるのに対して、EU では、カルテルの全体（whole cartel）を明らかにして、それに対して法執行を行う。EU の執行スタイルにはアムネ스티プラス制度はなじまない。

¹⁰⁰ Scott D. Hammond, 'Measuring the Value of Second-In Cooperation in Corporate Plea Negotiations' (The 54th Annual American Bar Association Section of Antitrust Law Spring Meeting, Washington, D.C., 29 March 2006)
http://www.appliedantitrust.com/02_criminal/doj_speeches/hammond_measuring_value3_29_2006.pdf
accessed 27 June 2014.

¹⁰¹ リニエンシー申請をおこなった商品 B に係る証拠の強さ、取引額や地理的範囲、参加者の数など商品 B に係る違反行為の大きさ、そしてアムネ스티プラスがなくとも司法省による立件が可能であったかが、商品 A の量刑に影響を及ぼすとする。司法省は、特に前 2 つの考慮事項の影響が大きいとする（DOJ FAQ (n 24) para 9）。

第三に、EU の（上記の）やり方の下でアムネ스티プラス制度を導入すると、商品 A についての調査の最後の段階に、商品 B についてのカルテルが明らかになり、欧州委員会としては商品 A+B について全体像を明らかにした上で減免に係る決定を行うなどしなければならなくなり、調査の進行に支障が生じる点である。英国では、アムネ스티プラスに相当する制度があり、実際にこのような問題が生じている。このようなことになるくらいであれば、商品 A について法執行して、商品 B については別の物として改めてリニエンシー申請、調査というステップを踏んでいったほうがよい。ちなみに、この点についても、アメリカのように会社ごとに法執行するのであれば、EU でも上記の問題は生じないのだろう。

第四に、申請者は、商品 B についての申請に力を注ぐようになって焦点がぼやける点である。A, B それぞれについて調査を行ったほうがよい。EU では、「single continuous infringement」という概念が採用されている。これは、個々の合意に注目するアメリカには存在しないものだ。アムネ스티プラス制度の可否には、この概念を採用するかどうかの違いが反映している。

以上のように、EU ではアムネ스티プラスの導入に慎重な立場が採用されているものの、他方で、EU で隣接分野に次々に申請があるのは、アメリカのアムネ스티プラス制度の波及効果であるとの見方もある。

第 13 国際カルテルに係るリニエンシー申請

日本の実務家からみて、リニエンシー申請を行うべき競争当局は、第一にアメリカ及び欧州であり（ある者はまず日米、ついで欧州と言う。）、第二が刑事罰のある国である。アメリカに申請すべきなのは、刑事罰があること、成功すれば民事訴訟において三倍賠償を行うことを避けることができることによる。欧州委員会に対してリニエンシー申請を行うべき理由は、制裁金が高いためである。欧州の実務家が経験した事例では、まずアメリカとカナダに同日に申請を行い、翌日に欧州に飛行機で飛び申請を行ったとのことである（ただし、日本と韓国にも申請を行っており、申請内容としては同じ情報が提出された。）。

欧州で企業が熱心に協力を行うのは、制裁金の額が高く、繰り返しの場合には非常に高額になり、課徴金の基礎となる額を計算する上での期間の制限がないことなどによるものだと考えられるとの指摘がある。

第4章 おわりに

本共同研究では、EUのリニエンシー制度の実際の制度運用を、客観的に明らかにすることを試みた。EUのリニエンシー制度の変遷、また、比較対象とした加盟国やアメリカのリニエンシー制度の変遷から学び得ることは、リニエンシー制度が実効的に機能する前提は、事業者にとっての予測可能性が確保されていることである。その具体的な内容は本文に述べたところであるが、EUの2006年改正の意義も、制度運用における委員会の裁量を抑制し、リニエンシー制度を利用しようとする事業者にとっての予測可能性を確保しようとする点にあったと言ってよい。

とはいえ、現在の制度においても、EUでは、提出する情報の価値、協力義務の履行等について、委員会に裁量的な評価を行う余地を認めている。これは、申請における順位が決定的意味を有するといってよい日本の課徴金減免制度と比較した大きな特徴である。そして本文において述べたように、現在の制度についても、委員会の裁量の広さ及びそれに起因する事業者にとっての予測可能性の欠如を指摘する意見が、主に実務家に存在するところである。

しかしながら、EUのリニエンシー制度の運用の実際を明らかにした上で、それをEU競争法の制度全体から検討し、また他の国のリニエンシー制度との比較検討した本研究からは、EUのリニエンシー制度だけを取り上げて他の国の制度と単純比較すべきではなく、関係する諸制度全体を捉えて比較すべきものと考ええる。すなわち、EUのリニエンシー制度が他の国の制度と単純比較して予測可能性を欠いており問題であると指摘することはできないだろう。また、一定の裁量性が存在することによって、申請者の積極的な協力が促進され、その結果、リニエンシー制度の実効性が向上している可能性もある。

さらに、リニエンシー制度のみならず、その前提となる違反行為の構成要件、裁量的な制裁金制度、違反行為の立証方法（101条における共同行為の立証）、また、その統制としての司法審査、情報開示の方法・範囲等、広く制度全体を眺めて、初めてリニエンシー制度の実効性を判断できることに留意する必要がある。EUにおいては、そのような広い視点からリニエンシー制度の改善が検討されてきたのであり、この点は、我が国における課徴金減免制度の改革においても参考になるところである。

【補論】和解制度 (Direct Settlement)

(1) 概要

欧州委員会は、通常の正式手続とは異なる和解手続を通じて事件を終了させることがある。和解手続は、審査手続を開始し、異議告知書を発出し、最終決定書を採択するに至るまでの審査手続を迅速化させる制度である。審査対象者である違反行為者は、通常手続と比べてより簡易な異議告知書および決定書を受け取ることができ、また、リニエンシーによる減額措置に加えて、制裁金を一律に 10% 減額される。和解決定数は、2008 年 7 月に導入されてから 2014 年 6 月末日現在まで、14 件に及んでいる。

①制度の意義

(a)制度趣旨

和解制度は、2008 年、適正かつ迅速な手続の促進を謳っていた理事会規則 1/2003 号 7 条及び 23 条に即して、新たに策定された和解告示に基づいて導入された制度である¹⁰²。TFEU101 条 1 項違反のうち、制裁金対象となる水平型カルテル事件を対象にしており、もっぱら委員会側の主導で進行する。入手可能な決定書やプレスリリース等によれば、多くの和解事例では、欧州委員会が、リニエンシー制度による情報提供から事件の端緒をつかみ、立入検査を行い、決定を採用・採択するための手続を開始した日あるいはその翌日、違反行為者に対して和解手続による解決を提示している。

和解手続の効果や利点について、2010 年 3 月、最初の和解事例である DRAM 事件後 (【事件 1】)、ホアキン・アルムニア (Joaquín ALMUNIA) 競争委員会副委員長は、スピーチで次のように述べている。すなわち、欧州委員会は、事件解決を迅速化することで人的物的資源を他のカルテル事件処理に振り向けることができ、したがって、欧州市民からの税金を有効に活用するとともに、カルテル撲滅のためさらに消費者利益を確保することが可能になる。¹⁰³

リニエンシー制度と和解制度は、カルテルに対して厳正かつ厳格な姿勢で対処し、これを撲滅するという目標を有する点で共通している。しかし、リニエンシー制度は、事件端緒情報や証拠収集を目的とし、審査・立入検査を容易にする制度である一方、和解制度は、主として、審査手続を迅速化しようとしている。制度趣旨や根拠規定が異なっていることから、委員会も違反行為者も、双方の制度を併用することが可能であり、かつ、実際、ほとんどの事件では併用されている (【事件 11】を除く事件)。

¹⁰² Commission Notice on the conduct of settlement procedures in view of the adoption of Decision pursuant to Article 7 and Article 23 of Council Regulation No1/2003 in cartel cases. 和解告示の全訳として、公正取引委員会官房国際課 (仮訳)「カルテル事件における理事会規則 1/2003 号第 7 条及び第 23 条に基づく決定の採択に至る和解手続の実施に関する応手委員会告示」公正取引 696 号 (2008 年) 53 頁がある。また、制度の概要を紹介するものとして、例えば、木村智彦「EU の和解制度の概要と実務上の留意点」公正取引 696 号 (2008 年) 45 頁、井上朗『EU 競争法の手続と実務』(民事法研究会, 2009 年) 137 頁等がある。

¹⁰³ Joaquín Almunia, “First cartel decision under settlement procedure – Introductory remarks”, SPEECH/10/247, 19/05/2010. http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-10-247_en.htm?locale=en

(b)和解決定に至るまでのプロセス

和解制度を利用した場合、委員会には、正式手続と同様、審査対象者に対して、告知聴聞の機会を付与し、一定の条件のもと事件記録へのアクセスを認める一方、審査対象者の側も、正式手続を経た事件の場合とは異なる義務を課される。

審査手続開始とほぼ同時期に、欧州委員会は、全ての審査対象者に対して、一定の期限を設け、和解提案による解決を望むかアプローチする。入手可能な決定書やプレスリリース等によれば、委員会と個別の審査対象者との間で行われる和解会合は、3回程度、実施されている。具体的には、例えば、第1回目の会合では、委員会側は、他のカルテル参加者、減免申請の有無に関わる情報提供など、事件記録へのアクセスを認めている。第2回目では、事件記録へのアクセス等を行うほか、当該カルテルの対象や期間に関して共通理解を形成している。第3回目では、制裁金額の減額幅を提示し、本件和解案を提示し、和解決定案を受諾するか否の回答期限を示している。

会合から1か月ないし数か月後、委員会は、他の審査対象者の意見等を踏まえた異議告知書を審査対象者に発出する。返答期限後、諮問委員会による和解決定ドラフトの確認作業を経た上で、ヒアリング・オフィサーによって作成された最終報告書が公表され、和解決定書が採択される。最終報告書と和解決定書には、告知聴聞の機会、事件記録へのアクセスが行われた旨、必ず明示されている。なお、和解手続における申告や受諾は、リニエーション制度の場合と同様、書面によらず、口頭による方法でも可能となっている。

和解決定案を受諾しない審査対象者がいる場合でも、その者を除く他の審査対象者に対してのみ和解決定を下し、事件の解決を図ることができる。和解手続に応じない、あるいは和解決定案を受諾しない者に対しては、別途、通常の正式手続に基づく通常手続を進める。このような並行的な手続は、ハイブリッド型と呼ばれる手続であり、2014年6月末日現在、これまで、5件、見られる（【事件2・8・9・13・14】）。

【和解事件一覧】2014年6月30日現在

	事件	決定日	参加者数	リニエーション		備考
				免除	減額	
1	DRAM	2010/3/19	11	○	5	DRAMと後継RANBUS
2	飼料用リン酸	2010/7/20	6	○	3	ハイブリッド型
3	洗剤粉	2011/4/13	3	○	2	
4	CRT	2011/10/19	4	○	1	
5	コンプレッサー	2011/12/7	5	○	4	
6	水管理製品	2012/6/27	3	○	0	ドイツ市場とその他加盟国市場
×	カードチップ	協議不調	不明	-	-	2013年4月22日公表
7	Wire Harness	2013/7/10	5	○	4	自動車部品
8	EIRD	2013/12/4	4	○	3	ハイブリッド型

9	YIRD	2013/12/4	6	○	4	ハイブリッド型。複数行為
10	ポリウレタン	2014/1/29	6	○	4	自動車部品
11	卸電力	2014/3/5	2	無	無	市場分割。リニエンシー無し。
12	ベアリング	2014/3/19	6	○	4	自動車部品
13	研磨用砥粒	2014/4/2	4	○	0	ハイブリッド型
14	マッシュルーム	2014/6/25	3	○	1	ハイブリッド型

(c)効果・義務

和解案を提出し、和解決定案を受諾しようとする者は、正式手続の場合とほぼ同様の手続保障のもと、次のことを遵守しなければならない。第 1 に、本件事件に関わる審査及び調査手続に対する協力義務と守秘義務があること、第 2 に、TFEU101 条 1 項に該当する違反行為があったことを自認すること、第 3 に、和解手続期間中、委員会から十分な告知と聴聞の機会が与えられていたことを認めること、第 4 に、和解手続を経て作成された異議告知書が発出された後は、当該事件記録へのアクセスが制限されるとともに、以後、再度、聴聞を実施しないことを認めることである。

和解決定案を受諾した審査対象者は、上記義務を負うとともに、リニエンシー制度を利用して減額措置を受ける者であっても、制裁金を一律に 10%減じられる。和解手続を経た決定については、リニエンシー制度利用の有無を含めて、決定書に記載されているほか、プレスリリースでも公表されている。

(2) 評価と比較

①特徴と留意点

和解制度に基づく手続の特徴として、次の点を挙げることができる。第 1 に、審査対象者による違反行為の自認である。本報告書では、わが国で定着化している「和解」という表記を踏襲しているが、あくまで審査手続に関するものであって、TFEU101 条 1 項違反という実体法の観点からは、委員会と審査対象者の双方の歩み寄りによる「妥協」という趣旨は含まれていない。実際、アルムニア競争当局副委員長は、カルテル行為に「妥協」して「和解」手続を採ったわけでは決してなく、引き続き、カルテルには厳正かつ厳格な姿勢で臨む旨、述べている。和解事案を扱うプレスリリースでも、この点、繰り返し強調されている。

第 2 に、対象者全員に対して、同時進行的に差別的な取扱をしないで手続が執行される点である。すべての事業者が受諾することが理想的であるが、和解手続に応じず、あるいは決定案を受け入れない者がいても、ハイブリッド型による手続が採られる余地があることは先に示した通りである。その一方で、和解手続を望まない者あるいは和解決定案を受諾しない者が多ければ、TFEU101 条 1 項違反を示す委員会側の主張が弱くなり、司法判断においても違反事実の主張を維持しづらくなるおそれがある。協議が不調な場合を含めて、委員会は、一方的に和解手続を取りやめ、通常手続による審査を行うことも可能である。

2013年4月、スマートカードチップをめぐるカルテル事件では、和解手続を取下げたプレスリリースが公表されている（2013年4月22日公表）¹⁰⁴。

第3に、上訴と損害賠償制度との関係から、とくに違反行為事実の自認要件と関連して、次の点を挙げることができる。まず、上訴については、委員会側と審査対象者らとの間における「和解」という建前をとっており、手続制度内において、十分な告知聴聞の機会が付与されていること、上訴による時間的・金銭的負担の軽減も考慮されて同制度が導入されていることがうかがえることから、和解決定は、通常裁判所や欧州裁判所による司法判断には馴染むものではない。制度上、委員会が下す決定であることから、上訴自体は可能であるものの、十分な手続保障のもと、他の審査対象者の自認ともあいまって、合理的に考えれば、事実上、上訴するメリットは乏しいとも思われる。もっとも、デリバティブ関連カルテル事件をめぐる、和解決定案を受諾したにも拘わらず、制裁金算定について不服があるとして、上訴した者もいるようである¹⁰⁵。

また、カルテル事実を自認することで、各加盟国において、取引相手ないし消費者からの損害賠償請求の可能性が高まる。この点、和解解決事案におけるプレスリリースでも、損害賠償請求の対象となることをあえて明示している。さらに、例えば、2014年1月、ポリウレタンカルテル事件（【事件10】）におけるプレスリリースでは、次のように記載している¹⁰⁶。すなわち、当該カルテルは、上記損害賠償請求の対象となるが、和解決定を受諾したからといって、損害賠償請求額の算定・認定において考慮されるわけではない、と。なお、2013年6月に提案された「欧州競争法違反の損害賠償請求に関する指令案」では、リニエンシー・ステートメントおよび和解提案に関わる証拠は、開示制限の対象となっている¹⁰⁷。

②ヒアリング意見

実績数について、本研究に関わるヒアリング調査を開始した2013年上半期において、和解決定事件数は、2010年3月のDRAM事件から、2012年6月の水管理製品事件まで、わずか6件に過ぎなかった（【事件1から6】）。2008年7月の導入から2013年6月までの5年間、おおよそ1年に1件という活用実績しかなかったこともあり、「当初期待されていたよりも、あまり活用されていないのではないか。」という弁護士実務家の評価があった。他方

¹⁰⁴ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-346_en.htm

¹⁰⁵ Joaquín ALMUNIA, Fighting against cartels: A priority for the present and for the future, SPEECH/14/281 (April. 3, 2014).

¹⁰⁶ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-88_en.htm.

¹⁰⁷ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on certain rules governing actions for damages under national law for infringements of the competition law provisions of the Member States and of the European Union, Article 6 (1).

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2013:0404:FIN:EN:PDF>)

なお、同指令案については、2014年6月末現在、制定手続が進行中であるが、欧州議会において文言が加筆・修正されている。2014年4月に公表された修正提案では、上記規定は6条1項から同条6項に繰り下げられている。

(<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+AMD+A7-2014-0089+002-002+DOC+PDF+V0//EN>)

で、アルムニア副委員長（競争当局担当）は、2013 年 3 月、「和解制度は、今後、カルテル事件で半数以上を占めるようになるだろう」とするスピーチを行っていた¹⁰⁸。事実、2013 年 7 月以降、2014 年 6 月末時点まで、8 件増え（【事件 7 から 14】）、14 件と倍増している。

運用面について、和解制度は、証拠収集・調査目的ではなく、リニエンシーを阻害するものでなく、両立・併存する制度である。他方で、リニエンシー制度を利用した申請数は、多くあるものの、すべてを事件として取り扱うことは現実的には難しい。規模の小さな事件については、和解による解決を促進するなど、利用方法を提案する者もいる。なお、委員会による主導であることに変わりはないが、実際には、対象製品・期間など、「交渉」の要素もまったくないとは必ずしも言い切れないとの見方もあった。

和解制度を利用するメリットについて、10%減額のほか、次のような見解もあった。すなわち、通常の正式手続と比べてみて、第 1 に、制裁金の上限（減額幅）が早めに提示されること、第 2 に、より簡易な異議告知書（「Statement of Objection」、以下「SO」とする。）とこれに基づく決定書（最終的な制裁金の額面）が作成され、確定すること、などである。より有利な形で早期に情報を入手することができ、かつ、異議告知書と決定書の双方の記載事項がより簡易になるため、審査対象者の事後対応や損害賠償請求等への対応準備に備えやすくなるという趣旨であると考えられる。他方で、減額率が小さく、提訴する方が得になるケースもあり得るとの指摘や、和解手続に応じない者がいれば、結局時間がかかるとの指摘もあった。

【リニエンシー制度との比較】

	リニエンシー制度	和解制度
	1996 年から	2008 年 7 月 2 日施行
根拠・典拠	(略)	和解告示、手続規則
制度趣旨・目的	証拠収集・立入検査の容易化	審査・調査手続の簡略・迅速化
効果	カルテル発見と立証	手続効率・訴訟経済
手続開始原因	行為者側の自主申告	委員会が主導（大幅裁量）
手続開始時	異議告知書送付前	調査開始（≡リニエンシー申請）後、SO 送付前に実施かつ完了
書面	通常の SO・決定書	より簡易なドラフト・SO・決定書
申告方法	口頭でも可	
効果	全額免除から減額まで多様	一律 10%減額
	双方からの減額を受けることは可能	
SO 発出後の対応	（正式手続として）記録開示と聴聞機	再度、記録開示も聴聞機会も実施しない

¹⁰⁸ Joaquín Almunia, Remedies, commitments and settlements in antitrust, SPEECH/13/210 (March. 8, 2013). <http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-13-210_en.htm>

	会が付与される	
上訴	可能	可能
第三者への開示	証拠資料：保護される	証拠資料：保護される

（３）和解解決事件の概要

2008 年 7 月から 2014 年 6 月末までに把握できた和解解決事件について、委員会が公表しているプレスリリース，決定書等に基づいてまとめたものである。ただし，立入検査に関わるプレスリリースがなく，2013 年 7 月以降の事件については，決定書やサマリーが未公表であることが多く，網羅的な記載となっていない。参加数には，リニエンシーを申請し，全額免除が認められた事業者のほか，ジョイント・ベンチャーと親会社の双方を含む総計を示している。

１：DRAM 事件（2010 年）¹⁰⁹

DRAM および Rambus DRAM に関する価格カルテル事件について，和解制度の利用によって初めて解決をした（立入検査は行われていない）。2002 年告示に基づく制裁金免除と 5 社に対する制裁金減額が認められている。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Micron</i>	100%	-	0
Infineon	45%	10%	56,700,000
Hynix	27%	10%	51,471,000
Samsung	18%	10%	145,728,000
JV（エルピーダ，NEC，日立）	18%	10%	8,496,000
JV（NEC，日立）	-	10%	2,124,000
NEC（JV 設立前）	18%	10%	10,296,000
日立（JV 設立前）	-	10%	20,412,000
東芝	-	10%	17,641,800
三菱	-	10%	16,605,000
Nanya	-	10%	1,800,000

【経緯】

- ・ 2002 年 8 月：2002 年告示のもと，マイロン社による免除申請
- ・ 2002 年 12 月 16 日条件付き免除発出

¹⁰⁹ Case COMP/38511—DRAMs：summary decision, [2011] OJ C 180/09.

- ・2003年12月から2006年2月にかけて5社申請（立入検査は実施されていない）。
- ・2009年2月10日：手続開始
- ・2009年2月13日：和解提案
- ・期間不明：3回の会合
- ・2010年2月4日：委員会、当事者の意見を踏まえたSO発出
- ・2010年2月16日：事務的ミスを修正した修正SOを発出
- ・2010年3月10日：ヒアリング・オフィサー最終報告
- ・2010年3月19日和解決定

2：飼料・ペットフード用リン酸事件（2010年）¹¹⁰

牛・豚・家禽・魚・ペット用飼料のリン酸化合物に関わる価格カルテル事件に係る制裁金について、最長34年10か月間カルテルに関与していたケミラ社が、2002年告示に基づいて免除申請を行っている。名宛人のうち1社については、通常手続を採ったハイブリッド型で処理した最初の事件である。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Kemira</i>	100%	-	0
Tessenderlo Chemie	50%	10%	83,752,000
Ercros; Ercros Industrial.		10%	14,850,000
Quimitécnica.com	25%	10%	2,795,000
FMC	-	10%	14,400,000
Timab	5%	-	59,850,000

【経緯】

- ・2003年11月28日：2002年告示のもと、ケミラ社（フィンランド）が全免申請。
- ・2003年12月16日：ケミラ社に8(a)条件付き免除発出
- ・2004年2月10-11日：フランス・ベルギーで立入調査。
- ・2004年2月18日：テッセンデルロ社（ベルギー）申請
- ・2007年3月27日：Quimitécnica社（ポルトガル）申請
- ・日付不明：この間、RFIを数件発出。
- ・2008年10月14日：Timab社（フランス）申請（10月28日補完申請）
- ・2009年1月19日：手続開始、和解提案
- ・2009年1月21日：申請3社に減額幅を通知
- ・2009年9月：和解受諾期限、Timab和解手続を継続せず。

¹¹⁰ Case COMP/38866—Animal Feed Phosphates: summary decision, [2011] OJ C 111/15; [2011] OJ C 111/19.

- ・ 2009 年 11 月 23 日： 6 社（Timab を除く）に SO を発出
- ・ 2010 年 2 月 2 日： Timab のファイルアクセス（DVD による）と SO に対する答弁
- ・ 2010 年 2 月 24 日： Timab に対する口頭審理(oral hearing)
- ・ 2010 年 7 月 14 日： ヒアリング・ オフィサー最終報告書
- ・ 2010 年 7 月 20 日： 和解決定

3：消費者向け洗剤粉事件（2011 年）¹¹¹

洗濯機に使用される洗剤粉をめぐる価格カルテル事件に係る制裁金について、ヘンケル社には全額免除を認め、他の 2 社（P&G, ユニリーバ）に対する申請については、協力の時期と証拠の質によって SAV を判断し、それぞれ減額を講じた。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Henkel</i>	100%	-	0
Procter & Gamble	50%	10%	211,200,000
Unilever	25%	10%	104,000,000

【経緯】

- ・ 2008 年 3 月：ヘンケルが免除申請
- ・ 2008 年 6 月 12 日： 8(a)条件付き免除発出
- ・ 2008 年 6 月 17-19 日：立入検査
- ・ 2008 年 7 月：最初の RFI を P&G とユニリーバに発出
- ・ 2008 年 9 月：P&G 減額申請
- ・ 2009 年 4 月：ユニリーバに対する追加的立入検査
- ・ 2009 年 10 月：ユニリーバ減額申請
- ・ 2009 年 12 月 21 日，手続開始
- ・ 2009 年 12 月 23 日：和解提案
- ・ 2010 年 6 月：第 1 回和解会合（～第 3 回会合：2011 年 1 月）
- ・ 2011 年 2 月 9 日：委員会，当事者の意見を踏まえた SO を発出
- ・ 2011 年 4 月 12 日：ヒアリング・オフィサー最終報告書
- ・ 2011 年 4 月 13 日：和解決定

4：CRT ガラス事件（2011 年）¹¹²

テレビ・パソコン用 CRT に関わる価格カルテルに係る制裁金について、サムスンにリニエーション申請による免除を認め、他の 3 社（日本電気硝子，旭硝子，ショット）に減額を

¹¹¹ Case COMP/39579 — Consumer detergents: summary decision, [2011] OJ C 193/14.

¹¹² Case COMP/39605 — CRT Glass : summary decision, [2012] OJC 48/18.

認めた事件。なお、contemporaneous な証拠を自主的に提出し、委員会のカルテル立証に貢献したショット社には、制裁ガイドライン 29 項に基づいて、基本額 18%を減額した。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Samsung Corning Precision Materials</i>	100%	10%	0
日本電気硝子	50%	10%	43,200,000
Schott	-	10%	40,401,000
旭硝子	-	10%	45,135,000

【経緯】

- ・ 2009 年 2 月 10 日：サムスン(SCP)条件付き免除発出（8(a)）（申請時期：2008 年 - 2009 年）
- ・ 2009 年 3 月 4 日：立入
- ・ 2009 年 6 月：日本電気硝子リニエンシー&減免申請（申請時期：2009 年 - 2010 年）
- ・ 2010 年 3 月：ショット社（ドイツ）申請
- ・ 2010 年 6 月 29 日：手続開始，和解提案
- ・ 2010 年 7 月 13 日：和解会合（3 回実施）
- ・ 2011 年 7 月 1 日：和解会合終了
- ・ 2011 年 7 月 29 日：SO 発出
- ・ 2011 年 10 月 18 日：ヒアリング・オフィサー最終報告
- ・ 2011 年 10 月 19 日：和解決定

5：冷却コンプレッサー事件（2011 年）¹¹³

1.5 馬力以下の小型冷却コンプレッサーに関わる価格カルテル事件に係る制裁金について、5 社のうち 1 社を免除，4 社に対して減額を認めた。Panasonic は、途中参加であったものの、参加後半年間の証拠について SAV があると判断された結果、40%の減額を認められた。ACC は、新証拠を提出したことで SAV ありと判断されたが、限定的な証拠であったため、25%減額となった。一方、Embrace は、重要情報を提出したため、リニエンシー外の協力として、制裁ガイドライン 29 項に基づいて、基本額を 18%減額された上、さらに、詳細な記録を提出したことから、20%の減額を認められ、Danfoss は、補強証拠を提出して、15%の減額を認められている。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
Appliances Components Companies	25%	10%	9,000,000
Danfoss	15%	10%	90,000,000

¹¹³ Case COMP/39600 — Refrigeration compressors : summary decision, [2012] OJ C 122/6.

Embraco	20%	10%	54,530,000
Panasonic	40%	10%	7,668,000
<i>Tecumseh</i>	100%	-	0

【経緯】

- ・ 2008 年 10 月：テカムセ（Tecumseh）社申請
- ・ 2009 年 2 月 11 日：条件付き免除 8(a)発出
- ・ 2009 年 2 月 17 日：立入検査
- ・ 2009 年 3 月：3 社リニエンシー申請（Panasonic, ACC, Embrace）
- ・ 2009 年 11 月：RFI を数件発出
- ・ 2010 年 7 月：1 社減額申請(Danfoss)
- ・ 2010 年 10 月 13 日：手続開始, 和解提案
- ・ 2010 年 11 月 15 日—2011 年 9 月 14 日：和解会合
- ・ 2011 年 10 月 11 日：SO 発出
- ・ 2011 年 12 月 5 日：ヒアリング・オフィサー最終報告
- ・ 2011 年 12 月 7 日：和解決定

6：水管理製品事件（2012 年）¹¹⁴

冷暖房および衛生システムに利用される水管理製品に関する価格カルテル事件について、3 社に対して和解による解決を行った事件。1 社のみリニエンシー申請を行い、制裁金の全額免除が認められている。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
Flamco	0%	10%	3,870,000
Reflex	0%	10%	9,791,000
<i>Pneumatex</i>	100%	10%	0

【経緯】

- ・ 2008 年 10 月 21 日：Pneumatex 社申請
- ・ 2008 年 12 月 5 日：条件付き免除 8(a)発出
- ・ 2008 年 12 月：立入検査①
- ・ 2009 年 4 月：立入検査②
- ・ 2011 年 1 月 27 日：手続開始, 和解提案
- ・ 2011 年 2 月 16 日—2012 年 3 月 20 日：和解会合
- ・ 2012 年 4 月 25 日：SO 発出
- ・ 2012 年 6 月 25 日：ヒアリング・オフィサー最終報告

¹¹⁴ Case COMP/39611 — Water management products: summary decision, [2012] OJC335/4.

・2012年6月27日：和解決定

7：ワイヤーハーネス事件（2013年）¹¹⁵

自動車部品のうちワイヤーハーネスに関わる価格カルテルについて、住友によるリニエーション申請をすべて認め、さらに他の4社に対する制裁金についても、メーカーおよび車体プラットフォームごとに、20%から50%の減額を認めた。

トヨタ向け			
名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
住友	100%	-	0
矢崎	30%	10%	95,149,000
古河	40%	10%	2,483,000

ホンダ向け			
名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
住友	100%	-	0
矢崎	30%	10%	29,812,000
古河	40%	10%	1,532,000

日産向け			
名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
住友	100%	-	0
矢崎	50%	10%	380,000

Renault I（W95 プラットフォーム）向け			
名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
住友	100%	-	0
S-Y Systems Technologies(SYS)	45%	10%	10,123,000
Renault II（W52/98 プラットフォーム）向け			
名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
住友	100%	-	0
S-Y Systems Technologies(SYS)	40%	10%	934,000
Leoni	20%	10%	1,378,000

¹¹⁵ Case COMP/39748 — Automotive wire harnesses :decision, [2013] OJC283/5.

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39748/39748_3865_3.pdf

【経緯】

- ・2010年2月5日：住友に対する条件付き免除決定
- ・2012年2月12日：古河に対してマーカ資格がないことを通知（日付不明：同社減額申請）
- ・2010年2月24日：立入検査（日付不明：これ以降に、矢崎，SYS 減額申請）
- ・2012年8月3日：手続開始
- ・2012年8月28日：レオニー減額申請
- ・2012年9月25日—2013年5月14日：和解会合
- ・2013年5月31日：SO 発出
- ・2013年7月5日：ヒアリング・オフィサー最終報告
- ・2013年7月10日：和解決定

8・9：指標金利事件（2013年）¹¹⁶

ユーロ建て指標金利（EIRD）および円建て指標金利（YIRD）に関わる複数のカルテルについて、リニエンシー申請による制裁金の免除および減額を認めた。ユーロ建て指標金利については、3社が（クレディ・アグリコル，HSB，JPモルガン），また，円建て指標金利については，複数の違反行為が見られるところ，1社（ICAP）が，通常手続によって継続しているハイブリッド型である。なお，先に述べたように，1社（Société Générale）が制裁金の算定額について不服を申し立てているとのことである¹¹⁷。

ユーロ建て指標金利（EIRD） ¹¹⁸			
名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Barclays</i>	100%	-	0
Deutsche Bank	30%	10%	465,861,000
Société Générale	5%	10%	445,884,000
RBS	50%	10%	131,004,000
円建て指標金利（YIRD） ¹¹⁹			

¹¹⁶ Case COMP/39861 — Yen interest rate derivatives (YIRD) :decision, not available yet; Case COMP/39914 — Euro interest rate derivatives (EIRD) : decision, not available yet.

¹¹⁷ ALMUNIA, *supra* note 4.

¹¹⁸

http://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/index.cfm?fuseaction=dsp_result&policy_area_id=1,2,3&case_number=39914

¹¹⁹

http://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/index.cfm?fuseaction=dsp_result&policy_area_id=1,2,3&case_number=39914

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>UBS</i> (5 infringements)	100%・100%・100%	-	0
RBS (3 infringements)	25%・N/A・N/A	10%	260,056,000
Deutsche Bank (2 infringements)	35%・30%	10%	259,499,000
JPMorgan (1 infringement)	-	10%	79,897,000
<i>Citigroup</i> (3 infringements)	35%・100%・40%	10%	70,020,000
RP Martin (1 infringement)	25%	10%	247,000

【経緯】

- ・2011年10月18日：立入検査
- ・2013年2月：手続開始(YIRD)
- ・2013年3月：手続開始(EIRD)
- ・2013年12月4日：和解決定
- ・2014年5月20日：クレディ・アグリコル、HSB、JPモルガンに対してSO発出（ハイブリッド）
- ・2014年6月10日：ICAPに対してSO発出（ハイブリッド）

10：ポリウレタン事件（2014年）¹²⁰

自動車シート用のポリウレタンに関する価格カルテルについて、4社中、1社について制裁金を免除し、2社に50%減額を認めた事例。いわゆる自動車部品カルテルの1つ。2014年6月末時点において、公開版の決定書およびサマリーは未公表である。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Vita</i>	100%	-	0
Carpenter	-	10%	75,009, 00
Recticel	50%	10%	7,442,000
For the conduct of Eurofoam (JV)			
-Eurofoam, Recticel and Greiner	50%	10%	14,819,000
- Greiner and Recticel			9,364,000
-Recticel			7,443,000

ase_number=39861

¹²⁰ Case COMP/39801 — foam for mattresses, sofas and car seats : decision, not available yet.
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-88_en.htm

【経緯】

- ・日付不明：Vita 社によるリニエンシー申請
- ・2010 年 7 月 27 日：立入検査
- ・2014 年 1 月 29 日：和解決定

11：卸電力事件（2014 年）¹²¹

欧州スポット電力取引市場において、各拠点地域を尊重する市場分割カルテルを結んだ大手 2 社の卸売電力に対して下された決定。リニエンシーは申請されていない。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
NPS	-	10%	2,328,000
EPEX	-	10%	3,651,000

【経緯】

- ・2012 年 2 月 7 日—9 日：立入検査（EFTA 管理局と同時）
- ・2013 年 3 月 22 日：手続開始
- ・2013 年 6 月 3 日—2013 年 11 月 14 日：和解会合
- ・2013 年 12 月 11 日：SO 発出
- ・2014 年 1 月 6 日・10 日：SO に対する回答（和解受諾）
- ・2014 年 3 月 5 日：和解決定

12：ベアリング事件（2014 年）¹²²

自動車・トラック用ベアリングに関する価格カルテルについて、6 社中、1 社について制裁金を免除し、5 社に減額を認めた事例。いわゆる自動車部品カルテルの 1 つ。2014 年 6 月末時点において、公開版の決定書およびサマリーは未公表である。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
ジェイテクト	100%	-	0
日本精工	40%	10%	62,406,000
不二越	30%	10%	3,956,000
SKF	20%	10%	315,109,000

¹²¹ Case COMP/39952 — power exchanges.

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39952/39952_1517_5.pdf

¹²² Case COMP/39922 — car and truck bearings : summary decision, not available yet.

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-280_en.htm

Schaeffler	20%	10%	370,481,000
NTN	-	10%	201,354,000

【経緯】

- ・2011年11月8日：立入検査
- ・2014年3月19日：和解決定

13：研磨用砥粒事件（2014年）¹²³

鉄鋼、自動車、冶金・石油製品を研磨し、岩石を切断する砥粒について、6年間にわたって、原料価格の高騰に応じて一斉に価格引上げを行うとともに、共通の顧客を相手に対する価格競争を停止していた事例。1社（ポメトン社）が、通常手続によって継続しているハイブリッド型である。2014年6月末時点において、公開版の決定書およびサマリーは未公表である。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Ervin</i>	100%	-	0
Winoa	-	10%	27,565,000
Metalltechnik Schmidt	-	10%	2,079,000
Eisenwerk Würth	-	10%	1,063,000

【経緯】

- ・2010年6月：立入検査
- ・2014年4月2日：和解決定

14：缶詰マッシュルーム事件（2014年）¹²⁴

缶詰・瓶詰マッシュルームの価格下落を防止し、市場シェアを維持しようとしたカルテルについて、1社について制裁金を免除し、2社に減額を認めた事例。1社（リベレプロ社）が、通常手続によって継続しているハイブリッド型である。2014年6月末時点において、公開版の決定書およびサマリーは未公表である。

名宛人（グループ）	減免	和解	制裁金額（EUR）
<i>Lutèce</i>	100%	-	0

¹²³ Case COMP/39792 —9Steel abrasives: summary decision, not available yet.
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-359_en.htm

¹²⁴ Case COMP/39965 —9Mushrooms: summary decision, not available yet.
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-727_en.htm

Prochamp	30%	10%	2,021,000
Bonduelle	-	10%	30,204,000

【経緯】

- ・ 2012 年 2 月：立入検査
- ・ 2014 年 6 月 25 日：和解決定

【参考】EU 確約制度との違い

EU 競争法は、和解制度のほか、確約制度を設けている¹²⁵。確約制度は、正式審査開始後、審査対象者側が異議告知書等で示された問題を解消する措置をとるとの確約を申し出た場合、委員会が当該審査対象者に対して確約内容の履行を義務付ける決定を下すことで、手続を終了させる制度である。すでに、2003 年規則 1 号 9 条が示していた制度であって、実務上すでに実施していた慣行であるが、2011 年ベストプラクティス手続告示によって、より具体的かつ詳細に規定されるに至ったものである（パラ 115 ないし 117）¹²⁶。

確約制度と和解制度は、当事者における合意に基づいて、審査・調査手続を簡略化・迅速化し、早期に事件を終了させる点で共通するが、対象範囲および機能効果の面で次のような違いがある。第 1 に、確約制度の対象は、TFEU101 条又は 102 条に該当する行為を対象とするが、制裁金が賦課される水平的カルテルについては対象外となる点である¹²⁷。第 2 に、確約制度は、審査対象者の側が自主的に問題解消措置をとることを申し出ることによって開始する制度であって、もっぱら委員会が主導する和解制度とはやや方式が異なっている（なお、和解手続では、委員会が主導する制度であるが、委員会のアプローチに基づいて、審査対象者の側が和解を提案するという建前となっている）。第 3 に、確約制度は、審査対象者が単に問題解消措置の遵守を約するだけであって、和解制度のように、当該違反事実の自認を要するものではない。確約の履行を義務付けるものであって、履行を遵守しない場合には、委員会は、再度手続を開始することができ、また、確約内容を遵守しない場合、その者に総売上高の 10% までの制裁金を課すこともできる¹²⁸。

	確約制度	和解制度
実施年	2002 年→2011 年	2008 年 7 月 2 日施行

¹²⁵ 邦語による紹介として、例えば、井上・前掲註 101) 123 頁、小畑徳彦「競争当局と審査対象者の合意による事件解決制度」日本経済法学会年報 34 号（2013 年）114-115 頁などがある。

¹²⁶ Best Practices in proceedings concerning articles 101 and 102 TFEU,[2011] OJ C 308/6.

¹²⁷ 価格カルテルについて確約制度による解決が行われた事例として、例えば、電子書籍カルテル事件などがある。Case AT.39847, E-Books.

¹²⁸ マイクロソフトが、Windows 7 の画面上、ユーザーらに対して複数のブラウザを容易に選択できる設定を講じていなかったとして、委員会は、2009 年の確約決定の義務違反を理由に、5 億 6100 万ユーロの制裁金を課している。IP/13/196 (Mar. 6, 2013) [Case AT. 39530, Microsoft (Tying)].

根拠・典拠	2003 年委員会規則 9 条, 手続告示 ([2011]OJC308/06)	和解告示 ([2008]OJC167/1), 手続規則 ([2008]OJL171/3)
制度趣旨	早期解決 (審査・調査手続の簡略・迅速化)	
性質	SO 懸念内容の早期解消約束	手続の早期終了
適用範囲	制裁金賦課対象行為以外 (TFEU101 条&102 条)	TFEU101 条 1 項違反のうち, 水平的カル テルのみ
イニシアティブ	違反後者側からの問題解消措置の申 出と遵守を約束する	委員会側主導
違反行為の自認	なし	必要

カルテル事件における制裁金の免除及び減額に関する欧州委員会告示
(欧州経済領域関連文書)
(2006/C 298/11)

I. 序文

(1) 本告示は、共同体に影響を与える秘密カルテルの当事者である（あった）事業者に欧州委員会の調査に協力する報酬を与えるための枠組みを提示する。カルテルとは、競合する2社以上の企業間の協定、及び/又は、協調的行為で、以下のような行為を通して、市場における競争行動を同調させること、及び/又は、関連する競争指標に影響を及ぼすことを目的としたものである。すなわち、売買価格などの取引条件の固定、生産配分又は販売割当、談合入札など市場分割、輸出入の制限、及び/又は、競合他社に対する競争阻害行為である。こうした行為は、EC条約第81条(1)に対する最も重大な侵害である。

(2) 通常ならば事業者間で広く行われているはずの競争を人為的に制限すれば、事業者は、製品開発及びより効率的な生産方法の導入という双方の面で革新へと導いてくれる圧力を確実に免れる。そのような競争制限行為は、共同体の企業にとっては購入する原材料や部品の高騰を招くことにもなる。つまるところ、消費者にとっては、結果的に、価格は操作され、選択の機会は減少する。長期的には、競争力の喪失と雇用機会の減少に導かれる。

(3) 秘密カルテルは、まさにその性質上、そこに

関与している事業者や個々人の協力なしには、その存在を摘発したり、調査したりすることは、往々にして困難である。それゆえ、委員会が次のような事業者に報酬を与えることは共同体の利益になると考える。すなわち、この種の違法行為に関わっている事業者が、カルテル内の他の事業者から離れて、カルテルへの関与に終止符を打ち、委員会の調査に協力すると同意した場合である。秘密カルテルが確実に暴かれ、罰せられることで消費者や市民が得る利益は、委員会がカルテルを摘発し、禁止できるよう導いた事業者に対し制裁金を課した場合に得られる利益を上回る。

(4) 委員会は、カルテルの存在を看破する上で事業者との連携には他にはない固有の意味があると考ええる。委員会が調査を開始したり、違反行為を発見したりする上で、決定的に重要な貢献をした事業者に対しては、一定の要件さえ満たせば、制裁金免除を認めることができる。

(5) さらに、1社以上の事業者が協力した場合、委員会は制裁金の減額を認めることができる。制裁金の減額をするには、委員会による違反行為の立証に対して、質及びタイミングの面で、事業者が目に見える貢献をしなければならない。減額が認められるのは、委員会が既に入手している証拠に対して重大な付加価値を有する証拠を提出した事業者に限定される。

(1) 本文書においてEC条約第81条に言及する場合は、EEA協定第56条の規定にしたがい欧州委員会が適用する第53条をも包含する。

(6)事業者は委員会に対して、事前に提出した資料に加え、カルテル及びそこで当該事業者が果たした役割について、リニエンシー・プログラムに従い提出するために特別に準備した情報を自主的に提示することができる。こうしたイニシアチブはカルテルによる違反行為について効果的に調査を行い、終結させる上で、有益であることが証明されている。そのため、民事訴訟で出される証拠開示命令にひるむべきではない。リニエンシーの潜在的な申請者は、申請した場合、そうでない事業者と比較すると、民事手続で立場が損なわれる可能性があるため、本告示にしたがって委員会と協力することを思いとどまるように説得されるかもしれない。それが不本意な結果になった場合、次のような手続が確実に行われた場合に得られたはずの公の利益は著しく阻害されることになるだろう。すなわち、カルテル事件において EC 条約第 81 条が公的組織により効果的に施行され、したがって、それに続いて、あるいは並行して民間企業によって効果的に施行された場合である。

(7)EC 条約により委員会に付与された競争法関係の監督業務には、個々の法規違反を調査し、処罰する責務だけでなく、全般的に政策を推進する責務も含まれている。公の利益の観点からコーポレート・ステートメントを保護することは、委員会の手続において防御する権利を守るために、異議告知書の他の名宛人を明らかにする障害にはならない。厳密に言うとは、両者の利益を一致させることができるのは、コーポレート・ステートメントにアクセス可能なのが、委員会の施設内のみであり、しかも、異議告知書の正式な通告後、通常 1 回に限られているからである。さらに、委員会が本告示にしたがい個人情報进行处理する

場合は、理事会規則 (EC) 45/2001 号の規定に拘束される。

II. 制裁金の免除

A. 制裁金免除の必要条件

(8)委員会は、共同体に影響を及ぼすと申し立てのあったカルテルに関与している事実を明らかにした事業者が最初に委員会に情報や証拠を提出し、これらにより委員会が以下のいずれかの行動をとることができると委員会が考える場合は、その事業者に対し本来課すべき制裁金を免除する。

(a)申し立てのあったカルテルについて、ターゲットを絞った立入調査を実施できること⁽¹⁾、又は、

(b)当該カルテルについて、EC 条約第 81 条に違反することが認定できること。

(9)委員会が、8 項(a)の規定するターゲットを絞った立入調査を実施できるよう、事業者は以下に挙げたとおり、情報と証拠（ただし、立入調査を危険にさらすことはない委員会が考えるものに限る。）を提供しなければならない。

(a)申請者が提出する時点で認識している限りの以下の情報が含まれるコーポレート・ステートメント⁽²⁾

(1)適用対象になるか否かの審査は事前に実施しなければならない。すなわち、当該立入検査が成功するか否か、また、立入検査が実施されるか否かは考慮しない。審査はもっぱら申請者が提出する情報の種類と質に基づき行われる。

(2)コーポレート・ステートメントは事業者ないし代理人の署名入りの書面形式のほか、口頭で行うこともできる。

調査を実施していた場合は、適用されない。

－申し立てのあったカルテルの目的・活動内容・機能等についての詳細な説明、当該カルテルに関わった製品又はサービス、当該カルテルが影響を及ぼした地理的範囲及び推定市場規模、当該カルテルの接触が行われた具体的な日付・場所・内容及び関与者、及び、申請内容を裏付けるために提出された証拠についての関連説明

－免除措置申請を行う法人の名称・所在地、及び申し立てのあったカルテルに関与している他の全事業者の名称・所在地

－申請者の知る限りにおいて、申し立てのあったカルテルに関与している（した）全ての個人（申請者の代理人を含む）の氏名、地位、事務所所在地、及び、必要な場合自宅住所

－申し立てのあったカルテルについて、EU の内外を問わず、競争当局に既にアプローチしているか、していない場合、今後アプローチする意向があるかどうか

及び

(b) 申し立てのあったカルテルについて、申請時に申請者が有しているか、入手可能なその他の証拠、特に違反行為のあった時期に存在していた証拠を含む

(10)8 項(a)による免除は、その申請時に、委員会が申し立てのあったカルテルについて検査を実施する決定を下すに足る十分な証拠を既に有していたか、ないしは、既に

(11)8 項(b)による免除が認められるのは、次の二つの条件が両方とも満たされた場合のみである。すなわち、免除申請時に、委員会が申し立てのあったカルテルについて EC 条約第 81 条に違反していると認定するに足る十分な証拠を有していなかったこと、及び、申し立てのあったカルテルについてどの事業者も 8 項(a)による条件付き制裁金免除を認められていないことである。事業者が免除を認められるためには、当該事業者が、申し立てのあったカルテルと同時期に存在していた罪証を提出した最初の事業者であると同時に、コーポレート・ステートメントには 9 項(a)に明記された種類の情報を含まなければならない、かつ、それによって委員会が EC 条約第 81 条の違反行為を認定し得なければならない。

(12)8 項(a)、(9)項及び(10)項、ないし 8 項(b)及び(11)に規定する条件に加えて、制裁金の免除が認められるためには、次の全ての条件を充足する必要がある。

(a)事業者は、申請時から委員会の行政手続全般にわたり、以下を含み、誠実に⁽³⁾、全面的に、継続的かつ迅速に協力する。

－申し立てのあったカルテルに関連する

(3)特に必要とされるのは、申請者が正確で、誤解を招かない完璧な情報を提供ことである。次の判例を比較参照のこと。欧州司法裁判所 2006 年 6 月 29 日判決、C-301/04 P, *Commission v SGL Carbon AG* a.o. 第 68－70 項、及び欧州司法裁判所 2005 年 6 月 28 日判決、C-189/02 P, C-202/02 P, C-205/02 P, C-208/2 及び PC-213/02 P, *Dansk Rørindustri A/S a.o. v. Commission* 第 395－399 項。

全ての関連情報及び証拠について、保有するに至った場合又は利用可能になった場合、これを委員会に迅速に提供すること

－事実認定に資する可能性のあるいかなる委員会の要求にも、求めに応じ、迅速に回答すること

－委員会によるインタビューに現職の（及び、可能であれば前職の）被雇用者及び役員を対応させること

－申し立てたカルテルについて、関連する情報又は証拠を毀損、改ざん又は隠匿しないこと

－申請している事実又は申請の内容について、委員会が同意しない限り、委員会が異議告知書を発出するまで一切開示しないこと

(b)当該事業者は、申請の直後に、当該カルテルへの関与を終了すること、ただし、委員会が完全な調査を行うことができるようにするために合理的に必要と考える場合はこの限りではない。

(c)委員会に対して申請を企図している時に、当該事業者は、申し立てるカルテルの証拠を毀損、改ざん又は隠匿したり、申請を検討している事実やその内容について他の競争当局を除き開示したりしてはならない。

(13)他の事業者に対しカルテルへの参加や残留を強要した事業者は制裁金免除を受けることができない。ただし、関連する要件を

満たし、全ての条件に合致する場合は、制裁金減額の対象となる可能性がある。

B.手続

(14)制裁金免除の申請を希望する事業者は、欧州委員会競争総局と連絡を取る必要がある。事業者は、まず初めにマーカの申請をするか、あるいは、本告示の(8)項(a)又は(8)項(b)の条件に合致するよう、委員会に制裁金免除の正式申請を行う手続にすぐに入るか、どちらかふさわしい方法を取ることができる。委員会は、異議告知書を発布した後は、それを理由に、いかなる制裁金免除申請も無視することができる。

(15)欧州委員会サービス部門は、免除申請者の優先権を保護するため、ケース・バイ・ケースで設定した一定の期間、マーカの地位を認めることができる。これにより、免除申請者が必要な情報や証拠を集めることができるようになる。マーカの適格者となるためには、申請者は、その事業者名及び所在地、申し立てるカルテルの当事者、影響が及ぶ製品及び地理的領域、当該カルテルの推定継続期間、及び当該カルテル行為の性質についての情報を委員会に提供しなくてはならない。申請者は、また、申し立てるカルテルに関して、他の競争当局に過去に行ったりニエンシーの申請若しくは将来行う可能性の有無について、委員会に情報提供し、マーカの地位を要求する正当性があると証明しなければならない。マーカの地位が認められた場合、欧州委員会サービス部門は期間を決定し、申請者はその期間内に、関連免除要件に合致するために必要とされる情報及び証拠を提出して、マーカを完成させなければな

らない。マーカの地位を与えられた事業者は、仮申請をしても、マーカを完成させることはできない。申請者が、欧州委員会サービス部門が設定した期間内にマーカを完成した場合、提供された情報及び証拠はマーカが認められた日付で提出されたとみなされる。

(16)委員会に正式な免除申請を行う事業者は、次のことを行わなければならない。

(a) (8)項及び(9)項で明記したとおり、コーポレート・ステートメントを含み、申し立てを行うカルテルに関連した、利用可能な全ての情報及び証拠を委員会に提供すること、又は

(b)まず、仮申請による情報と証拠を提出すること。この場合には、事業者は後日合意された時点で開示すると提案した証拠の詳細な説明リストを提出しなければならない。仮申請であることの性質からして開示について保護を与える必要があるものの、このリストは正確に証拠の性質と内容を示すものである必要がある。機密にかかわる部分は削除した書類の複製を、証拠の性質と内容を示すために用いることができる。申請事業者及び申し立てるカルテルに関与している他の事業者の名称は、申請の際に名称が記載された証拠が提出されるまでは開示する必要はない。しかし、申し立てるカルテルに係る製品又はサービス、当該カルテルの地理的範囲及び推定継続期間は明確に特定しなければならない。

(17)要求がある場合、競争総局は事業者の制裁金免除申請について、申請の日付及び、場

合によっては、時間を明記した受領証明を提供する。

(18)委員会は、事業者が(16)項(a)にしたがって提出した情報及び証拠を受領し、それが(8)項(a)又は 8 項(b)に規定する条件に合致していることを確認したらすぐに、適切な方法で、書面により制裁金の条件付き免除を事業者に認める。

(19)事業者が仮申請により情報及び証拠を提出した場合、委員会は(16)項(b)の詳細リストで説明された証拠の性質と内容が(8)項(a)又は 8 項(b)に規定される条件に合致していることを確かめた上で、適宜、その結果にしたがい事業者に知らせる。合意された日までに証拠が開示された後、その証拠がリストの説明内容に一致していることを確認した場合、委員会は書面により制裁金の条件付き免除を事業者に認める。

(20)制裁金免除が適用不可能、若しくは、事業者が(8)項(a)又は 8 項(b)に規定される条件に合致しないことが明らかになった場合は、適宜、委員会は書面により事業者に知らせる。そのような場合、事業者は制裁金免除申請のために開示した証拠を回収するか、委員会に対して本告示第Ⅲ段落にしたがい検討することを要求できる。これにより、委員会が情報を取得するために通常の調査権限を行使することは妨げられない。

(21) 委員会は、申し立てのあったものと同じの法規違反に関連して制裁金の免除申請が存在する場合、その申請に対して一定の立場を取るまでは、他の制裁金免除申請を検討することはしない。このことは、制裁金

免除申請が正式に提出されたか、マーカー申請によるものであるかにかかわらない。

- (22)行政手続の最終段階で、事業者が(12)項に規定される条件に合致した場合、委員会は関連決定として制裁金の免除を認める。行政手続の最終段階で、事業者が(12)項で提示された条件に合致しなかった場合、事業者は本告示からいかなる優遇も受けることはない。委員会は、条件付き免除を認めた後で、最終的に免除申請者の強要行為が発覚した場合、免除を撤回する。

Ⅲ. 制裁金の減額

A. 制裁金減額の必要条件

- (23)共同体に影響を与えていると申し立てたカルテルへの関与を明らかにした事業者が、上記第Ⅱ段落の条件に合致していない場合、本来課されるべき制裁金減額の優遇を受けることができる可能性がある。

- (24)事業者が制裁金の減額を受けるには、申し立てる法規違反について、委員会が既に入手している証拠に照らし、重大な付加価値を有する証拠を提供し、かつ、前記(12)項(a)から(12)(c)に規定される条件に全て合致しなければならない。

- (25)「付加価値」の概念は、提供された証拠がまさにその性質、及び/又は、その詳細の度合いに応じ、申し立てのあったカルテルについて委員会の立証能力を高める程度に関連する。これを評価する際に、委員会は、その事実が関係した期間に発せられた書面による証拠が、その後確認された証拠よりも重大な価値を有すると一般的に考え

る。問題となる事実と直接関係し、有罪を立証する証拠は、単なる間接証拠よりも重大な価値を有すると一般的に考えられる。同様に、提出された証拠が事件に関与する他の事業者に対抗し、信頼するに足るために、他の情報源による補強証拠が必要な程度により、当該証拠の価値は影響を受ける。そのため、有無を言わせない説得力のある証拠は、正当性が疑われ、補強証拠を必要とするような証言証拠より大きな意義がある。

- (26)委員会は、行政手続の最後の段階で採択された最終決定において、本来課されるべき制裁金に関連し、事業者が優遇を受ける減額の水準を、以下のとおり決定する。

－重大な付加価値を有する証拠を提供した最初の事業者：30－50%の減額

－重大な付加価値を有する証拠を提供した2番目の事業者：20－30%の減額

－重大な付加価値を有する証拠を提供した3番目以降の事業者：最高20%の減額

上記の減額幅の範囲内で減額の水準を決めるにあたり、委員会は(24)項の条件に合致する証拠が提出された時点及び有する付加価値の程度を考慮する。

制裁金の減額申請者が、(25)項の意味において有力な証拠を提出した最初の事業者であり、委員会がそれをういて新たな事実を立証し、そのことによって法規違反の重大性や継続期間が増大する場合、委員会は、新たな事実を考慮に入れて、本証拠を提供した事業者に課すべき制裁金を設定する

ことはしない。

B. 手続

(27) 制裁金減額の優遇を希望する事業者は、委員会に提出する正式な申請書を作成する必要があるが、提出に当たっては、本告示(24)項に従い、申し立てるカルテルについて、制裁金減額を認めるために十分な証拠を添付しなければならない。事業者が本告示第Ⅲ段落の優遇措置を受けられるよう検討を希望して委員会に自主的に提出するいかなる証拠書類も、提出する時点で、制裁金減額の正式申請書の一部として明確に認識されていなければならない。

(28) 要求がある場合、競争総局は事業者の制裁金減額申請について、申請の日付及び、場合によっては、時間を明記した受領証明を提供する。委員会は、申し立てのあったカルテルと同一のカルテルに関連して制裁金の条件付免除申請が存在する場合、その申請に対して一定の立場を取るまでは、制裁金の減額申請に対していかなる立場を取ることもしない。

(29) 委員会が予備的結論に達し、事業者が提出した証拠が(24)項及び(25)項の意味する範囲内において重大な付加価値を有し、事業者は(12)項及び(27)項の条件に合致とした場合、委員会は事業者に書面により、異議告知書を通告する前までに、(26)項で定めた数値の幅の範囲内で制裁金の減額を適用する意向であることを通知する。委員会は、事業者が制裁金の減額を受けることができないとの予備的結論に達した場合についても、同じ期間内に、事業者に書

面で通知する。委員会は、異議告知書を発布した後は、それを理由に、いかなる制裁金免除申請も無視することができる。

(30) 委員会は、行政手続の最終段階で採択されたいかなる決定においても、制裁金の減額申請を行った事業者それぞれの最終的な地位を評価する。委員会は、以下の最終決定において判定を行う。

(a) 事業者が提供した証拠が、同時期に委員会が入手している証拠に関して重大な付加価値を有していたかどうか

(b) 前記(12)項(a)から(12)項(c)までに規定する条件に合致していたかどうか

(c) (26)項において規定される減額幅の範囲内で事業者に認められる減額率

委員会が、(12)項で定めた条件に事業者が合致しないことを確認した場合、その事業者は本告示からいかなる優遇措置も受けることはない。

IV. 本告示の下で有効な コーポレート・ステートメント

(31) コーポレート・ステートメントは、事業者又は事業者の代理が委員会に対して自主的に行うもので、事業者が本告示にしたがい提出するために特別に準備したカルテルとその役割についての知識を表明するものである。本告示との関係では、委員会に対して行われるいかなる陳述も委員会の記録の一部となり、ゆえに、証拠として用いることができる。

(32) 委員会は、申請者の要求に基づき、申請者がまだその内容を第三者に開示していなければ、コーポレート・ステートメントの口頭による提出を受け入れることができる。口頭によるコーポレート・ステートメントは、委員会の施設内で録音され、反訳が作成される。欧州委員会理事会規則(EC) 1/2003 号第 19 条(1)及び欧州委員会規則(EC)773/2004 号第 3 条及び第 17 条(2)にしたがい、口頭によるコーポレート・ステートメントを行う事業者には、委員会の施設内で録音された内容の専門的な正確性をチェックするとともに、限られた時間内に口頭陳述の内容を訂正する機会が与えられる。事業者は、上述の期限内に、有する権利を放棄することもでき、この場合、その瞬間から録音された内容は認められたものと見なされる。口頭陳述に対する明示的又は黙示的な賛意を受け、若しくは何らかの訂正が提出された後、引き続き事業者は委員会の施設内で録音された内容を聴き、反訳の正確性を与えられた一定の時間内にチェックしなければならない。最後の必要条件に従わない場合、本告示による優遇措置は受けられなくなる可能性がある。

(33) コーポレート・ステートメントへのアクセスが認められるのは、異議告知書の名宛人又はこの者を代理する法律顧問のみである（ただし、この者が、アクセスが認められたコーポレート・ステートメントの情報を機器や電子的な方法で複製しないこと及びコーポレート・ステートメントから得られる情報を以下に述べる目的のためにのみ用いることを約束する場合に限る。）。

(1)2003 年 1 月 4 日付欧州連合官報 OJL 1, 1 ページ

(2)2004 年 4 月 27 日付欧州連合官報 OJL123, 18 ページ

告訴人など他の当事者にはコーポレート・ステートメントへのアクセスは認められない。このようなコーポレート・ステートメントに対する明白な保護は申請者がその内容を第三者に開示した時点から正当性を失うと委員会は考える。

(34) 委員会の保持する記録へのアクセスについて定めた欧州委員会告示(3)にしたがい、記録へのアクセスは、以下の条件付きで、異議告知書の名宛人のみに認められる。すなわち、そこで取得する情報の利用については、関連する行政手続において係争中の共同体競争規定を司法又は行政手続のために適用する目的に基づく利用に限定される。そのような情報を手続期間中に異なる目的のために利用した場合は、本告示(12)項及び(27)項上の協力の欠如と見なされる可能性がある。さらに、そのような利用が、委員会がその手続において既に禁止の決定を下した後に行われた場合、委員会は、共同体の裁判所で審議が行われる前の法的手続において、当該裁判所に対して責任を負うべき事業者に対して制裁金を増額するよう要求することができる。目的外の情報利用が、いかなる時点においても、外部の顧問を巻き込んで行われた場合、委員会はその出来事について、顧問が属する法曹団体に、懲戒処分を視野に入れて報告することができる。

(35) 現告示に基づき行われるコーポレート・ステートメントは、以下の条件に合えば、欧州委員会理事会規則 1/2003 号第 23 条にしたがい、加盟国の競争当局に対する送達のみ実施される。すなわち、「ネットワーク

(3)2005 年 12 月 22 日付欧州連合官報 OJC 325, 7 ページ

告示」(1)で設定された条件に合致し、かつ、受理した競争当局において認められる内容開示に対する保護の水準が、委員会のそれと同等な場合である。

V. 総論

(36) 委員会は、申請が欧州委員会理事会規則 1/2003 号第 25 条第 1 項(b)に規定されている制裁金賦課の上限年数が 5 年にあたる法規違反に関係することが明らかになった場合、条件付き免除を認めるか否か、さもなければ、申請に対する何らかの報酬を与えるか否か、についていかなる決定も行わない。そのような申請は目的に欠けるからである。

(37) 本告示は、官報発布の日以降、「カルテル事件における制裁金の免除及び減額に関する 2002 年欧州委員会告示」に取って代わる。本件は、同告示で提示された優遇措置の特典を受けるためにこれまで委員会と連絡を取った事業者がいない全ての事件にあてはまる。しかし、本告示の(31)項から(35)項までは、告示発布の時点から制裁金の免除又は減額に関する全ての未決定及び新規の申請に適用される。

(38) 委員会は、事業者が委員会に対してカルテルの存在を明らかにする時に、本告示が信頼するに足る正当な期待（legitimate expectation）をもたらすことになると承知する。

(39) 委員会の実務に即して、行政手続の期間中

事業者が委員会と協力した事実は、制裁金の免除又は減額の理由を説明できる程度に、決定において表記される。

(40) 委員会は、本告示に沿って受領した文書、及び録音されたもしくは書き起こされた陳述を通常の方法で一般に公開した場合、一定の公的又は私的な利益を損なう懸念があると考ええる。この目的には、例えば、欧州委員会理事会規則(EC)1049 /2001 号第 4 条(2)の規定する検査及び調査の目的の保護（決定が下された後も同様とする。）が含まれる。

(1) 「競争当局間のネットワークにおける協力に関する告示」 2004 年 4 月 27 日付欧州連合官報 OJL 101, 43 ページ

(2) 2001 年 5 月 31 日付欧州連合官報 OJL 145, 43 ページ

競争部門：「リニエンシー告示」改訂される－よくある質問

(IP/06/1705 参照)

欧州委員会はハード・コア・カルテルを摘発し、終止符を打つため、「カルテル事件における制裁金の免除及び減額に関する告示」改訂版（『リニエンシー告示』、IP/06/1705 参照）を採択し、新しい重要な一步を踏み出しました。本改訂版は 2006 年 2 月及び 10 月に行われたパブリック・コンサルテーションの結果を考慮しています。

1. 免除の要件

要件は変更されましたか？

今回、より明快になりました。これまでの経験から、委員会が立入検査を実施するにはまだ十分な情報がない状況に適用される免除要件（「告示」8 項(a)要件）について、潜在的申請者のためにさらなるガイダンスの必要がありました。免除要件を満たすために求められる種類の情報や証拠について不確実性を避けるよう、「告示」ではリストを挙げ、申請者が必要とされるものを予期できるよう手助けしています。加えて、委員会は、申請者が情報や証拠を集め提出できるよう現在も行っている申請者との話し合いを今後も続けます。申請者からの追加提出物は申請の一部として検討されますが、それは、委員会が同じ事件で別の免除申請を受け取るか、もしくは、申請者がマーカ―の地位を与えられた場合（改訂版「告知」で導入された新しい概念、詳細は以下の「マーカ―制度」の項を参照）、マーカ―の期間が終了する時までです。

何故、要件に『ターゲットを絞った立入検査』の概念が加わったのですか？『ターゲットを絞った立入検査』とは何を意味するのでしょうか？

「告示」では、申請者は委員会が『ターゲットを絞った』方法で立入検査を実施できるよう十分な証拠を提出する必要があると明記されています。免除申請者は、定義によれば、申請の前提条件として申し立てるカルテルの一当事者であったものとされています。ですから、申請者は委員会に対して属していたカルテルの『インサイダー』情報を提供する立場に立たなくてはなりません。そうすることで、委員会が、例えば証拠の存在や所在についてより正確な情報を持ち、より検査の的を絞ることができるようになります。「告示」9 項のリストには、このような必要に応えるための情報や証拠が記載されています。

「告示」では、また、『ターゲットを絞った立入検査』の要件の適用対象になるか否かの審査は事前に実施しなければならないと明記しています。つまり、その立入検査が成功するかどうか、また、立入検査が実際に行われるかどうかは考慮されません。要件の審査はもっぱら申請者が提出した情報の種類と質に基づいて行われます。

9 項のリストに記載された情報や証拠は、8 項(a)による免除の資格を得るのに十分でしょうか？

「告示」の目的からすれば、9 項のリストに記載された情報や証拠を提供することで、申請者は 8 項(a)の免除の資格を得ることは可能です。しかし、申請者に期待される協力の精神にしたがうならば、8 項(a)については、申請時により多くの情報や証拠が入手できるならば、9 項に明記されたものに限定して提供するというような厳密な制限を自分から課すべきではありません。

申請者は条件付き免除の資格を得るためにどの程度徹底して網羅した情報や証拠を提供しなければいけないのでしょうか？『立入検査を危険にさらすことはない』と委員会が考える程度』とは何を意味するのでしょうか？

8 項(a)の免除の資格を得るためには、申請者は 9 項のリストに記載された情報や証拠を提供する必要があります。しかし、「告示」で明記されているように、その目的は、申請者は『立入検査を危険にさらす』申請準備の方法を取るべきではないということにあります。申請書を完成又は補完する目的で行うカルテル内部の照会行為によって立入検査の前に他のカルテル構成員に警戒態勢を取らせてしまう現実的な心配を申請者が知った場合、委員会にその懸念を伝えなくてはなりません。また、申請者は、12 項の継続的な協力義務のもとで、行政手続きの全期間を通して、申し立てを行ったカルテルに関連する全ての関連情報や証拠について保有又は利用可能になった時点で、委員会に迅速に提供する必要があるということも指摘しておかなくてはなりません。したがって、申請者が最初の申請の後で 9 項のリストにある情報や証拠を発見したり、入手したりした場合、それらは全て委員会に提供する必要があります。このことには以下の意味もあります。申請者が情報漏えいの危険を懸念して条件付きの免除決定、及び/又は、委員会の立入検査の前に内部照会を完成させることができなかった場合は、委員会が別の方法で要求しない限り、条件付きの免除決定、及び/又は、委員会の立入検査の後に直ちにそのような照会を完成させる必要があります。

何故、申請者は個人宅の住所を知らせる必要があるのでしょうか？この必要条件は個人情報保護とどのように両立するのでしょうか？

委員会には、他の建物の立入検査を実施する権限を付与されており（欧州委員会が EC 条約の反トラスト規定を適用する方法についての理事会規則(EC)1/2003 号に基づく — IP/04/511 参照）、その中には、関連する企業の役員、管理職、又は他のスタッフの自宅も

含まれています。この権限が執行できるのは、以下のような合理的な疑いがある場合です。それは、ビジネスに関係した関連書物や記録、立入検査の目的物が、EC 条約第 81 条の深刻な侵害であることを立証する上で関連している可能性があるもので、上記のような建物内に保管されているという疑いです。「告示」では、また、自宅の住所は『必要な場合』にのみ、申請者が知る限りで提供しなければならないと明記されています。委員会が本「レニエンシー告示」にしたがい個人情報を処理する場合は、欧州委員会の機関や組織による個人情報の処理に関する個人保護についての理事会規則（EC）45/2001 号の規定に拘束されます。

何故、申請者は 8 項(b)免除要件を満たすために『同時期に存在していた罪証』とコーポレート・ステートメントの両方を提供する必要があるのでしょうか？『同時期に存在していた罪証』とは何を意味するのでしょうか？

委員会が申し立てのあったカルテルについて立入検査を終了している、もしくは、立入検査を実施するために既に十分な証拠を持っている場合は、8 項(a)による免除を適用することはもうできません。しかし、質問にあるような状況では、申請者は「告示」8 項(b)による免除資格を得る可能性がまだあります。8 項(b)の免除要件を満たすには、申請者が提出する情報や証拠により委員会が申し立てのあったカルテルについて EC 条約第 81 条を侵害していると立証できる証拠を見つけることが必要です。この免除要件は、欧州委員会理事会規則 1/2003 号第 7 条で法規違反決定の採択を可能とするために必要とされている要件と同じです。その要件は、委員会が申し立てのあったカルテルをまだ知らない状況で求められる免除要件より高度です。カルテルへの関与が疑われる当事者の法規違反を見つけるためには、申請当事者自身の証言だけでなく、法規違反が発生した時点に遡ってある罪証を申請者が提出する必要があります。これまでの経験から、コーポレート・ステートメントが証拠に加えて必要とされるのは、証拠を説明するとともに、申し立てのあったカルテルについて、関与していた当事者にしか提供できないものの見方を示してくれるからです。イタリア葉タバコ事件 (IP/05/1315) を例にとると、この事件では、委員会が「異議告知書」と最終「決定」に盛り込んだ異議申し立てを立証する決定的な罪証を委員会に提供した見返りとして申請者には 8 項(b)による条件付き免除が付与されました。

制裁金減額の要件

要件は変更されましたか？

制裁金減額の要件は変わっていません。申請者が制裁金減額の資格を得るには、既に委員会の手元にある証拠と比較して重大な付加価値を有する証拠を提供する必要があります。分かりやすいように、また、EC 裁判所で証拠の相対価値を扱った最近の判例法に照らし、改訂版「告示」では、殆ど又は全く補強証拠を必要としない証拠は、正当性が疑われ補強証拠を必要とするものより、事件の立証に大きな意義があるとはつきり念を押しています。

これは、本「告示」で明記された多数の明確な基準（完全に網羅している訳ではありませんが）の一つです。

『有無を言わせない説得力のある証拠』とは何を意味するのでしょうか？また、重大な付加価値の基準に達するには何を加えればよいのでしょうか？

『有無を言わせない説得力のある証拠』とは、他の証拠と比較し、それだけで疑う余地のない決定的な証拠のことです。例えば、他の補強証拠を持たないコーポレート・ステートメントは、それに対して問題カルテルの他の当事者全てが自らのコーポレート・ステートメントで反対意見を表明した場合、それに対抗しうる証拠として用いられることはありません。このことは、コーポレート・ステートメントが重大な付加価値を提供できるものではないという意味ではなく、コーポレート・ステートメントは他の証言や証拠で補強された時に重大な付加価値を提供する見込みが高まることを示しています。

何故、通常の制裁金削減幅以外の特別削減を受けるために、説得力のある証拠を提供する必要があるのでしょうか？

有無を言わせない説得力のある証拠とは、委員会が新たな事実を立証することによって法規違反の重大性と継続期間を増大させることができるような水準の証拠です。したがって、この水準の証拠を提供する企業は、それによって直接法規違反の程度を高めるような結果が自らの制裁金を増額させる心配はないという自信を持つべきです。他の企業に先駆けて特別減額の優遇を受けるために、手続きのできる限り早い段階で全ての決定的な証拠を提供するインセンティブを持つべきです。

制裁金減額の申請者は「告示」の要件に合致しているかどうかをいつ知らされるのでしょうか？

申請者は、委員会が提供された証拠が重大な付加価値を有すると確認したらすぐに、要件を満たすという予備的な結論の知らせを受けます。この知らせは、異議告知書が通告される日までには伝えられます。

制裁金の免除及び減額の条件

誠実な協力義務とは何を意味するのでしょうか？また、何故、この必要条件が加わったのでしょうか？

協力義務は、委員会の調査を助けたものに報酬を与えるというリニエンシー・プログラムの重要な特徴です。申請者は誠実に協力し、かつ、説明しなければなりません。本「告知」では、申請者は『申請書を提出する時から誠実に、全面的に、継続的かつ迅速に』協力する必要があると明記しています。EC 裁判所の判例法で言及されているように、誠実な協力義務で特に必要とされるのは、申請者が正確で、誤解を招かない完璧な情報を提供するこ

とです。このように本「リニエンシー告示」にこの条件が盛り込まれたのは、EC 裁判所の判決に完全にしがったものです。

委員会による調査で企業の社員が EU 加盟国の刑事罰を恐れて質問への回答を拒否した場合、その企業は制裁金の免除又は減額の必要条件をどのように満たすことができますか？

委員会が申請者の役員や従業員にインタビューをすることは2002年の「リニエンシー告示」で既に確立された行為です。インタビューをされた自然人（natural persons）は EU 加盟国それぞれで異なる種類の制裁を受ける可能性があります。したがって、刑罰を科す加盟国に対する情報の伝達に関して防衛条項があります。理事会規則（EC）1/2003 号では、EU 加盟国競争部門のネットワーク組織で交換される情報について次のように保証しています。情報を受け取る側の当局がその情報を利用できるのは、自然人を防衛する権利がどの当局でも同じ保護水準で尊重されるように情報が収集された場合に限られています。さらに、勾引型制裁（custodial sanctions）を科す当局が交換された情報を受け取り、利用できるのは、情報を送る側の当局の法が反トラスト法規違反に対する制裁を予見している場合のみですが、このような事例は委員会の事件ではありません。また、役員や従業員をインタビューに対応させることは、自己を有罪にする証言の強要を意味していません。

申請の事実や内容を公開しない義務は、申請者にそのような情報公開を強制することのできる他の法的義務を考慮しているのでしょうか？

リニエンシー申請者は、「リニエンシー告示」にしたがい協力していることを公に知らせる法的義務があるかもしれません（例 企業リスト）。これが、改訂版「リニエンシー告示」で委員会が『同意しない限り』第三者に対する情報開示制限が適用されると規定されている理由です。「告示」の本項は、EU のリニエンシー・プログラムを守りながら、第三国の管轄に属する開示要求にいかに対応していくかという問題について、委員会が申請者と議論する場合にも適用されます。当然、申請者には他の競争当局にアプローチする自由がありますが、その場合、委員会はそのような競争当局と申請について議論したり、情報交換したりする権利を放棄するよう要求することもできます。

いかなる証拠の毀損、改ざん又は隠匿もリニエンシーを失うことになるのでしょうか？この条件は、いつ頃まで遡り、実際に申請書を提出するまで続くのでしょうか？

「リニエンシー告示」は、この義務規定は申請者が『申請を企図している』に過ぎない時から適用されると明示しています。つまり、申請者が申請を決めたり、準備したりしている時です。タイミングについてのこの言及も、従業員ではなく『事業者』に対する言及であることから、委員会は証拠の毀損、改ざん又は隠匿について意図的・計画的な行動の有無を掌握したいと考えていることを明らかにしています。

制裁金の免除や減額の申請者がいくつかの条件を満たさない場合、どうなるでしょうか？その場合でもまだある程度制裁金の減額を受けることはできるでしょうか？

「リニエンシー告示」では、条件を満たさない場合、申請者はリニエンシー・プログラムの資格はないとはっきり述べています。この問題は既にイタリア葉タバコ事件の委員会決定に書かれています（上記参照）。その事件では同様の状況において委員会は欧州委員会理事会規則 1/2003 号で提示されている通常の執行手続きにしたがい、特に関係当事者の防衛権について完全に聴取し、尊重していることが分かります。同事件では、また、例外的な状況で、企業が委員会の調査に相当の貢献をしている特別の場合、委員会は「制裁金ガイドライン」（最新改訂版－IP/06/857 及び MEMO/06/256 を参照）にしたがい、リニエンシーの枠外協力扱いとして配慮し、制裁金の減額を行うことができると述べています。

マーカ制度

マーカ制度は実際どのように運用されるのでしょうか？

「リニエンシー告示」により、委員会はその裁量でマーカを制裁金の免除申請者に適用することができます。制裁金免除の条件を満たすのに必要な情報や証拠を提供するうえで企業間競争を維持し、その結果法規違反の摘発や終結を促すことは公共の利益にかなうことであり、単に企業間競争で優先権を獲得するにとどまりません。とはいえ、マーカの地位を認める正当事由はさまざまです。したがって、マーカの地位は、それぞれの状況の特殊性と申請者がマーカの地位を要求して提出する理由を考慮し、ケース・バイ・ケースに即して認める必要があります。

マーカ制度は改訂版「リニエンシー告示」で新しく導入された重要な特色の一つです。そのため、この制度の実際の運用手順は申請者との話し合いや経験にしたがい整備していく必要があります。委員会が取り扱う事件で、リニエンシー申請が異なる管轄に属する複数の行政当局で行われる場合、マーカ制度は委員会による調査行動の開始と同様、他の管轄に属する行政当局との調整が必要です。

申請者はマーカを完成させる期限までどの程度の時間が許されるのでしょうか？

マーカを完成させる（つまり、制裁金免除の資格を得るのに標準的に必要とされる水準まで引き上げるため当初申請の情報を補完する）ために与えられる期間は、個々のケースの条件に応じて決める必要があります。しかし、明らかなことは、他の潜在的申請者が不利益にならないよう、また、事件の調査を早急に始められるよう、期間は短くせざるを得ないということです。期間が長いほど、申請にまつわる情報漏えいの危険は高まり、結局、委員会による事件の調査を危険にさらすことになる可能性があるからです。

申請者がマーカの地位を得るにはどのような情報を提供する必要がありますでしょうか？

マーカ―の申請をする時、申請者が提供するよう要求されるのは次の情報だけです。申請者の名称及び所在地、申し立てるカルテルの当事者、影響が及ぶ製品と領域、カルテルの推定継続期間、カルテル行為の性質です。この情報が必要とされるのは、申請が真摯なものであることと、申し立てのあったものと同一の法規違反について先行して行われた申請がないことを確認するためです。この情報によって、委員会は複数の加盟国に関する事案かどうかを知ることができます。この情報リストは、「ECN モデル・リニエンシー・プログラム」(IP/06/1288 及び MEMO/06/356 を参照)と同様です。

何故、委員会は制裁金の免除申請者のみにマーカ―の地位を与え、制裁金の減額申請者には与えないのでしょうか？

リニエンシー・プログラムを効果的にすすめるには、制裁金の減額申請者間の競争を維持することが必要です。実際の経験から、委員会の立入検査の後は短期間のうちに複数の申請があることが見込まれます。また、委員会が同時に複数のマーカ―を効果的に処理し、審査することは実際のところ困難です。

制裁金免除の仮申請とマーカ―申請との相違は何でしょうか？何故、マーカ―と仮申請を一緒にすることができないのでしょうか？

マーカ―と仮申請はその目的と特徴が異なるので一緒にすることはできません。仮申請では企業名や法規違反を明かさずに保有する証拠が免除の要件を満たすかどうかを確認することができます。仮申請では、企業は関連する免除要件に合致する可能性のある証拠を実際に示すことになっていますが、その段階では企業やカルテルを特定できるデータは削除し編集したもので行うことが可能です。

仮申請とは対照的に、マーカ―は、まだ正式に免除申請を行うために必要な証拠が揃っていない申請者の優先権を守るために認められるものです。引き換えに関連資料の提出がなくても優先権を守るために、委員会は、同じカルテルについて既に免除申請が出ているかどうかを確認し、申請企業が証拠の提供を真面目に果たすよう保証する立場にたたなければなりません。このため、企業はマーカ―の地位を得るため、「告示」のリストに記載されたデータを提供することが求められています。そのデータには、申請者自身の情報やカルテルについて一定の詳細情報が含まれますが、免除要件を満たすために必要な他の証拠は含まれていません。これらの情報は、決められた期間内に後日提出することが可能です。

コーポレート・ステートメントを保護するための特別な手続き

コーポレート・ステートメントのために設けられた特別な手続きはいつから適用されるのでしょうか？

コーポレート・ステートメントの保護手続きは、制裁金の免除又は減額を申請するために

「リニエンシー告示」の枠組みの中で自主的に応じたコーポレート・ステートメントに適用されます。こうしたコーポレート・ステートメント（及びその保護）は、申請者が最終的に制裁金の免除又は減額を得るかどうかにかかわらず、「告示」の関連規定により取り扱われます。しかし、新しい制度なので誤用を避けるために言うと、もし申請者が自らその声明の内容を他の管轄に属する第三者に開示する一方で、委員会にその声明の保護を求めても、保護する理由はありません。

口頭による声明はどのように行われ、反訳がつくられますか？

口頭によるコーポレート・ステートメントは録音され、それぞれの声明で逐語的に書き起こされた反訳が作成されます。声明の録音と書き起こしは委員会の施設内で行われます。口頭による声明を行う申請者はこうした声明の複製を保持したり、委員会から受け取ったりすることはできません。しかし、口頭声明は行われ次第すぐに委員会の文書の一つになります。

何故、委員会内で作成された口頭声明の反訳書面の正確性をチェックする必要があるのでしょうか？

口頭によるコーポレート・ステートメントは申し立てるカルテルの証拠として考慮され、録音テープと反訳は療法との委員会の書類の一部になります。反訳による証拠価値を保証するため、声明を行った申請者は委員会の施設内で反訳書面の正確性を録音された内容と照合しチェックする必要があります。

施行

1 社以上の企業が既に 2002 年版の「レニエンシー告示」にしたがいレニエンシーの申請をしている場合、同一事件で申請する新規のレニエンシーにはどちらの告示が適用されるのでしょうか？改訂版の「レニエンシー告示」は未決定の事件にも適用されるのでしょうか？

本「告示」37 項によれば、官報発布の日、すなわち 2006 年 12 月 8 日以降、2002 年版の「レニエンシー告示」に取って代わります。このことは、2002 年版の告示で提示された優遇措置の特典を受けるために、これまで委員会と連絡を取った事業者がいない全ての事件（保留中の事件を含む）にあてはまります。全ての当事者が同じ手続きを同じ規定のもとで行えるようにするためには、一つの同じ「レニエンシー告示」が同一事件のすべての申請者に適用されるのが合理的です。しかし、2006 年版告示のコーポレート・ステートメントに関する段落は委員会が現在実際に行っている内容を反映しています。上記の規定によれば、同段落の規定は告示発布の時点から制裁金の免除又は減額に関する全ての未決定及び新規の申請に適用されます。

欧州委員会理事会規則 1/2003 号第 23 条(2)(a)に基づく

制裁金の設定方法に関するガイドライン

(2006/C 210/02)

(欧州経済領域関連文書)

序文

1. 欧州委員会理事会規則 1/2003 号⁽¹⁾第 23 条(2)(a)に基づき、委員会はその決定により、事業者又は事業者団体に対し、EC 条約第 81 条又は第 82 条に違反した場合、故意か不注意かに拘らず、制裁金を賦課することができる。
2. 委員会は、その権限を行使して当該制裁金を課す場合、広範な裁量権⁽²⁾を行使することができるが、それは理事会規則 1/2003 号に定められた範囲内に限定される。第一に、委員会は違反の重大さと継続期間双方を重視しなければならない。第二に、賦課される制裁金は、理事会規則 1/2003 号第 23 条(2)第 2 号及び第 3 号に規定される上限を超えることはできない。
3. 委員会はその決定に際し確実に透明性と公平性を担保するため、1998 年 1 月 14 日に制裁金の設定方法に関するガイドライン⁽³⁾を発表した。その施行後 8 年が過ぎ、委員会は制裁金に関する政策をさらに発展させ、精緻なものとするために十分な経験を有するに至った。
4. 委員会が、事業者又は事業者団体に対し、EC 条約第 81 条又は第 82 条に違反した場合、故意か不注意かに拘らず、制裁金を課することができる権限は、EC 条約により委員会に委任された指揮監督業務を執行するために付与された措置の一つである。本業務には、個々の違反行為について調査し、制裁を与える責務があるだけでなく、EC 条約が規定する競争原則を適用し、その原則に照らして事業者の行為を導けるような包括的な政策の立案に従事する責務も含まれている⁽⁴⁾。このため、委員会はその行動が必要な抑止力を確保するよう努めなければならない⁽⁵⁾。したがって、委員会は、EC 条約第 81 条又は第 82 条に対する侵害行為を発見した時は、法規違反をした事業者に制裁金を課することになるが、制裁金は十分な抑止力を持たなければならない。その目的は、違反事業者に対する制裁（特定抑止）だけでなく、他の事業者に対しても、EC 条約第 81 条及び第 82 条に違反する行為に関与したり、継続したりしないよう抑止する（一般抑止）ことである。
5. こうした目的を達成するために、委員会は違反行為に関係する商品またはサービスの売上高を制裁金設定の基礎とすることが適当である。違反行為の継続期間も制裁金を適

(1)EC 条約第 81 条及び第 82 条の競争に関する規定を実施するために 2002 年 12 月 16 日に決定された欧州委員会理事会規則 1 号 (2003 年 1 月 4 日付欧州連合官報 OJL1、1 ページ)。

(2)参照すべき事件の例として、C-189/02 P、C-202/02 P、C-205/02 P、C-208/2 P 及び C-213/02 P、*Dansk Rørindustri A/S and others v Commission*、2005 年 ECR I-5425、第 172 項。

(3)理事会規則 17 号第 15 条(2)及び ECSC 条約第 65(5)条に基づく制裁金の設定方法に関するガイドライン (1998 年 1 月 14 日付欧州連合官報 OJC9、3 ページ)。

(4)参照すべき事件の例として、*Dansk Rørindustri A/S and others v Commission* (同前) 第 170 項。

(5)参照すべき合同事件として 100/80 及び 103/80、*Musique Diffusion française and others v Commission*、1983 年 ECR 1825、第 106 項。

切に設定する上で重要な要素とすべきである。違反継続期間の長短によって違反行為が市場にもたらす危険性に影響が出るのは当然である。それゆえ、制裁金の額は事業者が違反行為に関与していた年数も考慮すべきである。

6. 違反行為に関係する売上高と違反継続期間を組合せることにより、違反行為の経済的重大性及び違反行為に関与した事業者ごとの相対的な比重を反映した指標になると考えられる。こうした要素を考慮することにより、制裁金が違反行為の重大性を整然と正しく示していることが分かるのであり、機械的な算術計算方法の単なる基準とみるべきではない。
7. 制裁金に、違反継続期間にかかわらず、一定の金額を含めることもまた妥当である。企業が違法行為に参入するところから抑止するためである。
8. 以下の節では、委員会が理事会規則 1/2003 号第 23 条(2)(a)に基づき制裁金を賦課する時に準拠すべき原則を説明している。

制裁金設定の方法

9. 下記 37 項を妨げることなく、委員会は事業者又は事業団体に対して賦課する制裁金の額を設定する場合は、以下の 2 段階の方法を用いることとする。
10. 第一に、委員会は違反事業者又は違反事業団体ごとに基礎額を決定する（以下の第 1 節を参照）。
11. 第二に、委員会は基礎額に加算又は減算す

ることができる（以下の第 2 節を参照）。

1. 制裁金の基礎額

12. 基礎額は売上高を参考に、以下の原則を適用して設定することとする。

A. 売上高の算出

13. 賦課する制裁金の基礎額を決定するに際して、委員会は、欧州経済領域内の関連地域で事業者が行った違反行為に直接又は間接に(1)関係する商品又はサービスの売上高を用いるものとする。売上高は、通常の場合、事業者が違反行為に関与した期間の最終事業年度の売上高とする（以下、「売上高」と言う）。
14. 事業者団体による違反行為がその構成員の活動に関係している場合は、その団体の構成員の売上高合計額がその団体の売上高に対応すると一般的にみなす。
15. 事業者の売上高を決定するに際しては、委員会は当該事業者に関して入手しうる最善の数値を用いることとする。
16. 事業者により提供された数字が不完全で信頼できない場合は、委員会は、入手した不完全な数値に加え、又は、それに替えて、関連する適切な情報と委員会がみなした他の情報を基礎に売上高を決定するものとする。
17. 売上高の決定は付加価値税など売上に直接

(1)間接的な事件としては、特定の製品の水平的価格カルテル、すなわち当該製品の価格がそのまま品質に差がある他の製品の価格の基礎になるような場合がある。

関係する税金が課税される前の数値とする。

18. 違反行為の及ぶ地理的な範囲が欧州経済領域を越えて広がっている場合（例 国際カルテル）、欧州経済領域内で事業者が関係する売上では、違反行為におけるそれぞれの事業者の比重を適切に反映していない可能性がある。このことは、特に国際市場分割カルテルにあてはまる。

このような場合、欧州経済領域内において違反行為に関係した売上の合算規模と違反行為におけるそれぞれの事業者の相対的な比重の両方を反映させるため、委員会は違反行為に関係する商品又はサービスの（欧州経済領域より広い）地理的範囲での売上合計額をし、それぞれの事業関係者の違反行為にかかわる市場における売上比率を決定し、この比率を欧州経済領域において関係事業者の売上を合算した合計額にあてはめることとする。その算出結果を制裁金の基礎額を設定するための売上高とする。

B. 制裁金の基礎額の決定

19. 制裁金の基礎額は、違反行為の重大性の程度に応じた売上高比率に違反継続期間の年数を乗じたものから得られる。
20. 違反行為の重大性についての評価は、違反行為の全てのタイプをケース・バイ・ケースでその事件に関連する全ての要素を勘案し、決定する。
21. 一般的な規定として、考慮される売上高比率は、売上高の 30%を上限として設定する。
22. 当該事件において考慮される売上高比率を

低目の値にすべきか、高目の値にすべきかを定めるために、委員会は多くの要素を勘案する。違反行為の性質、違反行為に関与した全事業者が占める総市場シェア、違反行為の地理的範囲、当該違反行為が実際に行われたか否か、などである。

23. 水平的価格固定、市場分割及び生産量制限協定⁽¹⁾は普通秘密にされているが、まさにそうした性質のゆえに、競争を阻害する最も有害なものである。政策的に、これらには重い制裁金が課される。したがって、そのような違反行為において考慮すべき売上高比率は、通常、上限値に設定する。
24. 個々の事業者が違法行為に関与した期間を十分に考慮するため、決定の基礎となる売上高（前記 20 項から 23 項までを参照）に違反行為に関与した年数を乗じる。6 ヶ月に満たない場合は、0.5 年と換算し、6 ヶ月以上 1 年未満は 1 年と換算する。
25. さらに、事業者が違法行為に関与した期間とは関係なく、水平的価格固定、市場分割及び生産量制限協定に企業が参入するところから抑止するため、委員会は、前記 A 段落で定義した売上高の 15%から 25%までの額を制裁金の基礎額に含める。委員会は、他の違反行為の事件にそのような追加額を適用することもできる。委員会は、このような事例において考慮すべき売上高比率を決定するため、多くの要素、特に 22 項で言及した要素を勘案する。
26. 違反行為に関与した事業者の売上高が近似しているが完全に一致してはいない場合で

⁽¹⁾EC 条約第 81 条の趣旨に合致する協定、協調的行為、事業者団体による決定が含まれる。

も、委員会は、それぞれの事業者に同一の基礎額を設定することができる。さらに、制裁金の基礎額を決定する際に、委員会は概算の数値を用いる。

2. 基礎額の調整

27. 制裁金を設定する際に、委員会は前記の第1節で決定した基礎額に加算又は減算をもたらす要因を考慮に入れることができる。これは、関連する全ての要因を考慮に入れ、総合的な評価に基づき行うものとする。

A. 加算要因

28. 基礎額は、以下のとおり、委員会が加算要因があると認めた場合、増額することができる。

— 欧州委員会又は加盟国競争当局が EC 条約第 81 条又は第 82 条に違反したと認めた後に、事業者が同一又は類似の違反行為を継続又は反復している場合、基礎額を違反歴 1 回につき最大 100% まで増額することができる。

— 委員会が実施する調査に非協力又は妨害した場合。

— 違法行為の主導者又は扇動者の場合、委員会は、他の事業者に違反行為に関与するよう強要した跡があるかどうか、及び / あるいは、違反行為にあたる行動を強制する目的で、他の事業者に対して報復的な手段を用いたことがあるかどうかについても、特別な注意を払う。

B. 減算要因

29. 基礎額は、以下のとおり、委員会が減算要因があると認めた場合、減額することができる。

— 委員会が介入した直後に、事業者が違反行為を終結させた証拠を提出した場合。ただし、秘密の協定や行動には適用されない（特にカルテルの場合）。

— 事業者が、不注意の結果として違反行為を犯したという証拠を提出した場合。

— 違反行為への関与が実際には限定的なものであるという証拠を提出した場合、また、違反協定の当事者であった期間中、市場で競争行動を取ることによって、事実上協定の適用を免れていたことを立証した場合。単に他の事業者より違反行為に関与した期間が短いという事実は、既に基礎額に反映されているため、減算要因として考慮されない。

— 関与した事業者が「リニエンシー告示」の範囲や法的義務を超えて、委員会の調査に効果的に協力した場合。

— 事業者の反競争行動が、当局又は法律により是認され、又は奨励されている場合⁽¹⁾。

C. 抑止のための特別加算

30. 委員会は、特別な注意を払い、制裁金に十分な抑止力を確保する必要がある。このため、総売上高が、違反行為に関係した商品やサービスの売上高を大幅に上回っている事業者

⁽¹⁾ このことは、関係する加盟国に対していかなる行動を取ることも妨げない。

に対しては、賦課する制裁金を増額することができる。

31. 委員会は、違反行為の結果もたらされた不当利得の額が査定可能な場合、その額を超えるように制裁金を増額する必要があることも考慮する。

D. 法定上限

32. 制裁金の最終額は、理事会規則 1/2003 号第 23 条(2)に規定されたとおり、いかなる事件においても、違反行為に関与した事業者又は事業者団体の前年度総売上高の 10%を上限とする。

33. 事業者団体による違反行為が当該団体構成員の行動に関連している場合、制裁金は、当該違反行為の影響を受ける市場でそれぞれの団体構成員があげている総売上高の 10%を超えてはならない。

E. 「リニエンシー告示」

34. 委員会は、適用可能な告示で提示されている条件に則り、リニエンシーに関する規定を適用する。

F. 支払能力

35. 例外的な扱いとして、委員会は、要望に応じ、特定の社会的・経済的意味合いから事業者が支払能力に欠ける点について考慮することができる。委員会は、単に財政事情が悪化又は赤字と認定されたことを理由に制裁金減額を認めることはない。減額が認められるのは、ガイドラインで規定されたとおり制裁金が賦課された場合、回復不能なほど事業

者の経済的な存続が危うくなり、全ての資産価値が失われることが、客観的な証拠に裏付けられた場合だけである。

結びの留意事項

36. 委員会は、一定の事件について、象徴的な意味合いのある制裁金を賦課することができる。決定に際しては、そのような制裁金を課すことが正当である理由を明らかにしなければならない。

37. 本ガイドラインは制裁金の賦課について一般的な方法を述べているが、事件ごとの特殊事情や特別な事案において抑止を達成する必要から、ガイドラインで示された方法を逸脱したり、21 項で明記された上限値を上回ったりすることも認められる。

38. 本ガイドラインは、制裁金が理事会規則 1/2003 号第 23 条(2)あるいは同規則 17/62 第 15 条(2)(1)のどちらにしたがって賦課されているかにかかわらず、官報発布日以降、異議告知書が届いた全ての事件について適用される。

(1)1962 年 2 月 6 日付理事会規則 17/62 第 15 条(2)は、EC 条約第 85 条及び第 86 条[現第 81 条及び第 82 条]を実施するための最初の理事会規則である。



ECN モデル・リニエンシー・プログラム

(2012 年 11 月改訂版)

I. 序文

1. 欧州委員会（以下、委員会）と国家競争当局（以下、NCAs）の権限が併存している制度の下では、一つの当局に対するリニエンシー¹申請がそのまま別の当局に対するリニエンシー申請になると考えることはできない。それゆえ、法規違反の影響を受け、かつ法規違反を問題として対抗するのに適切な場所と思われる地理的領域において欧州連合の機能に関する条約（以下、TFEU）第 101 条を適用する権限を持つ全ての競争当局（以下、CAs）にリニエンシーを申請することは申請者の利益にかなう²。
2. ECN モデル・リニエンシー・プログラム（以下、ECN モデル・プログラム）の目的は、潜在的なリニエンシー申請者が ECN 内で現存するリニエンシー・プログラムの不一致の結果申請の氣勢を削がれないようにすることである。したがって、ECN モデル・プログラムは、全ての陣容のプログラムが開始されればいつでも、どの ECN 管轄区域であっても申請者が予測できる措置について説明している。さらに、ECN モデル・プログラムは、委員会が特に適切な申請場所である事件について、一律の略式申請方式のモデルを導入することにより、多重申請に伴う負担を軽減することを目指している。
3. ECN モデル・プログラムは、該当する協定や行為の当事者である事業者の協力に報いるための枠組みを提示している。ECN の構成員はそれぞれの権限の範囲内でそれぞれのプログラムを ECN モデル・プログラムに合わせるために最善を尽くしている。ECN モデル・プログラムは CA がそのプログラムにおいて申請者にとってより望ましいアプローチを取ることを妨げない。

II. プログラムの適用範囲

-
- 1 「リニエンシー」は、カルテル事件の調査段階の前又は最中に、一定の条件を満たしてカルテルの情報を自主的に公開するのと引き換えに、本来課されるべき制裁金について免除又は減額することを行う（競争当局間のネットワークにおける協力に関する告示 37 項を参照（以下、ネットワーク告示））。
 - 2 ネットワーク告示 38 項を参照。

4. ECN モデル・プログラムは、秘密カルテル、特に競合する 2 社以上の企業間の協定、及び/又は、協調的行為で、例えば、売買価格等の取引条件の固定、生産配分又は販売割当、談合入札等の市場分割などを通して、競争の阻害を目的としたものに関係している。

Ⅲ. 制裁金の免除

タイプ 1A

5. CA は、以下の場合、事業者に対して、本来課されるべき制裁金の免除を認める。
- a) CA が申請を審査した時点で、申し立てのあったカルテルについてターゲットを絞った立入検査を実施できると考えさせる証拠を最初に提出した事業者である
 - b) CA が、申請の時点で、申し立てのあったカルテルについて、立入検査を決定又は立入検査の法定令状を要求するために十分な証拠をまだ有していなかった、又はまだ立入検査を実施したことがなかった
 - c) リニエンシーに付帯する条件に合致している
6. CA が立入検査を実施できると考えさせるためには、事業者は CA に以下の資料を提供できることが必要になる。
- 免除申請を行う法人の名称と所在地
 - 申し立てるカルテルの他の当事者
 - 申し立てるカルテルの、以下を含む詳細な説明
 - 影響の及ぶ製品群
 - 影響の及ぶ地理的領域
 - 継続期間、及び
 - 申し立てるカルテル行為の性質
 - 申し立てるカルテルの証拠を保有又は管理していること（特に、同時期性

のある証拠)

- ー 申し立てるカルテルに関して他の CA 及び EU 以外の競争当局に過去に行ったリニエンシーの申請若しくは将来行う可能性の有無についての情報

タイプ 1B

7. CA が立入検査を実施する前、若しくは、立入検査を決定又は立入検査の法定令状を要求するために十分な証拠を有する前で、どの事業者も制裁金の条件付き免除を認められていない場合、以下の条件を満たせば、CA は事業者に本来課されるべき制裁金の免除を認める。
 - a) 申し立てのあったカルテルに関して、TFEU 第 101 条³の法規違反を発見できると CA が考える証拠を最初に提出した事業者である
 - b) CA が、申請の時点で、申し立てのあったカルテルについて、TFEU 第 101 条の法規違反を発見するために十分な証拠を有していなかった、及び
 - c) リニエンシーに付帯する条件に合致している

制裁金免除除外者

8. 他の事業者にカルテルへの参加を強要する手段を講じた事業者はプログラムによる制裁金免除の資格を有しない⁴。

IV. 制裁金の減額：タイプ 2

9. 制裁金免除の資格を有しない事業者は、本来課されるべき制裁金の減額の特典を受ける可能性がある。
10. 事業者が制裁金減額の資格を得るには、申し立てるカルテルについて、申請時に CA が既に保有する証拠に関連し重大な付加価値があると考えられる証拠を CA に提出しなければならない。「付加価値」の概念は、提供された証拠がまさにその性質、及び/又は、その詳細の度合いに応じ、申し立てのあったカルテルについて CA の立証能力を高める程度に関連する。

³ 国家プログラムでは同じ内容の法的根拠を加える必要がある。

⁴ ドイツとギリシアの各プログラムでは、特に首謀者について制裁金免除の資格を有しないとしている。

11. 制裁金減額の適切な水準を決定するために、CA は証拠が提出された時点（申請者が、最初か、二番目か、3 番目…の申請事業者かどうか）とともに、提出された証拠により事件に付加された価値総計に対する CA の評価を考慮する。タイプ 2 による申請者に認められる減額は、本来課されるべき制裁金の 50%を超えてはならない。
12. タイプ 2 による申請者が有無を言わせない説得力のある証拠を提出し、それを CA が用いて制裁金の額に直接関係するような新たな事実を立証した場合、このことは、本証拠を提供した事業者に課される制裁金を設定する際に考慮される。

V. リニエンシーに付帯する条件

13. 申請者が本プログラムにしたがいリニエンシーの資格を得るには、以下の条件をすべて満たさなくてはならない。
- (1) 申請者は、申請⁵の直後に、申し立てたカルテルへの関与を終了すること、ただし、関与を継続することについて CA が検査の完璧さを守るために合理的に必要と考える程度に応じ、この限りではない。
- (2) 申請者は、申請時から事件が終了するまで、特に以下を含み、誠実に、全面的に、かつ継続的に CA と協力する。
- (a) 全ての関連情及び証拠について、保有又は管理するに至った場合、これを CA に迅速に提供すること
- (b) 関連する事実認定に資する可能性があると CA が考えるいいかなる要求にも、求めに応じ、迅速に回答すること
- (c) CA によるインタビューに現職及び可能な範囲で前職の被雇用者及び役員を対応させること
- (d) 関連する情報又は証拠を毀損、改ざん又は隠匿しないこと
- (e) CA の許可がない限り、許可されている場合はその範囲までしか、

⁵ 本 13 項で「申請」とは、マーカ―に対する申請、略式申請、又は略式でない完全リニエンシー申請を言う（事件により）。

リニエンシー 申請を行っている事実又は申請の内容について、少なくとも CA が当事者に対する異議申し立てを通知するまでは開示しないこと⁶

(3) CA に対して申請を企図している時又はその前に、以下のことをしてはならない。

(a) 申請に属する証拠を毀損すること、又は

(b) 申請を検討している事実やその内容について、他の CA 又は EU 以外の競争当局を除き、直接・間接を問わず、開示すること

VI. 手続き

CA へのアプローチ

14. リニエンシーから特典を受けたい事業者は CA に申請し、上記に明記された情報を提供しなければならない。申請者は正式な申請を行う前に、レニエンシー・プログラムの申請について非公式なガイダンスを求めるために、CA に匿名のやり方でアプローチをすることができる。

15. 正式な申請が行われれば、CA は、要求に応じて、申請の日付及び時間を明記した受領証明を提供する。CA は申し立てられたカルテルが同じ申請については受理した順番にしたがい審査を行う。

制裁金免除申請の手続き

免除申請者に対するマーカー

16. 免除申請を行いたい事業者は、最初に「マーカー」の申請をすることができる。マーカーは一定期間申請者の優先権を保護し、申請者が免除申請に関連する証拠要件を満たすため必要な情報及び証拠を収集できるようにするものである。

17. CA はマーカーを認めるか否かについて裁量権を有している。マーカーを

⁶ 管轄区域により様々な手続き及び調査手法が用いられているため、ECN モデル・プログラムは行政及び司法の両方のやりかたを考慮に入れ、作成された。「異議申し立て」及び「異議告知書」の両用語は、調査段階が完了し、CA の異議申し立てが当事者に正式に知らされる際の関連手続きに基づき行われる同じ内容の処置を全て網羅していると見るべきである。

認めた場合、CA は期間を決定し、申請者はその期間内に免除申請に関連する証拠要件を満たすため必要な情報を提出することによりマーカ―を「完成」させなければならない。申請者が設定された期間内にマーカ―を完成させた場合、提供された情報及び証拠はマーカ―が認められた日付で提出があったものと見做される。

18. マーカ―の適格者となるためには、申請者は CA にその事業者名及び所在地とともに、以下に関する情報を提供しなければならない。

ーリニエンシー・アプローチに導いた懸念の根拠

ー申し立てたカルテルの当事者

ー影響が及ぶ製品（群）

ー影響が及ぶ地理的領域

ー申し立てたカルテルの継続期間

ー申し立てたカルテル行為の性質、及び

ー申し立てたカルテルに関し、他の CA 及び EU 以外の競争当局に対して過去に行ったりニエンシーの申請若しくは将来行う可能性の有無についての情報

免除の授与

19. CA は提出された証拠が関連する免除要件を満たしていることを確認したらすぐに、書面により制裁金の条件付き免除を事業者に認める。
20. 関連する免除要件を満たさない場合、CA は書面により免除申請が認められないことを事業者に伝える。事業者は、その場合、CA に制裁金の減額申請を検討するよう要求することができる。
21. CA は手続きの最後に免除の授与について最終決定を行う。CA が条件付き免除を認めていた後で、最終的に免除申請者の強要行為が発覚した場合、若しくは申請者がリニエンシーに付帯する条件を満たさなかった場合は、CA はすぐにこのことを申請者に知らせる。手続きの最後にリニエンシーに付帯する条件を満たしていないことが分かり、それを理由に免

除が撤回された場合、事業者は同じ手続きに関してこのプログラムに基づく他のいかなる優遇措置からの特典を受けることはない。

制裁金減額申請の手続き

22. CA が予備的結論に達し、事業者が提出した証拠がプログラムの意味する範囲内において「重大な付加価値」を有しているとした場合、委員会は事業者に書面により制裁金の減額を適用する意向であることを通知する。この確認は異議告知書を当事者に通告する日の前までに、可能な限り早急に行われる。減額の最終金額は遅くとも手続きの最後までには決定される。
23. リニエンシーに付帯する条件のうち 1 つ以上の条件を満たさないことが分かった場合、事業者は同じ手続きに関してこのプログラムに基づく他のいかなる優遇措置からの特典を受けることはない。

略式申請

24. 委員会がネットワーク告示 14 項にしたがい事件を取り扱うのに「特に適切な場所」である場合、制裁金の免除又は減額のいずれかのために、委員会にリニエンシー申請を提出した、若しくは手続き中の申請者は、ネットワーク告示にしたがい行動するのに「適切な場所」と申請者が考えるいずれの NCAs に対しても略式申請を提出することができる。略式申請はそれぞれ委員会に行った申請と実質的には同じ範囲で行うべきで、以下について短い説明を含める必要がある。

－申請者の名称及び所在地

－申し立てたカルテルの他の当事者

－影響の及ぶ製品（群）

－影響の及ぶ地理的領域

－継続期間

－申し立てたカルテル行為の性質

－証拠が存すると思われる加盟国、及び

ー申し立てたカルテルに関して過去に行った、若しくは将来可能性のあるリニエンシー申請の有無についての情報

25. 略式申請を受け取った後、NCA は申請者に受領を知らせるとともに、NCA の関連部門に情報が提供された日付と時間を基点に申請者に略式申請マーカ―の地位を認める。加えて、略式申請者が NCA の関連部門に申し立てられたカルテルに関して最初の申請者である場合、NCA は略式申請者にその旨を知らせる。

26. NCA が略式申請を受け取った後、一定の追加情報の要求を決めた場合、申請者は迅速にその情報を提供する必要がある。NCA が当該事件に対応することを決めた場合、NCA は一定の期間を決定し、申請者はその期間内に申請要件を満たすために必要な全ての関連する証拠と情報を省略せずに提出しなければならない。タイプ 1A 又はタイプ 1B の略式申請者が NCA の設定した期間内にそのような情報を提出した場合、提供された情報は略式申請マーカ―の地位が認められた日に申請されたものと見做される。タイプ 2 の略式申請者は、それぞれのリニエンシー・プログラムのもとで適用可能な要件や他の必要条件にしたがい、略式申請マーカ―の認められた順序で査定される。NCA が申請者に略式でない完全申請を行うよう要求した場合は、申請者は関連するリニエンシー・プログラムに基づく必要条件にしたがい、申し立てたカルテルに関する全ての情報及び証拠を NCA に提出しなければならない。

27. 略式申請はネットワーク告示 41 項(1)の意味する範囲内の申請と見做される。

リニエンシー・プログラム及び口頭手続きに基づく意見表明

28. 申請者の要求に基づき、CA は口頭申請を認めることができる。そのような場合、意見表明⁷は口頭で行い、CA が適切と見做すやり方で録音することができる。その場合でも、申請者はカルテルに関して既にある全ての証拠文書の複製を CA に提出する必要がある。

29. CA が異議告知書を当事者に発布するまでは、意見表明（口頭か書面かにかかわらず）の記録に対するアクセスは認められない。

⁷ 「意見表明」とは、事業者の代りに法的代理人が行うコーポレート・ステートメント及び事業者の被雇用者や役員が行う証言の両方を言う。

30. 現プログラムのもとで行われた意見表明（口頭及び書面）は、ネットワーク告示で提示された条件に合致し、かつ情報開示に対抗する保護の程度が情報を受け取る側のCAと情報を伝える側のCAで同じである条件のもとでのみ、欧州委員会理事会規則 1/2003 号第 12 条にしたがい、CAs間で情報交換することができる。

VII. ECN モデル・プログラムの見直し

31. ECN モデル・プログラムは、ECN 構成員が集約した経験に基づき見直すことができる。いずれにせよ、ECN モデル・プログラムが発行されてから遅くとも 2 年目の最後までには、ECN 構成員のリニエンシー・プログラムの収斂状況を評価する。

ECN モデル・リニエンシー・プログラム

註解

I. 序文

カルテルに対する戦いにおけるリニエンシー・プログラムの重要性

1. カルテル行為者は競争法を極めて重篤に侵害している。彼らは価格を釣り上げ、供給を制限することにより消費者を傷つけている。長期的に見れば、競争性の欠如と雇用機会の減少に導く。このような種類の違法行為に関わっている事業者で、関与に終止符を打ち、欧州委員会及び国家競争当局（すなわち CAs）にそのような行為の存在について情報提供することを望むものに対しては、高額の制裁金にさらされるかもしれないことでそうすることを思いとどまらせてはいけない。CAs は自分たちと協力する事業者に対して優遇措置を認めることは公共の利益にかなうことだと考えている。
2. リニエンシー・プログラムの目的は、CAs がカルテルを摘発して息の根を止め、カルテルに関与した者を罰する取組を支援することである。CAs は、上記の目的を自発的に支援することによってそれぞれの加盟国及び欧州共同市場の経済的福祉に本来備わっている価値を見出し、一定の事件（タイプ 1A 及び 1B）における制裁金免除や他の事件（タイプ 2）における制裁金減額に正当な理由を与えることができると考える。

ECN 内部のリニエンシー情報の保護

3. 欧州委員会理事会規則 1/2003 号⁸に基づき確立された CAs 間の協力メカニズムによってカルテル行為に関する事業者の自発的な報告が妨げられないようにするため、ネットワーク告示ではリニエンシー関連情報に対して特別の防衛手段を提示している⁹。これらの防衛手段は、それぞれのプログラムの有効性を脅かすことなく、CAs がリニエンシーに関連した情報を交換し、証拠として用いることができるようにするものである。

⁸ 2003 年 1 月 4 日付欧州連合官報 OJL 1、1 ページ

⁹ ネットワーク告示 39 項－42 項を参照。リニエンシー関連情報とは、リニエンシーの申請それ自体に含まれている情報だけでなく、リニエンシーの申請目的以外では実施できなかった事実認定手段に続いて集められたすべての情報を含む。

4. ネットワーク告示 39 項にしたがい、欧州委員会理事会規則 1/2003 号に基づき提出されたリニエンシー関連情報は他の CAs が調査を開始するために用いることはできない。
5. 41 項にしたがい、リニエンシー申請者により提出された情報又はその申請に基づき収集された情報は、以下の条件にあてはまる場合にのみ 2 つの CAs 間で交換が可能である。

—申請者が交換に同意した場合、又は

—申請者が同一事件で両方の CAs にリニエンシーを申請している場合、又は

—情報を受け取った CA が、申請者、申請者の子会社又は申請者の被雇用者に制裁を科すために、送付された情報又は送付の日以降に入手した情報を用いないことを書面で約束した場合。書面による約定は申請者に複製が送付される。

ECN モデル・プログラムの目的

6. 異なるリニエンシーの運営体制間で不一致が存在する場合、ECN の域内で並行して多重申請を行うことは複雑な仕事になる。不一致があればそれぞれのプログラムの有効性に不利になる可能性がある。さらに、関係する管轄団体の数が著しく多く、ネットワーク告示の意味において委員会が特に適切な場所であるような事件の場合、他の全ての適切な場所と考えられる CAs に完璧な内容の多重申請を行うことは、一定の申請者にプログラムに基づくリニエンシー申請を諦めさせる危険のある煩わしいプロセスになり得る。
7. ECN モデル・プログラムの目的は、並行して行う多重申請に関わる問題を解決し、潜在的な申請者に対してより精度の高い予測可能性を提供することである。ECN モデル・プログラムは、CAs が多年にわたり運用してきたリニエンシー・プログラムの共通の経験に基づき、2 つの主要な目的を持つ。第一に、ECN モデル・プログラムの意図するところは、現存するリニエンシー・プログラム間にソフトな調和をもたらし、いくつかの CAs に現在は運用していないプログラムの採用を促すことにある。第二に、ECN モデル・プログラムの特徴は、国境を越えた大きなカルテル事件において多重申請に伴う事業者及び CAs 双方の負担を軽減するため、一律の簡易申請方式（いわゆる略式申請）を生み出し

たところにある。

8. 全ての CAs が一つのリエンシー・プログラムを運用するよう保証することが大いに望まれている一方で、EU 域内での法的枠組み、手続き及び制裁の多様性により、一つの一律の制度を適用することは難しい。ECN モデル・プログラムは、したがって、原則的な要素を提示し、調和に向けたソフトな動きが起こった後に、その原則が ECN 域内での全てのリエンシー・プログラムに共通のものになる必要がある。このことにより、CA がそれぞれ独自の実施システムにふさわしいより詳細な規定を追加したり、申請者により望ましい優遇措置を提供したりすることは、CA が効果的な施行を確実にするために必要と考える限り、その可能性が妨げられることはない。
9. 委員会と NCAs は、ECN モデル・プログラムによって明記された枠組みの範囲内でそれぞれの管轄区域においてプログラムの連携を追求することを約している。ECN 構成員の中には国のリエンシー・プログラムを変更する権限が他の組織にあり、自身にはないところもいくつかあることが分かっている。しかし、ECN モデル・プログラムは、全ての関連する組織（ECN 構成員及び他の意思決定組織）が効果的に政策を実施し、かつ ECN 域内においてできる限り効率的かつ有効に協力する上で、役立つ存在であるべきである。

II. ECN モデル・プログラム

10. ECN モデル・プログラムは、該当する協定や行為の当事者である事業者の協力に報いるための枠組みを提示している。ECN モデル・プログラムは、事業者の側に何らかの法律上又は他の合法的な期待を起こすものではない。

A. プログラムの適用範囲

11. ECN モデル・プログラムは、秘密カルテルに関係するものである。秘密主義とはカルテル行為の全ての側面が秘密であるべきだという意味ではないが、一方、カルテル行為を構成する全要素、及びその一つである秘密主義がカルテルの発覚を困難にしているという事実は、一般大衆、ないし消費者又は販売会社には知られていない。
12. カルテルは非常に深刻な競争法違反であり、少なくとも 1 社以上の関与者の協力なしには発見することも調査することも往々にして極めて困

難である。そのようなカルテルを確実に突き止め、終止符を打ち、罰することで消費者や市民が受ける利益は、CA がそのような違反行為を見つけ、終わらせ、罰するために事業者制裁金をかけることによる利益を上回る。

13. ECN モデル・プログラムの目的に照らし、カルテルとは、競合者間の協定、及び/又は、協調的行為で、EEA の域内で、競争行動を同調させること、又は、関連する競争指標に影響を及ぼすことによって競争を阻害することを目的としたものである。カルテル関与者の典型的な共謀行動は、売買価格の固定、及び/又は、生産配分又は販売割当、及び/又は、市場分割である。これらのカルテル行動には、直接又は間接に、価格、量、市場シェア、及び関連する競争指標などに影響を与える取り決めが含まれている。例えば、輸出入制限、談合、又は共同ボイコットのような方法による共謀行動が ECN モデル・プログラムの範囲に該当する¹⁰。
14. 垂直的協定や水平的制限のようにカルテル以外の他の種類の競争制限は通常、発見及び/又は調査の困難度が低いため、リニエンシー・プログラムで取り扱う理由がない。さらに、リニエンシー・プログラムの範囲にカルテル以外の協定を含めると、事実上の通告など望ましくない制度の類を再導入する危険がある。しかし、垂直的な要素を含むカルテルをリニエンシー・プログラムで扱うことは除外されていない。
15. ECN モデル・プログラムは企業リニエンシーのみに関係している。事業者でない自然人に対する制裁は扱っていない。しかし、企業に対するリニエンシー・プログラムが有効に機能するためには、免除申請を行う事業者の被雇用者及び役員を最大限守ることが重要である。制裁金の減額に対する申請者の被雇用者及び役員に対する個々の制裁については保護を申し出ることも適切かもしれない。多くの CAs はカルテルに関与している個人及び事業者双方にそれぞれリニエンシー申請することを認めるリニエンシー・プログラムを持っている。いずれにせよ、このことで ECN モデル・プログラムの企業に対するリニエンシー・プログラムの同調が妨げられることはない。

B. 制裁金の免除申請：タイプ 1A 及び 1B

免除の証拠要件

¹⁰ この事例の列挙は完全に網羅されている訳ではない。水平的協調協定に対する欧州連合の機能に関する条約第 101 条の適用可能性についてはガイドライン 59 項を参照。2011 年 1 月 14 日付欧州連合官報 OJC 011、1-72 ページ。

16. ECN モデル・プログラムには制裁金の免除を認めるための 2 つの異なる証拠要件がある。

ー申し立てるカルテルに関してターゲットを絞った立入検査が実施できるに足る十分な証拠を CA に対し提供する最初の事業者である要件 (タイプ 1A)、及び

ー申し立てるカルテルに関して CA が TFEU 第 101 条の法規違反を発見できると考えることのできる証拠を提出する最初の事業者である要件 (タイプ 1B)

17. タイプ 1A で既に免除が認められている場合、タイプ 1B では認められることはない。

18. カルテル関与者がカルテルを撤退し、CAs がまだ知らない法規違反を知らせる動機づけの機会をつくるため、タイプ 1B と比較しタイプ 1A では敷居が低い要件のもとで免除が可能である。

19. タイプ 1A の状況では、申請者が CA にターゲットを絞った立入検査が実施できるに足る十分な情報を提供しなければならないことが要件である。要件の審査は事前に実施しなければならない。つまり、その立入検査が成功するかどうか、また、立入検査が実際に行われるかどうかは考慮されない。要件の審査はもっぱら申請者が提出した情報の種類と質に基づき行われる。ECN モデル・プログラムに含まれ、下記に詳細説明のある情報リストは、CA に通常求められるものを申請者が予期できるようガイダンスとして役に立つことが期待される。

20. タイプ 1A の場合、証拠要件を満たすために、事業者は一般的に以下の情報及び証拠を CA に提供する立場にすることが求められる。

ー免除申請を提出する法人の名称及び所在地、及びその代理として、申し立てるカルテルに関与している又は関与してきた個人の氏名

ー申し立てるカルテルに関与している (いた) 他の全ての事業者の身元、及び、申請者の知る限りにおいて、申し立てるカルテルに関与している又は関与してきた個人の身元

ー申し立てるカルテル行為についての詳細説明で、例えば、その目的、活動及び機能、関係する製品 (群) 又はサービス (群)、地理的範囲、

申し立てるカルテルの影響を受ける期間及び推定市場規模、申し立てるカルテルの会合の日付・場所・内容及び参加者、申請を裏付けるために提出された証拠についての全ての関連説明

－申し立てるカルテルについて、申請時に申請者が有しているか、入手可能な証拠、特に同時期に存在していた証拠、及び

－申し立てるカルテルについて、EU の内外を問わず、申請者が他の CAs に既にアプローチしているか、又は、今後アプローチする意向があるかどうかについての情報

21. CA が検査を実施していたか、既に検査を実施するに足る十分な証拠を有している場合は、タイプ 1A に基づく免除は利用できない。

除外申請者

22. 1 社以上の事業者に対しカルテルへの参加や残留を強要したことのがある事業者は、道義上、免除の特典から除外される。自然的正義を考慮すれば、そのような役割を果たした事業者が全ての制裁を免れるのは防がれる。しかし、潜在的申請者にとって不確実性が生まれるのを避けるよう、除外の範囲は限定されている。

C. 制裁金の減額：タイプ 2

23. 事業者が関連証拠要件を満たせなかったか若しくはカルテルで果たした役割が原因で制裁金免除の資格を得られない場合でも、手続きの過程で協力が得られれば CAs の利益にかなう。そのような協力によって、カルテルの活動をより効率的に調査し、制裁を科すことが確実になる。

24. 協力行為の価値はタイミング（申請者が、最初か、二番目か、三番目か…の申請）と提出された証拠の質と性質により決まる。さまざまな方法でこれらの指標を組み合わせ、申請者の貢献に報いるために用いている。しかし、申請者にとって制裁金の免除を今よりはるかに魅力的なものにするために、全ての制度で制裁金の免除と制裁金の減額には著しい相違があるようにしなければならない。したがって、タイプ 2 の申請の重大な付加価値に対する見返りとして、制裁金の 50%を超える減額をしてはならない。

25. 申請者は、申請が提出された時点で既に CAs が保有している証拠に

関連して重大な付加価値を有すると CAs が考える証拠を提示することを求められる。CA は、その事実が関係した期間に発せられた書面による証拠が、その後つくられた証拠よりも重大な価値を有すると一般的に考える。問題となる事実と直接関係し、有罪を立証する証拠は、単なる間接証拠よりも重大な価値を有すると一般的に考えられる。同様に、提出された証拠を信頼するために、他の情報源による補強証拠が必要な程度により、提出された証拠の価値は影響を受ける。

26. ECN モデル・プログラムには、タイプ 2 の申請者が制裁金の額に直接関係するような新たな事実に関連して有無を言わせない説得力のある証拠を提出した場合、申請者にとって逆の結果を生む可能性を相殺する規定がある。

D. リニエンシーに付帯する条件

27. 条件付き免除の資格を得るか、若しくは調査に対して重大な付加価値をもたらす場合、3 つの加重条件を満たせば、申請者に制裁金の免除又は減額の資格が与えられる。
28. リニエンシーに付帯する条件を完全に遵守したかどうかの最終評価は手続きの最後に行われる。
29. 第一の条件は、申し立てるカルテル行為の終了に関係する。事業者は可能な限り早急に全てのカルテル活動を終了しなくてはならない。しかし、これまでの経験から、申請後かつ CA の立入検査が行われる前に、例えばカルテル定例会議に説明なしで唐突に欠席するような即座の終結は他のカルテル参加者を警戒させ、証拠の隠匿や破棄を引き起こすことにより、次に続く立入検査の効果を著しく削ぐ危険がある。したがって、全てのカルテル活動の完全な終了を立入検査の完璧さを守るために必要な時点まで遅らせることは公共の利益にかなう。この一般的なルールの特例は必要な場合のみに同意されるべきで、申請者の違法活動にできる限り早急に終止符を打つことと CA の調査活動の有効性を保護することとを適切に両立する必要がある。このことは、並行して手続きを行う場合にさまざまな CAs 間で調整を行い、申請者が矛盾する要求にさらされることを避ける場合にも必要である。一定のカルテル行為を継続する必要性は早い段階で申請者と CA 間で話し合う必要がある。

30. 第二の条件は手続きの全体を通して CA と協力する義務である。この義務はリニエンシー・プログラムの重要な特徴である。CA への申請の日から始まり、手続きの間中続く。この観点において、制裁金の免除申請者及び制裁金の減額申請者を区別する理由はない。全ての事件において協力義務は誠実に履行されなければならない。すなわち、申請者に対する支援は分かりやすく迅速であることに加えて、協力義務の真摯な精神を体現していなければならない¹¹。協力義務にはさまざまな様相があるため、必ずしも完全に網羅できる訳ではないが、以下を含んでいる。

－既存の証拠及び情報で申請者が利用可能な場合若しくは調査期間中に保有するに至った又は管理下に置かれた場合、これを遅滞なく提供すること

－CA からの質問に遅滞なく回答すること、及び、CA とのインタビューに現職及び可能であれば前職の被雇用者及び役員をそれぞれ対応させること。これには、特に、被雇用者又は役員が解雇¹²又は自主退職の前に保有していた可能性があり、リニエンシーの申請を実証するために関係する全ての関連情報及び資料を含む。

－リニエンシーに申請後、申請の範囲に該当する証拠を毀損、改ざん又は隠匿しないこと

－リニエンシーの申請をしている事実又は申請の内容について、CA が当事者に異議申し立てを通告するまで（直接又は間接に）明らかにしないこと

31. 申請の非開示義務については、同一のリニエンシー申請者が多重申請を行う上で、申請者が別の競争当局にリニエンシー申請の存在又は内容を知らせた場合は、義務の不履行があったと考えるべきではない。同様に、申請者が法的な助言を受ける目的で外部の法律顧問を巻き込んだ場合、申請者が外部の法律顧問は第三者にそのような情報を開示しないと確約する限り、非開示の義務違反

¹¹ 例えば以下の判例を参照のこと。欧州司法裁判所 2006 年 6 月 29 日判決、C-301/04 P、Commission v. SGL Carbon AG a.o. 第 66－80 項、及び欧州司法裁判所 2005 年 6 月 28 日判決、C-189/02 P、C-202/02 P、C-205/02 P、C-208/2 及び PC-213/02 P、Dansk Rørindustri A/S a.o.v. Commission 第 395－399 項、及び欧州司法裁判所 2011 年 9 月 9 日判決、T-12/06、Deltafina SpA v Commission 第 124－134 項。

¹² 申請者は、ニエンシー申請の関連情報及び資料を保有していた可能性のある被雇用者又は役員の解雇を検討している場合は、事前に CA に知らせることが奨励されている。

と考えるべきではない。リニエンシー申請者は、CA に対し、要求に応じて、誰が、何日何時に、(検討中の又は提出された) リニエンシー申請の事実又は内容を申請者から知らされたかを示すことができるよう必要な内部措置を取ることが奨励されている。

32. CA が明白にそうでないと認めない限り、申請者の非開示義務は少なくとも CA が当事者に異議申立書を通告するまで続く。CAs は当事者に対する異議申立書の通告後よりも長い期間、例えば全手続き期間を通じ、非開示義務を適用するかもしれない。複数の CAs に多重申請を提出したリニエンシー申請者は、それぞれのリニエンシー体制下で非開示義務が適用されている期間中は、全ての義務を遵守するために、異なる CAs の手続き期間を通して慎重に立証することが奨励されている。
33. 第三の条件は、申請者は CA にリニエンシー申請を行うことを検討している時だけでなくその前から、以下の行為をしてはならない。
 - a) 申請の範囲に該当する証拠を毀損すること、又は
 - b) 他の CAs を除き、申請を検討している事実又はその内容を、直接又は間接に、明らかにすること
34. 申請者がこれらの条件を完全に遵守することができない場合、関連する手続きにおいてリニエンシー・プログラムの申請者の資格を失う。

E. 手続き

CA へのアプローチ

35. 全ての CA は、個々のプログラムについてガイダンスを受けることを望む潜在的申請者による匿名のアプローチを受け入れる。いくつかの CA は、仮申請など、そのようなアプローチに対するより正式なシステムを持っている。

制裁金免除申請者に対するマーカー

36. マーカーは一定期間申請者の優先権を保護する。申請者が要件を満たすため必要な情報及び証拠を収集し、内部調査を完成できるようにするものである。
37. ECN モデル・プログラムでは、マーカーは CA の裁量により利用可能である。いくつかの CAs では、免除の適用が明らかな場合ほか一定の状況にある場合にのみマーカーを認める選択をし、他の CAs では個々のケースに応じてマーカーを認めている。CA はそれぞれの事件の特殊性を考慮しマーカーの期間を決定することができる。多くの CAs が並行して行う場合には、CAs はそれぞれの調査を円滑に調整できるような方法で裁量権を用い始めている。
38. ECN モデル・プログラムは本プログラムの言うマーカーを獲得するために必要な情報を明記している。それは略式申請に必要な情報とおよそ同じである。しかし、いくつかの CAs では、事件によっては、より限定された情報に基づき申請者の優先権を保護する決定をする可能性がある。いずれにせよ、申請者は最小限、その名称及び所在地を知らせるとともに、申請者がカルテル行為に参加していたという理由のある懸念について具体的な根拠を有していることを CA に納得させなければならない。

制裁金の免除及び減額申請の手続き

39. CA は申請者に対して高度な法的確実性を保証する方法で申請を取り扱うべきである。この意味は、申請者は可能な限り早急に申請の地位について知らされるとともに、申請書の提出について受領証明書を受け取るということである。
40. CA が条件付免除を認めた場合、手続きの期間中リニエンスに付帯する条件を満たし、かつ申請者が強要者として行動した事実が発見されなければ、申請の対象であるカルテルに関して申請者に制裁金が課せられることはない。同様に、制裁金の減額申請に対して取る立場はプログラムに提示された条件にしたがわなければならない。

略式申請

41. 経験により、委員会がネットワーク告示 14 項の下で特に適切な場

所として機能する場合、申請者は往々にして複数の CAs に同時に申請することを選択することが分かっている。そのような用心深い多重申請は NCAs にとっても申請者にとっても時間の無駄である。そうした多重申請は、しかし、ネットワークの構成員がその事件に取り組みたいかどうかについての考えを知らせる意味では有益であり、また、一つの CA に対するしんせいが全ての CAs に対する申請として見做さない場合、事件の再割り当ての際に申請者の地位を保護する意味でも有効である。

42. 多重並行申請に伴う事業者及び NCAs 双方の負担を軽減するために、ECN モデル・プログラムには一律の略式申請制度のモデルがある。申請者が委員会にリニエンシー申請した若しくは申請中に申し立てられたカルテルに関連し NCA のリニエンシー・プログラムの下で申請者は略式申請を行うことによりその地位を守る。申請者の委員会及び NCA におけるリニエンシーの順番における地位、つまり、タイプ 1A 、タイプ 1B 及びタイプ 2 による申請にかかわらず、略式申請は可能である。
43. 申請者が ECN モデル・プログラム 24 項にしたがい「適切な場所」である NCAs に略式申請を行った場合、関連する各 NCA は申請者に略式申請マーカを認める。略式申請マーカは関連する NCAs で行われるリニエンシー・プログラムの下で、特に事件の再配置の段階で、申請者の地位を保護することを目指している。タイプ 1A 又はタイプ 1B の略式申請者に関して、略式申請マーカの意味は、後日期間内に完成された場合、特に関連する NCAs に事件が再配置された後では、その時関連する NCAs に提供された情報の全ては略式申請マーカを認めた時点で申請者によりそれぞれの NCAs が提出されたものと見做される。タイプ 2 の略式申請は略式申請が行われた順序により、利用可能なリニエンシー・プログラムに関連する限りにおいて審査される。
44. 略式申請はリニエンシーに対する申請であり、そのような申請を受けた CAs は、ネットワーク告示 41 項(1)にしたがい、申請者の同意なしに情報を交換する資格を与えられる。
45. NCA s は略式申請は処理しない、つまり、条件付きの免除又はリニエンシーを認めたり、拒否したりすることはしない。NCAs は、単に(a)申請の受領を知らせ、(b)申請者に略式申請マーカの地位を認め、(c)NCA が後日一定の時点で申請者に完全な申請書を提

出するよう要求する場合に備え、申請者が申請を完成させるために一定の期間を持つことを確認するだけである。

46. CA が事件で行動を起こす決定をしない限り、申請者がより多くの情報を提供し、一般的に調査を助ける義務は、専ら委員会に対してのみ存在する。しかし、略式申請マーカの範囲が本来リニエンシー申請の内容により決定されるという理由から、申請者は次の点について考慮しなければならない。実質的に考えると、略式申請は委員会に提出されたリニエンシー申請の適切な要約である。したがって、リニエンシーの申請者が NCA から略式申請マーカを受け取った後で、略式申請で NCAs に報告したものと範囲において著しく異なるカルテルを申し立てたことを示す情報と証拠を委員会に提出した場合（例えば、製品が追加された場合）、委員会で保護される範囲と同一の範囲で NCAs においても保護されるよう、申請者は略式申請を提出した NCAs に対して情報の更新を検討すべきである。
47. さらに、申請者は、特に NCA が十分な情報に基づき事件の配置の問題について考えを持てるよう、略式申請を受領した NCA による特別の追加情報要求にしたがわなければならない。NCA によるそのような要求に十分かつ迅速・効果的にこたえられない場合、略式申請マーカの資格を失う結果になる。申請者が NCA に略式申請から完全申請を完成させるよう要求されたばあいは、申請者は NCA に対して申し立てたカルテルに関して全ての情報及び証拠を提出しなければならない。通常、この要求は申請者に対して委員会に提出した全ての情報及び証拠を NCAs に対して提供するよう求めている。このため、申請者は関連する NCAs とともに関連するリニエンシー・プログラムの下で適用可能な必要条件を立証することが奨励されている。さらに、申請者は関連するリニエンシー・プログラムで必要とされる可能性のある追加情報を NCA に提供しなければならない。
48. 申請者が略式申請においてカルテルへの関与を終えるタイミングは委員会が決定する。
49. ECN モデル・プログラムは略式申請に含めなければいけない情報を掲げている。第一に、CA がその事件で行動したいかどうかを決定できるに足る十分な情報と詳細の程度。第二に、CA が申請者に略式申請マーカを認めるべきかどうかを決定させること

ができる情報と詳細の程度。NCAs は略式申請を作成する言語について柔軟性を示す（法的に許される程度まで）ことに同意している。註解の別紙 1 には申請者が略式申請を準備する際に用いることができる英語の様式が含まれている。申請者は略式申請を行うに際して利用可能な言語で必要条件を十分に検討すべきである。

レニエンシー・プログラムの下で行われる意見表明及び口頭手続き

50. ECN 構成員はカルテル参加者から受ける損害に対して効果的な賠償手続きを強力に推進する擁護者である。しかし、行政の損害賠償の観点から、カルテルを明らかにするために ECN 構成員と協力する事業者を、協力を拒むカルテル参加者より悪い立場に置くことは不適切であると考える。レニエンシー・プログラムのために CA に対し特別に作成した意見表明を損害賠償手続きの証拠とすることは、まさにこの結果を生むリスクがあり、CAs のレニエンシー・プログラムに協力することを思いとどまらせることにより、CAs のカルテルに対する戦いの有効性を阻むことになりかねない。そのような結果は他の管轄区域におけるカルテルに対する戦いに否定的な影響を及ぼすことにもなりかねない。申請者が証拠開示命令の標的となるリスクは、一定程度、関与したカルテルが影響を及ぼす範囲及びカルテルの性質による。これまでの経験から知る限り、委員会が取り扱うのに特に適切な場所である事件では一定の地域又は特定の加盟国に限定されたカルテルよりも証拠開示命令がより出されやすいようである。

51. CAs のレニエンシー・プログラムに対してそのような否定的な結果を制限するために、ECN モデル・プログラムは、そうすることがもっともであり、適当に見える全ての事件において口頭による申請（略式、マーカー、又は完全申請）を認めている。ネットワーク告示 14 項に基づき、委員会が特に適切な実施場所である事件では、口頭による申請は、常にもっともであり、適当である。いくつかの CAs では申請者に口頭申請の要求がもっともであり、適当であることの論証を求めずに口頭申請を受け入れている。

52. ECN モデル・プログラムは、また、異議告知書が発布される前には意見表明の記録（口頭及び書面）へのアクセスを認めないと規定している。加えて、さまざまな管轄区域においてファイルへのアクセス及び/又は文書の情報公開に関する規定が異なる場合、

ECN モデル・プログラムは意見表明の記録(口頭又は書面)の CAs 間の交換は、受け取る側がそのような記録に与えられる保護と伝達する側が与えられる保護とが同等である場合に限定されると規定している。